



ハイレベル政治フォーラム 2018に向けた

Japan Human Rights Reference Book

～ SDGs Goal 6, 7, 11, 12, 15 ～



J.Y.P.S.

Japan Youth Platform for Sustainability



目次

1. 背景	3
Japan Youth Platform for Sustainability	3
ハイレベル政治フォーラム (High Level Political Forum)	4
人権勧告と法律文章の主な参考	4
1. OHCHR	4
2. DANISH	4
本冊子の目的	5
2. 条約リスト (五十音順)	5
3. 日本語訳参考リンク集 (五十音順)	10
4. 今回のリファレンスブックについて各項目の意味	11
5. 項目中の表記方法	12
6. Goal 6 安全な水とトイレを世界中に	Goal 6 Page 1-22
7. Goal 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	Goal 7 Page 1-7
8. Goal 11 住み続けられるまちづくりを	Goal 11 Page 1-47
9. Goal 12 つくる責任つかう責任	Goal 12 Page 1-24
10. Goal 15 陸の豊かさを守ろう	Goal 15 Page 1-38

1. 背景

Japan Youth Platform for Sustainability



J.Y.P.S.
Japan Youth Platform for Sustainability

Japan Youth Platform for Sustainability (JYPS) とは、2015年に国連で採択された「ポスト2015 開発アジェンダ」や今回のハイレベル政治フォーラム (High Level Political Forum) を代表格とした、その他国連で行われているさまざまな作るための議論に向けて日本の若者の声を集約し、政策として日本政府や国連機関、そのほかの市民社会にその声を届けていくためのプラットフォームとしての「場」です。プラットフォームという位置付けのJYPSは、若者の代表としてではなく、選出される幹事及び事務局のもとで若者の「アドボカシー (政策提言)」として、キャンペーン、イベント、記事掲載その他を通じて、さまざまなバックグラウンドをもつ若者の声を集約して一つの大きな意見として実現していくことを目的としています。国連で採択された条約や様々な国際問題は遠い世界のことと思いかもかもしれませんが、確実に私たちの生活に影響を及ぼします。国際的に働きかけられる多様な分野に対して日本の若者の声を発信していくことによって、様々な観点から国際的にだけでなく、日本で生きる私たちにも大きく変化を及ぼすことになるのです。現在JYPSは、若者の定義とされている30歳以下の個人、そのような個人で構成される団体、もしくは30歳以下の若者と働く団体であれば、メーリングリストの登録やポジションペーパーの公表によってだれでも参加することが可能です。

実際にJYPSはこれまで国連および日本国内における持続可能な開発やそれに関する会議へと参画してきました。昨年度は国際面ではG7伊勢志摩サミット、HLPF、APEC、TICAD等、国内面ではODA政策協議会、日本政府によるSDGs国内時指針・骨子の制定プロセス等への参画を行っています。2017年のハイレベル政治フォーラムには、日本人ユースを10名派遣し、日本政府の自発的国別レビュー (Voluntary National Review: VNR) の際にはこれまで「SDGs国内実施のプロセスに関わってきた市民社会の若者プラットフォームとして、そ



**UN Major Group for
Children and Youth**
the space for children and youth in the United Nations

して国連子どもと若者メジャーグループ(UN MGCY)の一員として岸田外務大臣(当時)に対して意見を述べました。

ハイレベル政治フォーラム (High Level Political Forum)

ハイレベル政治フォーラム (High Level Political Forum : HLPF)とは、2012年の国連持続可能な開発会議 (リオ+20) に基づき、2015年の9月に国連総会において全会一致で可決された「2030アジェンダ」及びその中に掲げられているSDGs (Sustainable Development Goals) と呼ばれる国際目標に関して、各国の取り組み・進捗状況共有・実施の仕方を確認し加速させるための非常に重要な会議です。今年の会議は "Transformation towards sustainable and resilient societies (持続可能で回復力のある社会への転換)" と題され、17個の行動目標のうち、以下の5つの目標がレビューの対象となります。

目標 6 : すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

目標 7 : すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

目標 11 : 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標 12 : 持続可能な生産消費形態を確保する

目標 15 : 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



人権勧告と法律文章の主な参考

1. OHCHR

Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (国際連合人権高等弁務官事務所)。国連人権高等弁務官は国連の人権活動に主要な責任を持ち、すべての人の市民的、文化的、経済的、政治的、社会的権利を促進かつ擁護します。人権高等弁務官事務所は、総会やその他の政策決定機関の要請を受けて報告書を作成し、調査研究を行います。各国政府、国際機関、地域機関、非政府組織と協力します。また、国連の人権機関が開催する各種会議の事務局も務めます。2012-2013年度予算は4億4810万ドルでした。そのうち1億5650万ドルは国連の通常予算から出され、残りの2億9160万ドルは任意の拠出金によるものでした。2013年12月31日現在の職員の数約1,069人で、4つの部局に分かれています。

2. DANISH

The Danish Institute for Human Rights (デンマーク国際人権研究所) は、デンマーク政府が所有する研究機関のひとつです。持続可能な開発についての調査や研究を行っており、各国政府

やNGO団体と協力しながら貧困等の問題に取り組んでいます。私たちはこのレポートを作成するにあたり、DANISHIによって作成されたHuman Rights Guide to the SDGs というウェブページを参考にしました。17個あるSDGsのゴールと、それに伴う指標のそれぞれに該当する法律文書（英文）が一覧でまとめられています。各指標のページから、ひとつのゴールに対して、国際労働基準や環境問題、そして人権といった複数の角度からアプローチできることが分かります。DANISHとHuman Rights Guide to the SDGsは、世界が直面している問題とその解決方法を明確化し、SDGsの達成において重要な役割を果たしています。

本冊子の目的

今年のHLPFでは、日本はVNRの対象国ではありません。そのため、会議に向けて取り組むべきことが昨年ほど明確になっていないという現状があります。そこで、日本のSDGsへの着実な取り組みのため、昨年とは別の形で日本の現状を捉えていく必要があると考えます。この冊子では、今年のHLPFの議題である5つのSDGsのゴールにかかわる文書を外務省などの参考文献をもとに日本語で一覧にまとめており、なぜそのゴールに取り組まなければならないかという根拠がどこに書かれているのかが分かるようになっていきます。また、日本語でまとめることにより、日本国内の人々にとっても国際文書が分かりやすく取り組みやすいものとなります。SDGsに取り組む方々に、辞書のようなものとして活用していただければと思います。

2. 条約リスト (五十音順)

・ 海洋法に関する国際連合条約 (UN Convention on the Law of the Sea)

海洋法の法典化は、国際連合が最大の関心を払ってきた事項の一つであり、1958年から三度にわたり国際連合海洋法会議が開催されました。第三次国連海洋法会議は、1973年に開始され10年間にわたる交渉の末、1982年ジャマイカにおいて開催された第三次国連海洋法会議最終議定書及び条約の署名会議において条約が採択され、1984年までの署名開放期間中に159ヶ国が署名し、1994年11月に発効しました。我が国については1996年7月20日に発効しました。

・ 気候変動枠組条約 (UNFCCC)

大気中の温室効果ガス(CO₂、メタンなど)の濃度を気候体系に危害を及ぼさない水準で安定化させることを目的とした条約です。1992年に採択された国連気候変動枠組条約に基づき、1995年より毎年、国連気候変動枠組条約締約国会議が開催されています。

・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)(ICESCR)

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約は、国連総会によって1966年12月16日に採択された社会権を中心とする人権の国際的な保障に関する多数国間条約です。同月19日にニューヨークで署名され、1976年1月3日に効力を発生しました。日本では、社会権規約と略されています。本規約と同時に採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約またはB規約)に対してA規約と呼ばれ、二つ合わせて国際人権規約と呼ばれます。

・子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章 (African Charter on the Rights and Welfare of the Child)

子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章は、アフリカ統一機構（2001年にアフリカ連合に移行）によって1990年に採択され、1999年に発効されました。国連の児童に関する条約のように、本憲章も包括的な条約として世界の子供達に向けたものです。児童に関する条約と本憲章のみが国際的かつ地域的条約として、市民、政治、経済、社会、そして文化的権利を含んでいます。

・砂漠化対処条約 (UNCCD)

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)や地域が砂漠化に対処するために行動計画を作成し及び実施すること。また、そのような取組みを先進締約国が支援すること等について規定した条約です。

・児童の権利に関する条約 (Convention on the Rights of Child)

児童の権利に関する条約は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進する国際条約です。ハーバード大学のジョン・ラギー国連事務総長特別代表は、各国や市民社会との協議を経て、2008年の第8回人権理事会に「保護、尊重及び救済の枠組」を提出しました。同枠組は、2008年第8回人権理事会に提出された関連の決議において歓迎されました。

・市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約) (ICCPR)

市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)は、1966年12月16日に国際連合総会によって採択された自由権を中心とする人権の国際的な保障に関する多数国間条約です。同月19日ニューヨークで署名のため開放され、1976年3月23日効力を発生しました。日本語では自由権規約と略称されます。同時に採択された経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、A規約）に対してB規約と呼ばれることもあり、両規約(及びその選択議定書)は併せて国際人権規約と呼ばれます。そして本規約は、締約国に対し、人間としての平等、生命に対する権利、信教の自由、表現の自由、集会の自由、参政権、適正手続及び公正な裁判を受ける権利など、個人の市民的・政治的権利を尊重し、確保する即時的義務を負わせています。

・障害者権利条約(CRPD)

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。障害者権利条約は、2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効しました。我が国は2007年9月28日に、高村正彦外務大臣(当時)がこの条約に署名し、2014年1月20日に、批准書を寄託しました。また、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しました。

・女子差別撤廃条約(CEDAW)

女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。本条約は、1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効しました。日本では1985年に締結されました。

・ **女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 (ACHPR Protocol on Women's Rights)**

女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章は、人及び人民の権利に関するアフリカ憲章ののち、2003年7月11日に女性器切除の禁止などを含めた、女性のあらゆる権利を定めた議定書です。アフリカのモザンビーク共和国の首都であるマプトにて採択されたので、マプト議定書とも呼ばれます。2011年には本憲章についての署名国46カ国、批准国を28カ国にしました。

・ **人種差別撤廃条約(ICERD)**

人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。1965年の第20回国連総会において採択され、1969年に発効しました。日本は1995年に加入しました。

・ **すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約 (ICRMW)**

すべての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約は、季節労働者も含めた、そしてその職種を問わず全ての国外からの移住労働者（移民を含む）とその家族の尊厳と権利を保証するための国際人権条約です。この条約は、搾取や差別といった不当な扱いを受けたり、劣悪な待遇の下で働くことを余儀なくされている外国出身の移住労働者の権利の擁立と確保を目的に1990年12月18日に国連総会で採択されました。条約は2003年に発効し、35カ国が署名し、46カ国が加入しています。

・ **生物多様性条約(CBD)**

希少種の取引規制や特定の地域の生物種の保護を目的とする既存の国際条約(ワシントン条約、ラムサール条約等)を補完し、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みを設ける必要性が国連等において議論されるようになりました。本条約は、1992年6月3日から14日までリオデジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議(UNCED)における主要な成果として、「気候変動に関する国際連合枠組条約」とともに右会議中に署名のため開放され、6月13日、我が国はこれに署名しました。(署名開放期間内に168カ国が署名を行いました)。

・ **世界人権宣言 (UDHR)**

世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。1948年12月10日に第3回国連総会において採択されました。なお、1950年の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」とを目的として、1989年秋の国連総会で全会一致で採択されたものです。我が国は、1990年9月21日にこの条約に署名し、1994年4月22日に批准を行い、そして同年5月22日から効力が発生しました。

・ **先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UNDRIP)**

先住民族の権利に関する国際連合宣言は2007年9月13日、ニューヨークの国連本部で行われていた第61期の国際連合総会において採択された国際連合総会決議です。本宣言は、「文化、ア

イデンティティ、言語、労働、健康、教育、その他の問題」に対する彼らの国際法に承認された人権の享受の権利と同様に、個人と共同の先住民族の権利を順に説明しています。また、自身の慣習、文化と伝統を守り、強化し、彼ら自身の必要性和目標に合わせて彼らの発展を続行するために、先住民族の権利を強調しています。

・名古屋議定書 (NAGOYA)

生物に関する生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書は、2009年10月29日に名古屋で採択されました。翌年の5月11日にはニューヨークで署名が行われ、2017年5月22日に受諾書の寄託、同年5月24日に公布及び告示(条約第10号及び外務省告示第177号)をしたのち、その年に我が国について効力を発生しました。

・バーゼル条約 (Basel Convention)

バーゼル条約は1989年3月に採択され、1992年5月5日に効力を発生させました。2015年5月現在、締約国数は181か国に及びます。我が国は、リサイクル可能な廃棄物を資源として輸出入しており、条約の手續に従った貿易を行うことが地球規模の環境問題への積極的な国際貢献となるとの判断の下、1993年9月17日に同条約への加入書を寄託し、同年12月16日に効力を生じました。

・パリ協定

パリ協定は、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みのため、平成27年12月12日にパリで採択され、2016年4月22日にニューヨークで署名、同年11月8日に国会承認、11月8日に受諾書の寄託、11月14日に公布及び告示(条約第16号及び外務省告示第437号)が行われました。そして12月8日、我が国について効力が発生しました。

・人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 (ACHPR)

人及び人民の権利に関するアフリカ憲章はアフリカ統一機構(2001年にアフリカ連合に移行)によって国際連合憲章と世界人権宣言を踏まえて、そのアフリカ地域での保証を目的に1981年ケニアのナイロビにて採択された国際人権条約です。この条約は1986年10月21日21カ国の批准により発効しました。現在の批准国は53カ国であり、南スーダン共和国を除くアフリカ連合の全ての加盟国が批准しています。

・ビジネスと人権に関する指導原則 (United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights)

ビジネスと人権に関する指導原則は、持続可能なグローバル化に貢献するためにビジネスと人権に関する基準と慣行を強化することを目標としてこの原則は決議されました。2005年、第69回人権委員会は、「人権と多国籍企業」に関する国連事務総長特別代表として、ハーバード大学のジョン・ラギーが就任されました。そしてラギー教授は2005年から2011年までの国連事務総長特別代表の最終報告書として、「ビジネスと人権に関する指導原則」を2011年3月に提出しました。

・米州人権条約(ACHR)

米州人権条約は、1969年にコスタリカにて米州機構によって基本的人権の法的保障の目的のために制定され、1978年7月18日に発効した国際人権条約です。この条約には2つの議定書、経済的、社会的、文化的、さらに障害のある人の権利の保障を目的とし1988年11月17日に制定された経済的、社会的、文化的、障害に関する附属議定書と死刑廃止を定めた1990年6月8日に制定された死刑廃止に関する選択議定書があります。

・ ヨーロッパ人権条約

ヨーロッパ人権条約は、1953年9月に効力を発生させました。欧州審議議会加盟国であるこの条約の署名政府は、1948年12月10日に国際連合総会が宣言した世界人権宣言を考慮し、志を同じくしました。そしてなおかつ政治的伝統、理想、自由及び法の支配についての共通の遺産を有するヨーロッパ諸国の政府として、世界人権宣言中に述べられている権利の若干のものを集団的に実施するための最初の措置として、この条約は結ばれました。

・ ラムサール条約 (Ramsar convention)

ラムサール条約は、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促し、湿地の適正な利用を進めることを目的として、1971年2月2日、イランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において制定され、1975年12月21日に発効されました。我が国では、1980年6月17日に加入書を寄託機関たるユネスコに寄託し、同年10月17日に効力を発生しました。

・ 労働条件（旅館及び飲食店）条約（第172号） (Working Conditions (Hotels and Restaurants) Convention, 1991 (No. 172))

労働条件条約（第172号）は、国連第78回総会の1991年6月25日に採択され1994年7月7日に発効された、旅館、飲食店及び類似の事業場における労働条件に関する条約です。条約を補足する同名の勧告が同時に採択されています。本条約は雇用関係の性格や期間に関係なく、当該産業に雇用される全労働者に適用し、批准国は、関係の労使団体と協議の上、旅行業にも拡張適用することができます。本条約に対して日本は未批准です。

・ UN Women

2009年9月にジェンダー関係の国連4機関（国連婦人開発基金: UNIFEM、ジェンダー問題事務総長特別顧問室: OSAGI、女性の地位向上部: DAW、国際婦人調査訓練研修所: INSTRAW）を統合する新たな複合型機関を設立し、その長を事務次長(USG)クラスとすることを支持する国連総会決議が採択されました。そして2010年7月に国連は「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（国連女性機関（UN Women））の設立を決定する国連総会決議を(A/RES/64/289)採択しました。そして2011年1月より正式にUN Womenとしての活動が開始されました。

・ 1989年の原住民及び種族民条約 (第169号)

1989年の原住民及び種族民条約（第169号）は、独立国における原住民及び種族民に関する条約です。第76回総会で1989年6月27日に採択され、1991年9月5日に条約として発効されました。我が国は未批准の条約です。

3. 日本語訳参考リンク集 (五十音順)

Instrument (法律文書) :

[海洋法に関する国際連合条約 \(UN Convention on the Law of the Sea\)](#)

[気候変動枠組条約\(UNFCCC\)](#)

[経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約\(A規約\) \(ICESCR\)](#)

[子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章 \(African Charter on the Rights and Welfare of the Child\)](#)

[砂漠化対処条約 \(UNCCD\) \(UN Convention to Combat Desertification\)](#)

[児童の権利に関する条約 \(Convention on the Rights of Child\)](#)

[市民的及び政治的権利に関する国際規約\(B規約\) \(ICCPR\)](#)

[障害者権利条約\(CRPD\)](#)

[女子差別撤廃条約\(CEDAW\)](#)

[女性に対する暴力の撤廃に関する宣言](#)

[女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 \(ACHPR Protocol on Women's Rights\)](#)

[人種差別撤廃条約\(ICERD\)](#)

[すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約\(ICRMW\)](#)

[生物多様性条約\(CBD\)](#)

[世界人権宣言\(UDHR\)](#)

[先住民族の権利に関する国際連合宣言\(UNDRIP\)](#)

[名古屋議定書\(NAGOYA\)](#)

[バーゼル条約 \(Basel Convention\)](#)

[パリ協定](#)

[人及び人民の権利に関するアフリカ憲章\(ACHPR\)](#)

[ビジネスと人権に関する指導原則 \(United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights\)](#)

[米州人権条約\(ACHR\)](#)

[ヨーロッパ人権条約](#)

[ラムサール条約 \(Ramsar convention\)](#)

[労働条件\(旅館及び飲食店\)条約\(第172号\) \(Working Conditions \(Hotels and Restaurants\) Convention, 1991 \(No. 172\)\)](#)

[UN Women](#)

[1989年の原住民及び種族民条約 \(第169号\)](#)

Observation and Recommendation (人権勧告) :

[経済的、社会的及び文化的権利委員会 \(CESCR\) 第3回日本定期](#)

[自由権規約委員会 \(CCPR\) 第5回日本定期報](#)

[自由権規約委員会 \(CCPR\) 第6回 日本定期報告](#)

[女性差別撤廃委員会 \(CEDAW\) 第63会期 第7次・第8次日本報告審議総括所](#)

[女子差別撤廃委員会 \(CEDAW\) 女子差別撤廃条約実施状況 第6回](#)

[人種差別撤廃委員会 \(CERD\) 第7-9回 日本定期報](#)

[条約第9条にもとづき締約国が提出した報告書の審査 人種差別撤廃委員会総括
到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利に関する国連特別報告者、アナン
ド・グローバー氏の報告書](#)
[UPR 第1回政府報告](#)
[UPR 第2回政府報告](#)

4. 今回のリファレンスブックについて各項目の意味

DANISHで6.1と6.1.aと6.1.bとあって、6.1の内容が例えば、「締約国は以下のことを守る」などといった、後につながるような書き方をしているものは、a,bともに同じ枠の中に記入。分けて問題ないものは分ける

作成にあたっての見出しの日本語訳として、以下の表記方法を採用しています。

Target : ターゲット

Indicator : 指標

Background : 背景

Instrument : 法律文書

Observation and Recommendation : 人権勧告

・ターゲット

SDGsの17の目標についてさらに細かく具体的な内容を示し、その総数は169となります。

・指標 : ターゲットによっては示されていない具体的な目標を補うためにつくられた更なる詳細であり、各ターゲットの進捗度を測るためにつけられています。しかし、国ごとに定義が異なることもあるため、指標はTier1、Tier2、Tier3 の3種類に分けられています。

Tier1 (第一層) :

概念が明確、かつ基準設定があり、国際機関等が定期的に発表しているものです。指標が関連する各地域において、少なくとも50%以上の国、あるいは人口を対象として、データが定期的に集められています。

Tier2 (第二層) :

概念が明確、かつ基準設定があるが、国際機関等が定期的な発表に至ってなく、データが定期的に集められている国は限られています。

Tier3 (第三層) :

基準設定もされていないもので、方法論や基準は現在開発中です。まだまだ課題はありますが、全世界共通の枠組みで考え進めようとしているところに意義があるといえます。

- ・背景 - なぜそのターゲットに取り組まなければならないのかを示す事柄をまとめています。
- ・法律文書 - DANISHがインターネット上に作成済みの各ターゲットに関わる文書のリストを日本語訳でまとめ直したものです。
- ・人権勧告 - OHCHRがまとめているObservationとRecommendationの日本に関わるものを日本語訳でまとめ直したものです。

5. 項目中の表記方法

法律文書

- ・「条」のみ記載し、「項」以下は英数字のみで記載する 例：第一条・2
- ・「締約国は以下のことを守る」などといったそれ以降の文章に継続するものは同じ枠の中にまとめて記載する 例：第八条・2・(a, b, d, f, k)
- ・上記と違い、一つの条に含まれるすべての項が当てはまる場合、「第八条」のように記載し「a, b, c, d, e」のような表記は省略する

人権勧告

- ・勧告以下に表示されているの国については、その国が日本に対して勧告した際に記載
(例) ○○である(ウガンダ)：ウガンダが日本に対して勧告

6 安全な水とトイレ を世界中に



目標6:安全な水とトイレを世界中 に すべての人に水と衛生へのアクセ スと持続可能な管理を確保する

ターゲット 6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する
指標 6.1.1	安全に管理された飲料水のサービスを利用している人口の割合
背景	
2015年の時点で、改良飲料水源を利用する人々の割合は、1990年の76%から91%へと増大しています。しかし、トイレや公衆便所など、基本的な衛生サービスを利用できない人々も、25億人に上る。都市部と農村部の間では、水と衛生サービスの使用に、大きな格差があり、未処理の地表水(湖、河川、用水路など)を使用している1億5,900万人のうち、1億4,700万人は農村部で暮らしている。	
法律文書	
世界人権宣言 第二十二条	
すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現に対する権利を有する。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十一条・1	
この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・1	
この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・2・b	
この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。 (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善	
児童の権利に関する条約 第二十四条・2・c	

<p>締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適切な措置をとる。 (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。</p>
<p>女子差別撤廃条約 第十四条・2・h</p>
<p>締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。 (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利</p>
<p>障害者権利条約 第二十八条・2・a</p>
<p>締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害に基づく差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適切な措置をとる。この措置には、次のことを確保するための措置を含む。 (a) 障害者が清浄な水のサービスを利用する均等な機会を有し、及び障害者が障害に関連するニーズに係る適当なかつ費用の負担しやすいサービス、補装具その他の援助を利用する機会を有すること。</p>
<p>Framework convention for minorities 第四条・2</p>
<p>The Parties undertake to adopt, where necessary, adequate measures in order to promote, in all areas of economic, social, political and cultural life, full and effective equality between persons belonging to a national minority and those belonging to the majority. In this respect, they shall take due account of the specific conditions of the persons belonging to national minorities.</p>
<p>サンサルバドル議定書 第十条・1</p>
<p>Everyone shall have the right to health, understood to mean the enjoyment of the highest level of physical, mental and social well-being.</p>
<p>サンサルバドル議定書 第十一条・1</p>
<p>Everyone shall have the right to live in a healthy environment and to have access to basic public services.</p>
<p>人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・1</p>
<p>すべての人は、到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利を有する。</p>
<p>人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・2</p>
<p>この憲章の締約国は、自国民の健康を保護するためおよび自国民が病時に医療を受けることを保障するために必要な措置を取る。</p>
<p>子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章 第十四条・2・c</p>
<p>State Parties to the present Charter shall undertake to pursue the full implementation of this right and in particular shall take measures. (c) to ensure the provision of adequate nutrition and safe drinking water</p>
<p>子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章 第十五条</p>
<p>States Parties shall ensure that women have the right to nutritious and adequate food. In this regard, they shall take appropriate measures to:</p>
<p>女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十五条・a</p>

provide women with access to clean drinking water, sources of domestic fuel, land, and the means of producing nutritious food;
砂漠化対処条約 第二条・1
この条約は、影響を受ける地域における持続可能な開発の達成に貢献するため、アジェンダ二十一と適合する総合的な取組方法の枠組みの中で、国際的な協力及び連携の取決めによって支援されるすべての段階における効果的な行動により深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することを目的とする。
砂漠化対処条約 第二条・2
この目的の達成には、影響を受ける地域における土地の生産性の改善並びに土地及び水資源の回復、保全及び持続可能な管理に同時に視点をあてた長期的かつ総合的な戦略であって、特に地域社会の段階における生活条件の改善をもたらすものを必要とする。
砂漠化対処条約 第十七条・1・g
締約国は、自国の能力に応じ、国の、小地域の、地域の及び国際的な適当な機関を通じて砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することに係る分野における技術上及び科学上の協力を促進することを約束する。このため、締約国は、次の研究活動を支援する。 (g) 影響を受ける地域において、特に人工降雨の方法により水資源の利用可能性を向上させるもの

ターゲット 6.2	2030年までに、女性および女兒並びに脆弱な状況にある者の必要性に特別の注意を払いに管理された衛生サービスを利用している人口つつ、全ての人々の適切且つ平等な下水施設や衛生施設へのアクセスを達成しそして野外での排泄をなくす
指標 6.2.1	石けんや水のある手洗い施設を含む、安全に管理された衛生サービスを利用している人口
背景	
毎年36万1,000人の5歳未満児が、下痢によって命を落としています。不衛生な環境や汚染された水は、コレラ、赤痢、A型肝炎、腸チフスといった感染症の伝染とも関連しています。また、ミレニアム開発目標で設定された衛生施設に関しては目標達成が困難な状況にあり、現在も約21億人が安全な水を自宅で入手できず、約24億人が衛生施設を利用できていません。	
法律文書	
世界人権宣言 第二十二条	
すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現に対する権利を有する。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十一条・1	
この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をこのためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・2・b	
この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。 (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善	

児童の権利に関する条約 第二十四条・2・c
締約国は、権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。 (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
女子差別撤廃条約 第十四条・2・h
締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。 (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利
障害者権利条約 第二十八条・2・a
締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害に基づく差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保するための措置を含む。 (a) 障害者が清浄な水のサービスを利用する均等な機会を有し、及び障害者が障害に関連するニーズに係る適当なかつ費用の負担しやすいサービス、補装具その他の援助を利用する機会を有すること。
Council of Europe Framework Convention for the Protection of National Minorities 第四条・2
The Parties undertake to adopt, where necessary, adequate measures in order to promote, in all areas of economic, social, political, and cultural life, full and effective equality between person belonging to a national minority and those belonging to the majority. In this respect, they shall take due account of the specific conditions of the persons belonging to national minorities.
ADRDM American Declaration on the Rights and Duties of Man 第十一条
Every person has the right to the preservation of his health through sanitary and social measures relating to food, clothing, housing and medical care, to the extent permitted by public and community resources
サンサルバドル議定書 第一条
The States Parties to this Additional Protocol to the American Convention on Human Rights undertake to adopt the necessary measures, both domestically and through international cooperation, especially economic and technical, to the extent allowed by their available resources, and taking into account their degree of development, for the purpose of achieving progressively and pursuant to their internal legislations, the full observance of the rights recognized in this Protocol
サンサルバドル議定書 第十条・1
Everyone shall have the right to health, understood to mean the enjoyment of the highest level of physical, mental and social well-being.
サンサルバドル議定書 第十条・2・f
In order to ensure the exercise of the right to health, the States Parties agree to recognize health as a public good and, particularly, to adopt the following measures to ensure that right: (f) Satisfaction of the health needs of the highest risk groups and of those whose poverty makes them the most vulnerable.
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・1
すべての人は、到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有する。
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・2
この憲章の締結国は、自国民の健康を保護するためおよび自国民が病時に医療を受けることを保障する

ために必要な情報を得る。
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・3
The State shall ensure the elimination of every discrimination against women and also censure the protection of the rights of the woman and the child as stipulated in international declarations and conventions.
子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章 第十四条・2・(c,h)
State Parties to the present Charter shall undertake to pursue the full implementation of this right and in particular shall take measures: (c) to ensure the provision of adequate nutrition and safe drinking water; (h) to ensure that all sectors of the society, in particular, parents, children, community leaders and community workers are informed and supported in the use of basic knowledge of child health and nutrition, the advantages of breastfeeding, hygiene and environmental sanitation and the prevention of domestic and other accidents;
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十六条
Women shall have the right to equal access to housing and to acceptable living conditions in a healthy environment. To ensure this right, States Parties shall grant to women, whatever their marital status, access to adequate housing.
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・2・d
States Parties shall take all appropriate measures to: (d) regulate the management, processing, storage and disposal of domestic waste;

ターゲット 6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶そして有害な化学製品と物質の放出の最小化、未処理の排水の割合の半減および再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する
指標 6.3.1	安全に処理された排水の割合
背景	
不衛生な環境や汚染された水は、コレラ、赤痢、A型肝炎、腸チフスといった感染症の伝染とも関連しています。また、ミレニアム開発目標で設定された衛生施設に関しては目標達成が困難な状況にあり、現在も約21億人が安全な水を自宅ですぐに入手できず、約24億人が衛生施設を利用できていません。	
法律文書	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・1	
この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・2・b	
この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。 (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善	
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十九条	
国家は、先住民族の土地および領域において彼／女らの自由で事前の情報に基づく合意なしに、有害物質のいかなる貯蔵および廃棄処分が行われないことを確保するための効果的な措置をとる。	
American Declaration on the Rights and Duties of Man 第十一条	

Every person has the right to the preservation of his health through sanitary and social measures relating to food, clothing, housing and medical care, to the extent permitted by public and community resources
サンサルバドル議定書 第十条・1
Everyone shall have the right to health, understood to mean the enjoyment of the highest level of physical, mental and social well-being.
サンサルバドル議定書 第十一条・1
Everyone shall have the right to live in a healthy environment and to have access to basic public services.
サンサルバドル議定書 第十一条・2
The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・1
すべての人は、到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利を有する。
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・2
この憲章の締約国は、自国民の健康を保護するためおよび自国民が病時に医療を受けることを保障するために必要な措置を取る。
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条
すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。
子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章 第十四条・2・c
State Parties to the present Charter shall undertake to pursue the full implementation of this right and in particular shall take measures (c) to ensure the provision of adequate nutrition and safe drinking water
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・1
Women shall have the right to live in a healthy and sustainable environment.
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・2・(d,e)
States Parties shall take all appropriate measures to (d) regulate the management, processing, storage and disposal of domestic waste; (e) ensure that proper standards are followed for the storage, transportation and disposal of toxic waste.
バーゼル条約 第四条・1・(a,b,c)
(a) 有害廃棄物又は他の廃棄物の処分のための輸入を禁止する権利を行使する締約国は、第十三条の規定に従ってその決定を他の締約国に通報する (b) 締約国は、(a)の規定に従って通報を受けた場合には、有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を禁止している締約国に対する当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸出を許可せず、又は禁止する。 (c) 締約国は、輸入国が有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を禁止していない場合において当該輸入国がこれらの廃棄物の特定の輸入につき書面により同意しないときは、その輸入の同意のない廃棄物の輸出を許可せず、又は禁止する
バーゼル条約 第四条・2・(a,b,c,d,e,f,g,h)
締約国は、次の目的のため、適当な措置をとる。

- (a) 社会的、技術的及び経済的側面を考慮して、国内における有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とすることを確保する。
- (b) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理のため、処分の場所のいかんを問わず、可能な限り国内にある適当な処分施設が利用できるようにすることを確保する。
- (c) 国内において有害廃棄物又は他の廃棄物の処理に関与する者が、その処理から生ずる有害廃棄物及び他の廃棄物による汚染を防止するため、並びに汚染が生じた場合には、人の健康及び環境についてその影響を最小のものにとどめるために必要な措置をとることを確保する。
- (d) 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が、これらの廃棄物の環境上適正かつ効率的な処理に適合するような方法で最小限度とされ、並びに当該移動から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法で行われることを確保する。
- (e) 締約国特に開発途上国である国又は国家群(経済統合又は政治統合のための機関に加盟しているもの)に対する有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出は、これらの国若しくは国家群が国内法令によりこれらの廃棄物のすべての輸入を禁止した場合又はこれらの廃棄物が締約国の第一回会合において決定される基準に従う環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足る理由がある場合には、許可しない。
- (f) 計画された有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が人の健康及び環境に及ぼす影響を明らかにするため、当該移動に関する情報が附属書 V A に従って関係国に提供されることを義務付ける。
- (g) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足る理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する
- (h) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を改善し及び不法取引の防止を達成するため、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動に関する情報の提供その他の活動について、直接及び事務局を通じ、他の締約国及び関係機関と協力する。

バーゼル条約 第四条・7・a

締約国は、更に、次のことを行う。

- (a) 有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬又は処分を行うことが認められ又は許可されている者を除くほか、その管轄の下にあるすべての者に対し、当該運搬又は処分を行うことを禁止すること。

バーゼル条約 第四条・8

締約国は、輸出されることとなる有害廃棄物又は他の廃棄物が輸入国又は他の場所において環境上適正な方法で処理されることを義務付ける。この条約の対象となる廃棄物の環境上適正な処理のための技術上の指針は、締約国の第一回会合において決定する。

バーゼル条約 第四条・9・a

締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が次のいずれかの場合に限り許可されることを確保するため、適当な措置をとる。

- (a) 輸出国が当該廃棄物を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を有しない場合

バーゼル条約 第四条・13

締約国は、他の国特に開発途上国に対して輸出される有害廃棄物及び他の廃棄物の量及び汚染力を減少させる可能性について定期的に検討する。

バーゼル条約 第九条・1・e

この条約の適用上、次のいずれかに該当する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動は、不法取引とする。

- (e) この条約の規定及び国際法の一般原則に違反して有害廃棄物又は他の廃棄物を故意に処分すること(例えば、投棄すること。)となる移動

海洋法に関する国際連合条約 第百九十二条

いずれの国も、海洋環境を保護し及び保全する義務を有する

<p>海洋法に関する国際連合条約 第九十四条・1</p>
<p>いずれの国も、あらゆる発生源からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、利用することができる実行可能な最善の手段を用い、かつ、自国の能力に応じ、単独で又は適当なときは共同して、この条約に適合するすべての必要な措置をとるものとし、また、この点に関して政策を調和させるよう努力する。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第九十四条・2</p>
<p>いずれの国も、自国の管轄又は管理の下における活動が他の国及びその環境に対し汚染による損害を生じさせないように行われること並びに自国の管轄又は管理の下における事件又は活動から生ずる汚染がこの条約に従って自国が主権的権利を行使する区域を越えて拡大しないことを確保するためにすべての必要な措置をとる。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第九十四条・3・(a,b,c,d)</p>
<p>この部の規定によりとる措置は、海洋環境の汚染のすべての発生源を取り扱う。この措置には、特に、次のことをできる限り最小にするための措置を含める。</p> <p>(a) 毒性の又は有害な物質(特に持続性のもの)の陸にある発生源からの放出、大気からの若しくは大気を通ずる放出又は投棄による放出</p> <p>(b) 船舶からの汚染(特に、事故を防止し及び緊急事態を処理し、海上における運航の安全を確保し、意図的な及び意図的でない排出を防止し並びに船舶の設計、構造、設備、運航及び乗組員の配乗を規制するための措置を含む。)</p> <p>(c) 海底及びその下の天然資源の探査又は開発に使用される施設及び機器からの汚染(特に、事故を防止し及び緊急事態を処理し、海上における運用の安全を確保し並びにこのような施設又は機器の設計、構造、設備、運用及び人員の配置を規制するための措置を含む。)</p> <p>(d) 洋環境において運用される他の施設及び機器からの汚染(特に、事故を防止し及び緊急事態を処理し、海上における運用の安全を確保し並びにこのような施設又は機器の設計、構造、設備、運用及び人員の配置を規制するための措置を含む。)</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第九十四条・5</p>
<p>この部の規定によりとる措置には、希少又はせい弱な生態系及び減少しており、脅威にさらされており又は絶滅のおそれのある種その他の海洋生物の生息地を保護し及び保全するために必要な措置を含める。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第九十五条</p>
<p>損害若しくは危険を移転させ又は一の種類の汚染を他の種類の汚染に変えない義務いずれの国も、海洋環境の汚染を防止し、軽減し又は規制するための措置をとるに当たり、損害若しくは危険を一の区域から他の区域へ直接若しくは間接に移転させないように又は一の種類の汚染を他の種類の汚染に変えないよう行動する。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第九十六条・1</p>
<p>いずれの国も、自国の管轄又は管理の下における技術の利用に起因する海洋環境の汚染及び海洋環境の特定の部分に重大かつ有害な変化をもたらすおそれのある外来種又は新種の当該部分への導入(意図的であるか否かを問わない。)を防止し、軽減し及び規制するために必要なすべての措置をとる。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百条</p>
<p>いずれの国も、直接に又は権限のある国際機関を通じ、研究を促進し、科学的調査の計画を実施し並びに海洋環境の汚染について取得した情報及びデータの交換を奨励するため協力する。いずれの国も、汚染の性質及び範囲、汚染にさらされたものの状態並びに汚染の経路、危険及び対処の方法を評価するための知識を取得するため、地域的及び世界的な計画に積極的に参加するよう努力する</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百四条・1</p>

<p>いずれの国も、他の国の権利と両立する形で、直接に又は権限のある国際機関を通じ、認められた科学的方法によつて海洋環境の汚染の危険又は影響を観察し、測定し、評価し及び分析するよう、実行可能な限り努力する。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百四条・2</p>
<p>いずれの国も、特に、自国が許可し又は従事する活動が海洋環境を汚染するおそれがあるか否かを決定するため、当該活動の影響を監視する。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百七条・1</p>
<p>いずれの国も、国際的に合意される規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を考慮して、陸にある発生源(河川、三角江、パイプライン及び排水口を含む。)からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百七条・2</p>
<p>いずれの国も、1に規定する汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な他の措置をとる。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百七条・3</p>
<p>いずれの国も、1に規定する汚染に関し、適当な地域的規模において政策を調和させるよう努力する。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百七条・4</p>
<p>いずれの国も、地域的特性並びに開発途上国の経済力及び経済開発のニーズを考慮して、特に、権限のある国際機関又は外交会議を通じ、陸にある発生源からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、世界的及び地域的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を定めるよう努力する。これらの規則、基準並びに勧告される方式及び手続は、必要に応じ随時再検討する。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百七条・5</p>
<p>12及び4に規定する法令、措置、規則、基準並びに勧告される方式及び手続には、毒性の又は有害な物質(特に持続性のもの)の海洋環境への放出をできる限り最小にするためのものを含める</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百八条・1</p>
<p>沿岸国は、自国の管轄の下で行う海底における活動から又はこれに関連して生ずる海洋環境の汚染並びに第60条及び第80条の規定により自国の管轄の下にある人工島、施設及び構築物から生ずる海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百八条・2</p>
<p>いずれの国も、1に規定する汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な他の措置をとる。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百八条・3</p>
<p>1及び2に規定する法令及び措置は、少なくとも国際的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続と同様に効果的なものとする。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百八条・4</p>
<p>いずれの国も、1に規定する汚染に関し、適当な地域的規模において政策を調和させるよう努力する。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百八条・5</p>

<p>いずれの国も、特に、権限のある国際機関又は外交会議を通じ、1に規定する海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、世界的及び地域的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を定める。これらの規則、基準並びに勧告される方式及び手続は、必要に応じ随時再検討する。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百九条・2</p>
<p>いずれの国も、この節の関連する規定に従うことを条件として、自国を旗国とし、自国において登録され又は自国の権限の下で運用される船舶、施設、構築物及び他の機器により行われる深海底における活動からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する。この法令の要件は、少なくとも1に規定する国際的な規則及び手続と同様に効果的なものとする。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百十条・1</p>
<p>いずれの国も、投棄による海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百十条・2</p>
<p>いずれの国も、1に規定する汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な他の措置をとる。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百十条・3</p>
<p>1及び2に規定する法令及び措置は、国の権限のある当局の許可を得ることなく投棄が行われないことを確保するものとする。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百十条・4</p>
<p>いずれの国も、特に、権限のある国際機関又は外交会議を通じ、投棄による海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、世界的及び地域的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を定めるよう努力する。これらの規則、基準並びに勧告される方式及び手続は、必要に応じ随時再検討する。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百十条・5</p>
<p>領海及び排他的経済水域における投棄又は大陸棚への投棄は、沿岸国の事前の明示の承認なしに行わないものとし、沿岸国は、地理的事情のため投棄により悪影響を受けるおそれのある他の国との問題に妥当な考慮を払った後、投棄を許可し、規制し及び管理する権利を有する。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百十条・6</p>
<p>国内法令及び措置は、投棄による海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制する上で少なくとも世界的な規則及び基準と同様に効果的なものとする。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百十一条・1</p>
<p>いずれの国も、権限のある国際機関又は一般的な外交会議を通じ、船舶からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、国際的な規則及び基準を定めるものとし、同様の方法で、適当なときはいつでも、海洋環境(沿岸を含む。)の汚染及び沿岸国の関係利益に対する汚染損害をもたらすおそれのある事故の脅威を最小にするための航路指定の制度の採択を促進する。これらの規則及び基準は、同様の方法で必要に応じ随時再検討する。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百十一条・2</p>
<p>いずれの国も、自国を旗国とし又は自国において登録された船舶からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための法令を制定する。この法令は、権限のある国際機関又は一般的な外交会議を通じて定められる一般的に受け入れられている国際的な規則及び基準と少なくとも同等の効果をもつものとする。</p>
<p>海洋法に関する国際連合条約 第二百十一条・3</p>

いずれの国も、外国船舶が自国の港若しくは内水に入り又は自国の沖合の係留施設に立ち寄るための条件として海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための特別の要件を定める場合には、当該要件を適当に公表するものとし、また、権限のある国際機関に通報する。二以上の沿岸国が政策を調和させるために同一の要件を定める取決めを行う場合には、通報には、当該取決めに参加している国を明示する。いずれの国も、自国を旗国とし又は自国において登録された船舶の船長に対し、このような取決めに参加している国の領海を航行している場合において、当該国の要請を受けたときは、当該取決めに参加している同一の地域の他の国に向かって航行しているか否かについての情報を提供すること及び、当該他の国に向かって航行しているときは、当該船舶がその国の入港要件を満たしているか否かを示すことを要求する。この条の規定は、船舶による無害通航権の継続的な行使又は第25条2の規定の適用を妨げるものではない。

海洋法に関する国際連合条約 第二百十一条・4

沿岸国は、自国の領海における主権の行使として、外国船舶(無害通航権を行使している船舶を含む。)からの海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するための法令を制定することができる。この法令は、第2部第3節の定めるところにより、外国船舶の無害通航を妨害するものであってはならない。

海洋法に関する国際連合条約 第二百十一条・5

沿岸国は、第6節に規定する執行の目的のため、自国の排他的経済水域について、船舶からの汚染を防止し、軽減し及び規制するための法令であって、権限のある国際機関又は一般的な外交会議を通じて定められる一般的に受け入れられている国際的な規則及び基準に適合し、かつ、これらを実施するための法令を制定することができる。

海洋法に関する国際連合条約 第二百十二条・1

いずれの国も、国際的に合意される規則及び基準並びに勧告される方式及び手続並びに航空の安全を考慮し、大気からの又は大気を通ずる海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、自国の主権の下にある空間及び自国を旗国とする船舶又は自国において登録された船舶若しくは航空機について適用のある法令を制定する。

海洋法に関する国際連合条約 第二百十二条・2

いずれの国も、1に規定する汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な他の措置をとる。

海洋法に関する国際連合条約 第二百十二条・3

いずれの国も、特に、権限のある国際機関又は外交会議を通じ、1に規定する汚染を防止し、軽減し及び規制するため、世界的及び地域的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を定めるよう努力する。

<p>ターゲット 6.4</p>	<p>2030年までに、全ての部門において水利用の効率を大幅に増し、水不足に対処するため淡水の採取および供給を確保しそして水不足に悩む人々の数を大幅に減少する</p>
<p>指標 6.4.1</p>	<p>水使用の効率性の経時変化</p>
<p>指標 6.4.2</p>	<p>水ストレスのレベル:利用可能な淡水資源量に占める淡水採取量の割合</p>
<p>背景</p>	
<p>利用できる水全体の約70%は、灌漑に用いられている。また、多くの都市部では水利用の変化や都市化等に伴う地下浸透・涵養機能の低下によって、河川流量の減少、都市型水害等の増加、湧水の枯渇といった問題が引き起こされている。</p>	
<p>法律文書</p>	
<p>世界人権宣言 第二十二条</p>	

<p>すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現に対する権利を有する。</p>
<p>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十一条・1</p>
<p>この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。</p>
<p>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・1</p>
<p>この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。</p>
<p>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・2・b</p>
<p>この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。 (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善</p>
<p>児童の権利に関する条約 第二十四条・2・c</p>
<p>締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。 (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。</p>
<p>女子差別撤廃条約 第十四条・2・h</p>
<p>締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。 (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利</p>
<p>障害者権利条約 第二十八条・2・a</p>
<p>締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害に基づく差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保するための措置を含む。 (a) 障害者が清浄な水のサービスを利用する均等な機会を有し、及び障害者が障害に関連するニーズに係る適当なかつ費用の負担しやすいサービス、補装具その他の援助を利用する機会を有すること。</p>
<p>サンサルバドル議定書 第一条</p>
<p>The States Parties to this Additional Protocol to the American Convention on Human Rights undertake to adopt the necessary measures, both domestically and through international cooperation, especially economic and technical, to the extent allowed by their available resources, and taking into account their degree of development, for the purpose of achieving progressively and pursuant to their internal legislations, the full observance of the rights recognized in this Protocol.</p>
<p>サンサルバドル議定書 第十条・1</p>
<p>Everyone shall have the right to health, understood to mean the enjoyment of the highest level of physical, mental and social well-being.</p>
<p>サンサルバドル議定書 第十一条・2</p>
<p>The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.</p>

Inter-American Convention on discrimination against persons with disabilities 第三条・2・a
To work on a priority basis in the following areas: (a) Prevention of all forms of preventable disabilities
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・1
すべての人は、到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利を有する。
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・2
この憲章の締結国は、自国民の健康を保護するためおよび自国民が病時に医療を受けることを保障するために必要な措置を取る。
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十二条・2
国は、単独に、また共同して、発展の権利の行使を保障する資格を有する。
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条
すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。
子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章 第十四条・2・c
State Parties to the present Charter shall undertake to pursue the full implementation of this right and in particular shall take measures: (c) to ensure the provision of adequate nutrition and safe drinking water
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十五条・a
States Parties shall ensure that women have the right to nutritious and adequate food. In this regard, they shall take appropriate measures to: (a) provide women with access to clean drinking water, sources of domestic fuel, land, and the means of producing nutritious food;
砂漠化対処条約 第二条・1
この条約は、影響を受ける地域における持続可能な開発の達成に貢献するため、アジェンダ二十一と適合する総合的な取組方法の枠組みの中で、国際的な協力及び連携の取決めによって支援されるすべての段階における効果的な行動により深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することを目的とする。
砂漠化対処条約 第二条・2
この目的の達成には、影響を受ける地域における土地の生産性の改善並びに土地及び水資源の回復、保全及び持続可能な管理に同時に視点をあてた長期的かつ総合的な戦略であって、特に地域社会の段階における生活条件の改善をもたらすものを必要とする。
砂漠化対処条約 第三条
締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するため、特に、次に掲げるところを指針とする。
砂漠化対処条約 第三条・c
締約国は、連携の精神をもって、影響を受ける地域における土地及び希少な水資源の性質及び価値へのより良い理解を確立し並びにこれらの持続可能な利用に向けて努力するために政府のすべての段階、地域社会、非政府機関及び土地所有者の間の協力を発展させるべきである。
砂漠化対処条約 第十七条・1

<p>締約国は、自国の能力に応じ、国の、小地域の、地域の及び国際的な適当な機関を通じて砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することに係る分野における技術上及び科学上の協力を促進することを約束する。このため、締約国は、次の研究活動を支援する。</p>
<p>砂漠化対処条約 第十七条・1・g</p>
<p>影響を受ける地域において、特に人工降雨の方法により水資源の利用可能性を向上させるもの</p>
<p>ラムサール条約 第三条・1</p>
<p>締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。</p>

<p>ターゲット 6.5</p>	<p>2030年までに、適切な場合には、国境を越えた協力を含む、あらゆるレベルでの統合された水資源管理を実施する</p>
<p>指標 6.5.1</p>	<p>統合された水資源管理実施の度合い (0-100)</p>
<p>指標 6.5.2</p>	<p>水協力の運用取極のある国境を越えた流域割合</p>
<p>背景</p>	
<p>利用できる水全体の約70%は、灌漑に用いられている。また、多くの都市部では水利用の変化や都市化等に伴う地下浸透・涵養機能の低下によって、河川流量の減少、都市型水害等の増加、湧水の枯渇といった問題が引き起こされている。</p>	
<p>法律文書</p>	
<p>世界人権宣言 第二十二条</p>	
<p>すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現に対する権利を有する。</p>	
<p>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十一条・1</p>	
<p>この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。</p>	
<p>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・1</p>	
<p>この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。</p>	
<p>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・2・b</p>	
<p>この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。 (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善</p>	
<p>児童の権利に関する条約 第二十四条・2・c</p>	
<p>締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。 (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。</p>	
<p>女子差別撤廃条約 第十四条・2・h</p>	

<p>締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。</p> <p>(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利</p>
<p>障害者権利条約 第二十八条・2・a</p>
<p>締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害に基づく差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保するための措置を含む。</p> <p>(a) 障害者が清浄な水のサービスを利用する均等な機会を有し、及び障害者が障害に関連するニーズに係る (a) 適当なかつ費用の負担しやういサービス、補装具その他の援助を利用する機会を有すること。</p>
<p>サンサルバドル議定書 第十一条・2</p>
<p>The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.</p>
<p>先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十九条・2</p>
<p>国家は、先住民族の土地および領域において彼／女らの自由で事前の情報に基づく合意なしに、有害物質のいかなる貯蔵および廃棄処分が行われないことを確保するための効果的な措置をとる。</p>
<p>砂漠化対処条約 第四条・2・d</p>
<p>締約国は、この条約の目的を達成するために次のことを行う。</p> <p>(d) 砂漠化及び干ばつに関連する環境保護並びに土地及び水資源の保全の分野において影響を受ける国である締約国の間の協力を促進すること。</p>
<p>ラムサール条約 第三条・1</p>
<p>締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。</p>
<p>ラムサール条約 第五条</p>
<p>締約国は、特に二以上の締約国の領域に湿地がわたっている場合又は二以上の締約国に水系が及んでいる場合には、この条約に基づく義務の履行につき、相互に協議する。また、締約国は、湿地及びその動植物の保存に関する現在及び将来の施策及び規制について調整し及びこれを支援するよう努める。</p>

<p>ターゲット 6.6</p>	<p>2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層および湖沼を含む、水に関連する生態系を保護し、回復する</p>
<p>指標 6.6.1</p>	<p>水に関連する生態系の及ぶ範囲の経時変化</p>
<p>背景</p>	
<p>1970年と比較して世界全体で約28%の生物多様性が減少しています。今日では世界の漁業資源の30%が乱獲され、持続可能な漁獲を維持するための水準を大きく下回っています。また、海洋は人間が作り出す二酸化炭素の約30%を吸収し、産業革命以来、海洋酸性化は26%進んでいます。陸上からの排出が主原因である海洋汚染は危険な水準に達し、海洋1平方キロメートル当たり平均で1万3000個のプラスチックごみが見つかっています。</p>	
<p>法律文書</p>	
<p>世界人権宣言 第二十二条</p>	
<p>すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない</p>	

経済的、社会的及び文化的権利の実現に対する権利を有する。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十一条・1

この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・1

この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・2・b

この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。

(b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善

児童の権利に関する条約 第二十四条・2・c

締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。

(c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。

女子差別撤廃条約 第十四条・2・h

締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

障害者権利条約 第二十八条・2・a

締約国は、社会的な保障についての障害者の権利及び障害に基づく差別なしにこの権利を享受することについての障害者の権利を認めるものとし、この権利の実現を保障し、及び促進するための適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保するための措置を含む。

(a) 障害者が清浄な水のサービスを利用する均等な機会を有し、及び障害者が障害に関連するニーズに係る(a)適当なかつ費用の負担しやすいサービス、補装具その他の援助を利用する機会を有すること。

欧州における欧州評議会少数者保護 枠組条約 第四条・2

The Parties undertake to adopt, where necessary, adequate measures in order to promote, in all areas of economic, social, political and cultural life, full and effective equality between persons belonging to a national minority and those belonging to the majority. In this respect, they shall take due account of the specific conditions of the persons belonging to national minorities.

サンサルバドル議定書 第十条・1

Everyone shall have the right to health, understood to mean the enjoyment of the highest level of physical, mental and social well-being.

サンサルバドル議定書 第十一条・1

Everyone shall have the right to live in a healthy environment and to have access to basic public services.

人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・1

すべての人は、到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利を有する。
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・2
この憲章の締約国は、自国民の健康を保護するためおよび自国民が病時に医療を受けることを保障するために必要な措置を取る。
子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章 第十四条・2・c
State Parties to the present Charter shall undertake to pursue the full implementation of this right and in particular shall take measures: (c) to ensure the provision of adequate nutrition and safe drinking waste
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十五条・2・a
States Parties shall ensure that women have the right to nutritious and adequate food. In this regard, they shall take appropriate measures to (a) provide women with access to clean drinking water, sources of domestic fuel, land, and the means of producing nutritious food;
砂漠化対処条約 第二条・1
この条約は、影響を受ける地域における持続可能な開発の達成に貢献するため、アジェンダ二十一と適合する総合的な取組方法の枠組みの中で、国際的な協力及び連携の取決めによって支援されるすべての段階における効果的な行動により深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することを目的とする。
砂漠化対処条約 第二条・2
この目的の達成には、影響を受ける地域における土地の生産性の改善並びに土地及び水資源の回復、保全及び持続可能な管理に同時に視点をあてた長期的かつ総合的な戦略であって、特に地域社会の段階における生活条件の改善をもたらすものを必要とする。
砂漠化対処条約 第十七条・1・g
締約国は、自国の能力に応じ、国の、小地域の、地域の及び国際的な適当な機関を通じて砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することに係る分野における技術上及び科学上の協力を促進することを約束する。このため、締約国は、次の研究活動を支援する。 (g) 影響を受ける地域において、特に人工降雨の方法により水資源の利用可能性を向上させるもの

ターゲット 6.a	2030年までに、水の採取、淡水化、水の効率的利用、排水処理、再利用と再使用技術を含む、上下水道に関連した活動と計画で、開発途上国に対する国際協力と能力構築支援を拡大する
指標 6.a.1	政府が調整した支出計画の一部としての上下水道に関連した政府開発援助の総額
背景	
2015年の時点で、改良飲料水源を利用する人々の割合は、1990年の76%から91%へと増大している。しかし、トイレや公衆便所など、基本的な衛生サービスを利用できない人々も、25億人に上る。そのうち2億6,300万人は往復で30分を超える時間をかけて水を汲まなくてはならず、1億5,900万人は、河川や湖などの地表水から汲んだ未処理の水を飲んでいる。	
法律文書	
世界人権宣言 第二十七条・1	
すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。	

世界人権宣言 第二十八条
すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第二条・1
この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十一条・1
この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・1・b
この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。 (b) 科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・2
この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、科学及び文化の保存、発展及び普及に必要な措置を含む。
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・3
この規約の締約国は、科学研究及び創作活動に不可欠な自由を尊重することを約束する。
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・4
この規約の締約国は、科学及び文化の分野における国際的な連絡及び協力を奨励し及び発展させることによって得られる利益を認める。
児童の権利に関する条約 第四条
締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。
児童の権利に関する条約 第二十四条・4
締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。
障害者権利条約 第三十二条・1・(a,d)
締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための自国の努力を支援するために国際協力及びその促進が重要であることを認識し、この点に関し、国家間において並びに適当な場合には関連のある国際的及び地域的機関並びに市民社会(特に障害者の組織)と連携して、適当かつ効果的な措置をとる。これらの措置には、特に次のことを含むことができる。 (a) 国際協力(国際的な開発計画を含む。)が、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保すること。

(d) 適当な場合には、技術援助及び経済援助(利用しやすい支援機器を利用する機会を得やすくし、及びこれらの機器の共有を容易にすることによる援助並びに技術移転を通じた援助を含む。)を提供すること。
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第三十九条
先住民族は、本宣言に掲げる権利の享受のために、国家からおよび国際協力を通じての資金的および技術的な援助を利用する権利を有する。
海洋法に関する国際連合条約 第九十七条
いずれの国も、世界的基礎において及び、適当なときは地域的基礎において、直接に又は権限のある国際機関を通じ、地域的特性を考慮した上で、海洋環境を保護し及び保全するため、この条約に適合する国際的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を作成するため協力する。
海洋法に関する国際連合条約 第二百条
いずれの国も、直接に又は権限のある国際機関を通じ、研究を促進し、科学的調査の計画を実施し並びに海洋環境の汚染について取得した情報及びデータの交換を奨励するため協力する。いずれの国も、汚染の性質及び範囲、汚染にさらされたものの状態並びに汚染の経路、危険及び対処の方法を評価するための知識を取得するため、地域的及び世界的な計画に積極的に参加するよう努力する。
海洋法に関する国際連合条約 第二百一条・a・(i, ii, iii, iv, v)・b・c
<p>いずれの国も、直接に又は権限のある国際機関を通じ、次のことを行う。</p> <p>(a) 海洋環境を保護し及び保全するため並びに海洋汚染を防止し、軽減し及び規制するため、開発途上国に対する科学、教育、技術その他の分野における援助の計画を推進すること。この援助には、特に次のことを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 科学及び技術の分野における開発途上国の要員を訓練すること。 ii. 関連する国際的な計画への開発途上国の参加を容易にすること。 iii. 必要な機材及び便宜を開発途上国に供与すること。 iv. (iii)の機材を製造するための開発途上国の能力を向上させること。 v. 調査、監視、教育その他の計画について助言し及び施設を整備すること。 <p>(b) 重大な海洋環境の汚染をもたらすおそれのある大規模な事件による影響を最小にするため、特に開発途上国に対し適当な援助を与えること。</p> <p>(c) 環境評価の作成に関し、特に開発途上国に対し適当な援助を与えること。</p>

ターゲット 6.b	上下水道の管理を改善することにおける地域コミュニティの参加を支援しそして強化する
指標 6.b.1	上下水道の管理における地域コミュニティの参加のために制定したまた運用上の政策と手続を持つ地方公共団体の割合
背景	
多くの国々では、水と衛生サービスの質に関するデータが不足している。報告書では、安全に管理された飲み水に関しては96カ国、安全に管理されたトイレに関しては84カ国における推計が含まれている。紛争下や不安定な情勢にある国々では、そうでない国々に比べて、子どもたちが基本的な水にアクセスできる割合は4倍少なく、基本的な衛生サービスに関しては2倍少ない。	
法律文書	
市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約) 第二十五条・a	
すべての市民は、第二条に規定するいかなる差別もなく、かつ、不合理な制限なしに、次のことを行う権利及び機会を有する。	
(a) 直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に参加すること。	
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第十九条	

<p>国家は、先住民族に影響を及ぼし得る立法的または行政的措置を採択し実施する前に、彼／女らの自由で事前の情報に基づく合意を得るため、その代表機関を通じて、当該先住民族と誠実に協議し協力する。</p>
<p>先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十三条</p>
<p>先住民族は、発展に対する自らの権利を行使するための優先事項および戦略を決定し、発展させる権利を有する。特に、先住民族は、自らに影響を及ぼす健康、住宅、その他の経済的および社会的計画を展開し決定することに積極的に関わる権利を有し、可能な限り、自身の制度を通じてそのような計画を管理する権利を有する。</p>
<p>先住民族の権利に関する国際連合宣言 第三十二条・2</p>
<p>国家は、特に、鉱物、水または他の資源の開発、利用または採掘に関連して、彼／女らの土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなる事業の承認にも先立ち、先住民族自身の代表機関を通じ、その自由で情報に基づく合意を得るため、当該先住民族と誠実に協議かつ協力する。</p>
<p>1989年の原住民及び種族民条約(第169号) Description 1</p>
<p>This ILO Convention requires consultation with and participation of indigenous and tribal peoples in decisions that may affect them.</p>
<p>1989年の原住民及び種族民条約(第169号) 第六条・1・(a,b,c)</p>
<p>この条約の適用に当たり、政府は、 (a) 関係人民に直接影響するおそれのある法的又は行政的措置が検討されている場合には、常に、適切な手続、特に、その代表的団体を通じて、これらの人民と協議する。 (b) 関係人民が選挙による制度並びにこれらの人民に影響を与える政策及び計画に責任を有する行政機関及び他の機関に、意思決定のすべての段階において、少なくとも地域の他の住民と同じ程度で、自由に参加することができる手段を確立する。 (c) これらの人民自身の制度及び発意を十分に高める手段を確立し、また、適切な場合には、このために必要な財源を提供する。</p>
<p>1989年の原住民及び種族民条約(第169号) 第六条・2</p>
<p>この条約の適用に当たって行われる協議は、誠実にかつ状況に適する形式で、提案された措置についての合意又は同意を達成する目的のために行われる。</p>
<p>欧州における欧州評議会少数者保護枠組条約 第十五条</p>
<p>The Parties shall create the conditions necessary for the effective participation of persons belonging to national minorities in cultural, social and economic life and in public affairs, in particular those affecting them.</p>
<p>子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章 第十四条・2・i</p>
<p>State Parties to the present Charter shall undertake to pursue the full implementation of this right and in particular shall take measures: (i) to ensure the meaningful participation of non-governmental organizations, local communities and the beneficiary population in the planning and management of a basic service programme for children;</p>
<p>女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・2・a</p>
<p>States Parties shall take all appropriate measures to: (a) ensure greater participation of women in the planning, management and preservation of the environment and the sustainable use of natural resources at all levels;</p>
<p>女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十九条・b</p>
<p>Women shall have the right to fully enjoy their right to sustainable development. In this connection, the States Parties shall take all appropriate measures to: (b) ensure participation of women at all levels in the conceptualisation, decision-making, implementation and evaluation of development policies and programmes;</p>

砂漠化対処条約 第三条・a
<p>締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するため、特に、次に掲げるところを指針とする。</p> <p>(a) 締約国は、砂漠化に対処し又は干ばつの影響を緩和するための計画の立案及び実施についての決定が住民及び地方の地域社会の参加を得て行われ並びに国及び地域の段階における行動を促進することを可能にする環境が一層高い段階でつくられることを確保すべきである。</p>
砂漠化対処条約 第五条・d
<p>影響を受ける国である締約国の義務。影響を受ける国である締約国は、前条に規定する義務に加えて次のことを約束する。</p> <p>(d) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するために努力するに当たり、非政府機関の支援を得て、地方の住民（特に女子及び青少年）の啓発を促進し及びこれらの者の参加を円滑にすること。</p>
砂漠化対処条約 第十条・2・f
<p>国家行動計画においては、政府、地方の地域社会及び土地利用者の役割並びに利用可能な及び必要な資源を特定するものとし、特に次のことを行う。</p> <p>(f) 非政府機関並びに地方の男女双方の住民、特に資源の利用者（農民及び牧畜民並びにこれらの代表的団体を含む。）が地方、国及び地域の段階において、政策の策定、意思決定並びに当該国家行動計画の実施及び検討に効果的に参加するための措置をとること。</p>

人権勧告 (ゴール6)
Recommendations
UPR 第2回政府報告
<p>児童の権利に関する包括的な法律を制定するための法的措置をとること、及びその法律を条約に完全に一致させること、また、収入や生活の不平等に対処するために児童のための国内行動計画を制定し実施すること。(イラン1)</p>
UPR 第2回政府報告
<p>全ての日本の学校において障害を持つ児童に水と衛生への十分なアクセスを確保するための全ての必要な措置をとること。(ポルトガル3)</p>
UPR 第2回政府報告
<p>財政的援助の提供を継続すること及びミレニアム開発目標への支援を拡大すること - 移住労働者及びその他の少数者集団の人権に関する大衆の啓発を更に強化すること。(ミャンマー1)</p>
A/HRC/18/33/Add.3 (SR water & sanitation, 2011)Special Rapporteur on the human right to safe drinking water and sanitation
<p>The special procedures mandate holder commends Japan for its progress in ensuring access to safe water and sanitation for the vast majority of the population. Looking forward, special attention is needed for those groups who have been marginalized or otherwise disadvantaged. Placing the rights to water and sanitation at the centre of policy formulation for both domestic and international aid policies is crucial to ensure that all people in Japan, as well as those benefiting from its development assistance, have access to sufficient, affordable, accessible, acceptable and safe water and sanitation , in order to ensure human health and human dignity. In this regard, the mandate holder recommends that the State :</p> <p>(a) Fully guarantee economic, social and cultural rights in domestic law, including by ensuring that these rights are justiciable in national courts. At the international level, Japan should consider ratifying the Option Protocol to the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights ;</p> <p>(b) Adopt a comprehensive law on non-discrimination, including specific provisions on economic, social and cultural rights ;</p>

- (c) Establish an independent national human rights institution with competencies to monitor the enjoyment of all human rights in Japan , including economic, social and cultural rights, and to receive individual complaints ;
- (d) Adopt a comprehensive law on water and sanitation guaranteeing the right of all people in Japan to safe water and sanitation and clearly delineating the responsibilities of different actors at the national and municipal levels. Such a law could incorporate mandatory water - quality standards, set maximum tariff limits, and establish an independent regulatory mechanism for the sectors , including complaint mechanisms for users who have concerns about their access to water and sanitation ;
- (e) Continue to devote priority attention to improving ageing infrastructure in order to ensure access to water and sanitation , especially for people living in remote areas ;
- (f) Engage in awareness - raising campaigns about water quality to assure people of the safety of drinking tap water ;
- (g) Evaluate the extent to which people living in poverty face challenges in paying for water and sanitation services, and consider nationwide policies, such as those in Tokyo and Osaka, to assist those people ;
- (h) Ensure that all municipalities provide homeless people with access to safe drinking water and sanitation, including through regular maintenance and upkeep of public restrooms ;
- (i) Engage in dialogue with homeless communities to assist these individuals to find more secure housing solutions, providing more stable access to water and sanitation ;
- (j) Eliminate discrimination against persons with disabilities, whether public or private, including in the areas of housing and education. The special procedures mandate holder especially calls on the Ministry of Education to equip schools with the necessary facilities for the inclusive education of children, including by ensuring their autonomous access to water and sanitation, so as to eliminate requests for parents of children with disabilities to take care of their children’s sanitation needs while at school. Furthermore, the Government must do more to ensure that all persons with disabilities have access to housing that is adapted to their needs, in particular with regard to sanitation and bathing ;
- (k) Take immediate measures to ensure that people living in Utoro, and similar communities in Japan, have access to safe water and sanitation that meet standards equivalent to the neighbouring communities at a price they can afford ;
- (l) Ensure enjoyment of the rights to water and to sanitation in all spheres of life, including in prisons ;
- (m) Fully integrate human rights into development aid policy. The State should also consider devoting a larger proportion of aid to ensuring basic water and sanitation supply to those who do not yet have access. It should further ensure that project beneficiaries, or those otherwise impacted by projects, have opportunities to participate in the formulation, implementation and evaluation of projects, as well as access to information about project proposals. The state should also consider untying aid in order to assure policy space for Governments to respond to democratic processes that should inform the development of policy , including in the areas of water and sanitation.

UPR 第1回政府報告

社会的、経済的な発展が必要な国々に対する財政的援助の提供を継続すること、及びミレニアム開発目標8に規定されている発展の権利の実現に向けた国際努力への支援を拡大すること。(バングラデシュ 24)

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに



目標7: エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

ターゲット 7.1	2030 年までに、手ごろで信頼できかつ現代的なエネルギーサービスへの普遍的なアクセスを確保する
指標 7.1.1	電力にアクセスできる人口の割合
指標 7.1.2	無公害燃料と技術を主に頼みにしている人口の割合
背景	
世界人口の5人に1人に当たる13億人が、まだ近代的な電力を利用できていない。30億人が薪や石炭、または動物の排せつ物を調理や暖房に用いている。また、世界人口が拡大し続ける中で、安価なエネルギーに対する需要も増加している。	
法律文書	
世界人権宣言 第二十五条・1	
すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十一条・1	
この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。	
人種差別撤廃条約 第五条・e	
第2条に定める基本的義務に従い、締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する。 (e) 特に、経済的、社会的及び文化的権利。	

女子差別撤廃条約 第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

女子差別撤廃条約 第十四条・2・h

締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

障害者権利条約 第二十八条・1

締約国は、障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準(相当な食糧、衣類及び住居を含む。)についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認めるものとし、障害に基づく差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十一条・1

先住民族は、特に、教育、雇用、職業訓練および再訓練、住宅、衛生、健康、ならびに社会保障の分野を含めて、自らの経済的および社会的条件の改善に対する権利を差別なく有する。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十二条・2

国家は、彼／女らの経済的および社会的条件の継続した改善を確保すべく効果的な措置および、適切な場合は、特別な措置をとる。先住民族の高齢者、女性、青年、子ども、および障がいのある人々の権利と特別なニーズ(必要性)に特別な注意が払われる。

Inter-American Convention on discrimination against persons with disabilities III

To achieve the objectives of this COntention, the states parties undertake:

Inter-American Convention on discrimination against persons with disabilities III・2・b

To work on a priority basis in the following areas

(b) Early detection and intervention, treatment, rehabilitation, education, job training, and the provision of comprehensive services to ensure the optimal level of independence and quality of life for persons with disabilities

人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十二条・2

国は、単独に、また共同して、発展の権利の行使を保障する責務を有する。

人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条

すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。

女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 十八条・2・b

States Parties shall take all appropriate measures to:

(b) promote research and investment in new and renewable energy sources and appropriate technologies, including information technologies and facilitate women's access to, and participation in their control;

ターゲット7.2	2030年までに、世界のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に再生可能エネルギーの割合に増やす
指標 7.2.1	最終的なエネルギー消費の総計に占める再生可能エネルギーの割合
背景	
再生可能なエネルギーは風力や水力、太陽光、バイオマス、地熱など、再生可能な資源から得られるエネルギーは無尽蔵で、環境汚染を起こさないが、全世界のエネルギー供給を占める割合は未だ15%程度に過ぎない。また、今でも5人に1人が電力を利用できておらず、需要が増え続ける中で、全世界で再生可能エネルギーの生産を大幅に拡大する必要が生じている。	
法律文書	
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条	
すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。	
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・2・b	
States Parties shall take all appropriate measures to: promote research and investment in new and renewable energy sources and appropriate technologies, including information technologies and facilitate women's access to, and participation in their control;	
砂漠化対処条約 第十九条・1・f	
締約国は、砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための努力における能力育成、すなわち、機関の設立、訓練並びに関連する地方及び国の能力の開発の重要性を認めるものとし、適当な場合には、次のことによって能力育成を促進する。 (f) 相互の合意により、影響を受ける国である開発途上締約国が第十六条に規定する情報の収集、分析及び交換の分野において計画を作成し及び実施する能力を強化するために協力すること。	

ターゲット 7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率における改善率を倍加する
指標 7.3.1	一次エネルギーと GDP に関して測定されたエネルギー強度
背景	
エネルギーは気候変動を助長する最大の要素であり、全世界の温室効果ガス排出量の約60%を占めている。グローバル経済は化石燃料に依存し、温室効果ガスの排出量増大をもたらし、気候システムに大きな影響を及ぼしている。	
法律文書	
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・2・b	
States Parties shall take all appropriate measures to:	

(b) promote research and investment in new and renewable energy sources and appropriate technologies, including information technologies and facilitate women's access to, and participation in their control;

<p>ターゲット7.a</p>	<p>2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率および先進的且つより無公害な化石燃料技術を含む、無公害エネルギーの研究と技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、そしてエネルギーのインフラと無公害エネルギー技術への投資を促進する</p>
<p>指標 7.a.1</p>	<p>ハイブリッド・システムを含む、無公害エネルギー研究と開発および再生可能エネルギー生産を支援する開発途上国に対する国際的な金融の流れ</p>
<p style="text-align: center;">背景</p>	
<p>太陽光や風力、地熱などのクリーンなエネルギー源に投資し、幅広い技術について費用対効果の評価を導入すれば、建物や産業での電力消費量を全世界で14%削減できる可能性がある。すべての開発途上国でインフラを整備し、クリーンなエネルギー源を提供できる技術を改善することは、成長を促しつつも環境保全を図るうえで不可欠な目標である。</p>	
<p style="text-align: center;">法律文書</p>	
<p>世界人権宣言 第二十七条・1</p>	
<p>すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。</p>	
<p>世界人権宣言 第二十八条</p>	
<p>すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。</p>	
<p>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第二条・1</p>	
<p>この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。</p>	
<p>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十一条・1</p>	
<p>この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。</p>	
<p>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・1・b</p>	
<p>この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。 (b) 科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利</p>	

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・2

この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、科学する国際規約(A規約)(ICESCR)及び文化の保存、発展及び普及に必要な措置を含む。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・3

この規約の締約国は、科学研究及び創作活動に不可欠な自由を尊重することを約束する。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・4

この規約の締約国は、科学及び文化の分野における国際的な連絡及び協力を奨励し及び発展させることによって得られる利益を認める。

サンサルバドル議定書

The States Parties to this Protocol recognize the benefits to be derived from the encouragement and development of international cooperation and relations in the fields of science, arts and culture, and accordingly agree to foster greater international cooperation in these fields.

気候変動枠組条約 第四条・1・c

すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。

(c) エネルギー、運輸、工業、農業、林業、廃棄物の処理その他すべての関連部門において、温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の人為的な排出を抑制し、削減し又は防止する技術、慣行及び方法の開発、利用及び普及(移転を含む。)を促進し、並びにこれらについて協力すること。

気候変動枠組条約 第四条・5

附属書[2]の締約国は、他の締約国(特に開発途上締約国)がこの条約を実施することができるようにするため、適当な場合には、これらの他の締約国に対する環境上適正な技術及びノウハウの移転又は取得の機会の提供について、促進し、容易にし及び資金を供与するための実施可能なすべての措置をとる。この場合において、先進締約国は、開発途上締約国の固有の能力及び技術の開発及び向上を支援する。技術の移転を容易にすることについてのこのような支援は、その他の締約国及び機関によっても行われ得る。

パリ協定 第六条・8・(a,b,c)

締約国は、持続可能な開発及び貧困の撲滅の文脈において、調整が図られた、かつ、効果的な方法(適当な場合には、特に、緩和、適応、資金、技術移転及び能力の開発によるものを含む。)により締約国による国が決定する貢献の実施について支援するための締約国が利用することができる 総合的及び全体的な並びに均衡のとれた非市場の取組の重要性を認める。この取組は、次のことを目的とする。

(a) 緩和及び適応に関する野心の向上を促すこと。

(b) 国が決定する貢献の実施への公的部門及び民間部門の参加を促進すること。

(c) 手段及び関連の制度的な措置に関する調整のための機会を与えること。

パリ協定 第十条・2

<p>締約国は、この協定に基づく緩和及び適応に関する行動の実施のための技術の重要性に留意しつつ、技術の導入及び普及に関する既存の努力を認識して、技術開発及び技術移転に関する協力的な行動を強化する。</p>
<p>パリ協定 第十条・5</p>
<p>イノベーションを加速し、奨励し、及び可能にすることは、気候変動に対する効果的及び長期的な世界全体による対応並びに経済成長及び持続可能な開発の促進のために不可欠である。このような努力に対しては、適当な場合には、研究及び開発に関する協調的な取組のため並びに開発途上締約国が特に技術の周期の初期の段階において技術を利用する機会を得やすくするため、支援(技術に関する制度による支援及び条約の資金供与の制度による資金上の手段を通じた支援を含む。)を行う。</p>
<p>パリ協定 第十条・6</p>
<p>開発途上締約国に対しては、緩和のための支援と適応のための支援との間の均衡を達成することを目指して、この条の規定の実施(技術の周期の種々の段階における技術開発及び技術移転に関する協力的な行動の強化を含む。)のための支援(資金上の支援を含む。)を提供する。第十四条に規定する世界全体の実施状況の検討においては、開発途上締約国に対する技術開発及び技術移転のための支援に関する努力についての入手可能な情報を考慮する。</p>

<p>ターゲット 7.b</p>	<p>2030年までに、各々の支援計画に従って、開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国および内陸開発途上国における全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供するために、インフラを拡大しそして技術の品質を良くする</p>
<p>指標 7.b.1</p>	<p>GDPの割合としてのエネルギー効率におよび持続可能な開発サービスに対するインフラと技術のための財源移行における外国直接投資の総額</p>
<p>背景</p>	
<p>人口の5人に1人に当たる13億人が、近代的な電気へのアクセスが実現していない。30億人が薪や石炭、または動物の排せつ物を調理や暖房に用いている。5人に1人が電力を利用できておらず、需要が増え続ける中で、全世界で再生可能エネルギーの生産を大幅に拡大する必要が生じている。</p>	
<p>法律文書</p>	
<p>世界人権宣言 第二十五条・1</p>	
<p>すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。</p>	
<p>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十一条・1</p>	
<p>この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。</p>	

人種差別撤廃条約 第五条・e

第2条に定める基本的義務に従い、締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する。

(e) 特に、経済的、社会的及び文化的権利

女子差別撤廃条約 第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

女子差別撤廃条約 第十四条・2・h

締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けるとを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

障害者権利条約 第二十八条・1

締約国は、障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準(相当な食糧、衣類及び住居を含む。)についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認めるものとし、障害に基づく差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十一条・1

先住民族は、特に、教育、雇用、職業訓練および再訓練、住宅、衛生、健康、ならびに社会保障の分野を含めて、自らの経済的および社会的条件の改善に対する権利を差別なく有する。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第三十二条・2

国家は、特に、鉱物、水または他の資源の開発、利用または採掘に関連して、彼／女らの土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなる事業の承認にも先立ち、先住民族自身の代表機関を通じ、その自由で情報に基づく合意を得るため、当該先住民族と誠実に協議かつ協力する。

人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条

すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。



目標11:住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする

<p>ターゲット 11.1</p>	<p>2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する</p>
<p>指標 11.1.1</p>	<p>スラム、正式でない居住地または不適切な住宅で生活している都市人口の割合</p>
<p>背景</p>	
<p>現在、人口増加や都市化などの理由でスラムには8億2,800万人が暮らしていますが、その数は増加の一途をたどっています。都市居住者の3人に1人は過密な、住み続けられる保証を欠いた、非衛生的なスラム状態に生活しています。そのようなコミュニティでは、失業、汚染、人身売買、犯罪などの問題が発生、生活費用は高く、公共サービスが少ないことが特徴となっています。</p>	
<p>法律文書</p>	
<p>世界人権宣言 第二十五条・1</p>	
<p>すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。</p>	
<p>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第一条・1</p>	
<p>この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適切な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。</p>	
<p>人種差別撤廃条約 第五条</p>	
<p>第2条に定める基本的義務に従い、締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する。</p>	
<p>人種差別撤廃条約 第五条・e・iii</p>	

経済的、社会的及び文化的権利、特に、(iii)住居についての権利
女子差別撤廃条約 第十四条・2・h
<p>締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。</p> <p>(h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利</p>
障害者権利条約 第九条・1・a
<p>この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。</p> <p>(a) この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。</p>
障害者権利条約 第二十八条・1
<p>締約国は、障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認めるものとし、障害に基づく差別なしにこの権利を実現することを保障し、及び促進するための適当な措置をとる。</p>
すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約 第四十三条・1・d
<p>移住労働者は、以下のものの利用、参加について、就業国の国民と平等に処遇されるものとする。</p> <p>(d) 住宅。これは、社会住宅計画及び不当に高額な家賃からの保護を含む</p>
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十一条【経済的・社会的条件の改善と特別措置】・1
<p>先住民族は、特に、教育、雇用、職業訓練および再訓練、住宅、衛生、健康、ならびに社会保障の分野を含めて、自らの経済的および社会的条件の改善に対する権利を差別なく有する。</p>
欧州における欧州評議会少数者保護 枠組条約 第四条・2
<p>The Parties undertake to adopt, where necessary, adequate measures in order to promote, in all areas of economic, social, political and cultural life, full and effective equality between persons belonging to a national minority and those belonging to the majority. In this respect, they shall take due account of the specific conditions of the persons belonging to national minorities.</p>
ADRDM American Declaration on the Rights and Duties of Man XI
<p>Every person has the right to the preservation of his health through sanitary and social measures relating to food, clothing, housing and medical care, to the extent permitted by public and community resources</p>
米州人権条約 第二十六条

当事国は、国内的に且つ国際協力、特に経済的及び技術的性質を有するものを通して、立法もしくは他の適切な手段によって、ブエノス・アイレス議定書により改定された米州機構憲章に規定されている経済的、社会的、教育的、科学的及び文化的標内に黙示されている諸権利の完全な実現を漸進的に達成する目的を持つ措置をとることを約束する。

サンサルバドル議定書 第十一条・1

Everyone shall have the right to live in a healthy environment and to have access to basic public services.

Inter-American Convention on discrimination against persons with disabilities III・1・(a, b, c)

III. To achieve the objectives of this Convention, the states parties undertake:
III.1. To adopt the legislative, social, educational, labor-related, or any other measures needed to eliminate discrimination against persons with disabilities and to promote their full integration into society, including, but not limited to:
III.1.a. Measures to eliminate discrimination gradually and to promote integration by government authorities and/or private entities in providing or making available goods, services, facilities, programs, and activities such as employment, transportation, communications, housing, recreation, education, sports, law enforcement and administration of justice, and political and administrative activities;
III.1.b. Measures to ensure that new buildings, vehicles, and facilities constructed or manufactured within their respective territories facilitate transportation, communications, and access by persons with disabilities;
III.1.c. Measures to eliminate, to the extent possible, architectural, transportation, and communication obstacles to facilitate access and use by persons with disabilities;

人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条

すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。

児童の権利と福祉に関するアフリカ憲章 第五条・2

State Parties to the present Charter shall ensure, to the maximum extent possible, the survival, protection and development of the child. State Parties to the present Charter shall ensure, to the maximum extent possible, the survival, protection and development of the child.

女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十六条

Women shall have the right to equal access to housing and to acceptable living conditions in a healthy environment. To ensure this right, States Parties shall grant to women, whatever their marital status, access to adequate housing.

ターゲット 11.2

2030年までに、脆弱な状況にある者、女性、子ども、障がい者および高齢者の必要性に特に注意して、交通の安全性の改善、特に公共交通機関の拡大による、全ての人々に、安全な、手ごろな、利用可能なまた持続可能な輸送システムに対するアクセスを提供する

指標 11.2.1	性別、年齢および障がい者別の、公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合
------------------	---------------------------------------

背景

世界人口の半数に当たる35億人が現在、都市に暮らしています。2030年までに、都市部の人口は世界人口のほぼ60%を占めることとなります。都市化によるコミュニティの断絶、地方における少子高齢化に伴う人口減少等は、実際数字上のみならず、多くの地方と都市の市民の生活に大きな影響を与えています。

法律文書

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第二条・2

この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十一条・1

この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。

女子差別撤廃条約 第十四条・2・h

締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

障害者権利条約 第九条・1・(a, b)

施設及びサービス等の利用の容易さ
締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。
(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）
(b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

障害者権利条約 第九条・2・(a, b)

締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。
(a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。
(b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。

ADRDM American Declaration on the Rights and Duties of Man II
All persons are equal before the law and have the rights and duties established in this Declaration, without distinction as to race, sex, language, creed or any other factor.
米州人権条約 第二十六条
当事国は、国内的に且つ国際協力、特に経済的及び技術的性質を有するものを通して、立法もしくは他の適切な手段によって、ブエノス・アイレス議定書により改定された米州機構憲章に規定されている経済的、社会的、教育的、科学的及び文化的標内に黙示されている諸権利の完全な実現を漸進的に達成する目的を持つ措置をとることを約束する。
サンサルバドル議定書 第三条
The State Parties to this Protocol undertake to guarantee the exercise of the rights set forth herein without discrimination of any kind for reasons related to race, color, sex, language, religion, political or other opinions, national or social origin, economic status, birth or any other social condition.
サンサルバドル議定書 第十八条・(a, c)
a. Undertake programs specifically aimed at providing the handicapped with the resources and environment needed for attaining this goal, including work programs consistent with their possibilities and freely accepted by them or their legal representatives, as the case may be; c. Include a consideration of solutions to specific requirements arising from needs of this group as a priority component of their urban development plans ;
Inter-American Convention on discrimination against persons with disabilities III・1・(a,b,c)
To achieve the objectives of this Convention, the states parties undertake: (1) To adopt the legislative, social, educational, labor-related, or any other measures needed to eliminate discrimination against persons with disabilities and to promote their full integration into society, including, but not limited to: (a) Measures to eliminate discrimination gradually and to promote integration by government authorities and/or private entities in providing or making available goods, services, facilities, programs, and activities such as employment, transportation, communications, housing, recreation, education, sports, law enforcement and administration of justice, and political and administrative activities; (b) Measures to ensure that new buildings, vehicles, and facilities constructed or manufactured within their respective territories facilitate transportation, communications, and access by persons with disabilities; (c) Measures to eliminate, to the extent possible, architectural, transportation, and communication obstacles to facilitate access and use by persons with disabilities;
人及びと人民の権利に関するアフリカ憲章 第十八条・4
高齢者および障害者は、その物質的あるいは道徳的必要性に沿った特別な保護の措置を受ける権利を有する
子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章 第十三条・3

The State Parties to the present Charter shall use their available resources with a view to achieving progressively the full convenience of the mentally and physically disabled person to movement and access to public highway buildings and other places to which the disabled may legitimately want to have access to.

<p>ターゲット11.3</p>	<p>2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する</p>
<p>指標 11.3.1</p>	<p>定期的且つ民主的に運営している都市計画と管理への市民社会の直接参加構造をもった都市の割合</p>
<p>指標 11.3.2</p>	<p>人口増加率に対する土地の利用率の比率</p>
<p style="text-align: center;">背景</p>	
<p>世界人口の半数に当たる35億人が現在、都市に暮らしています。2030年までに、都市部の人口は約50億人という世界人口のほぼ60%を占めることとなります。</p>	
<p style="text-align: center;">法律文書</p>	
<p>世界人権宣言 第二十一条・1</p>	
<p>すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。</p>	
<p>市民的及び政治的権利に関する国際規約 第二十五条・(a, b)</p>	
<p>すべての市民は、第二条に規定するいかなる差別もなく、かつ、不合理な制限なしに、次のことを行う権利及び機会を有する。 (a) 直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に参加すること。 (b) 普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票し及び選挙されること。</p>	
<p>あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 第五条・c</p>	
<p>第2条に定める基本的義務に従い、締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する。 (c) 政治的権利、特に普通かつ平等の選挙権に基づく選挙に投票及び立候補によって参加し、国政及びすべての段階における政治に参加し並びに公務に平等に携わる権利</p>	
<p>児童の権利に関する条約 第十二条・1</p>	
<p>締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。</p>	
<p>女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 第七条・(a, b, c)</p>	
<p>締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。</p>	

<p>(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利</p> <p>(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利</p> <p>(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利</p>
<p>障害者の権利に関する条約 第四条・3</p>
<p>締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む。以下この3において同じ。）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。</p>
<p>すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約 第四十一条・1</p>
<p>移住労働者とその家族は、出身国の法律に従い、その国の公共の事項に参加し、その国の選挙の際に選挙権、被選挙権を行使する権利を有する。</p>
<p>すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約 第四十一条・2</p>
<p>関係国は、法律に従ってかつ適切に、これらの権利の実行を促進する義務を負う。</p>
<p>すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約 第四十二条・1</p>
<p>締約国は、移住労働者とその家族に特有の要求、念願、義務を考慮すべきものとする。この場合、締約国は、移住労働者とその家族がこの制度において、自由に選挙された代表者を持ちうることを正しく予測すべきである。</p>
<p>すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約 第四十二条・2</p>
<p>就業国は、国内法に従い、地域社会の生活及び運営に関する決定に際して、移住労働者とその家族と協議し、またはその参加を促進すべきである。</p>
<p>すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約 第四十二条・3</p>
<p>移住労働者は、就業国の国家の主権による決定として権利を付加される限りにおいて、この国における政治的な権利を享有する。</p>
<p>欧州における欧州評議会少数者保護枠組条約 第十五条</p>
<p>The Parties shall create the conditions necessary for the effective participation of persons belonging to national minorities in cultural, social and economic life and in public affairs, in particular those affecting them.</p>
<p>米州人権条約 第二十六条</p>
<p>当事国は、国内的に且つ国際協力、特に経済的及び技術的性質を有するものを通して、立法もしくは他の適切な手段によって、ブエノス・アイレス議定書により改定された米州機構憲章に規定されている経済的、社会的、教育的、科学的及び文化的標内に黙示されている諸権利の完全な実現を漸進的に達成する目的を持つ措置をとることを約束する。</p>
<p>サンサルバドル議定書 第十八条・c</p>
<p>Everyone affected by a diminution of his physical or mental capacities is entitled to receive special</p>

attention designed to help him achieve the greatest possible development of his personality. The States Parties agree to adopt such measures as may be necessary for this purpose and, especially, to (c) Include the consideration of solutions to specific requirements arising from needs of this group as a priority component of their urban development plans;

Inter-American Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Persons with Disabilities

V.1 To the extent that it is consistent with their respective internal laws, the states parties shall promote participation by representatives of organizations of persons with disabilities, nongovernmental organizations working in this area, or, if such organizations do not exist, persons with disabilities, in the development, execution, and evaluation of measures and policies to implement this Convention

人及び人民の人権に関するアフリカ憲章 第十三条・1

全ての市民は、法の規定に従って、直接にまたは自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を要する。

人及び人民の人権に関するアフリカ憲章 第二十四条

全ての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。

児童の権利と福祉に関するアフリカ憲章 第十三条・1

Every child who is mentally or physically disabled shall have the right to special measures of protection in keeping with his physical and moral needs and under conditions which ensure his dignity, promote his self-reliance and active participation in the community.

児童の権利と福祉に関するアフリカ憲章 第十三条・3

The State Parties to the present Charter shall use their available resources with a view to achieving progressively the full convenience of the mentally and physically disabled person to movement and access to public highway buildings and other places to which the disabled may legitimately want to have access to.

女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第九条・1・(a, b, c)

States Parties shall take specific positive action to promote participative governance and the equal participation of women in the political life of their countries through affirmative action, enabling national legislation and other measures to ensure that:
(a) women participate without any discrimination in all elections;
Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa
(b) women are represented equally at all levels with men in all electoral processes;
Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa
(c) women are equal partners with men at all levels of development and implementation of State policies and development programmes.

女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第九条・2

States Parties shall ensure increased and effective representation and participation of women at all levels of decision-making.

女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第二十三条・a
The States Parties undertake to: Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa (a) ensure the protection of women with disabilities and take specific measures commensurate with their physical, economic and social needs to facilitate their access to employment, professional and vocational training as well as their participation in decision-making;
気候変動に関する国際連合枠組条約 第四条・1・c
すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。 (c) エネルギー、運輸、工業、農業、林業、廃棄物の処理その他すべての関連部門において、温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の人為的な排出を抑制し、削減し又は防止する技術、慣行及び方法の開発、利用及び普及(移転を含む。)を促進し、並びにこれらについて協力すること。
生物の多様性に関する条約 第十四条・1・a
締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。 (a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。

ターゲット11.4	世界の文化遺産および自然遺産を保護し、そして保全する努力を強化する
指標 11.4.1	遺産の種類（文化遺産、自然遺産、混合遺産および世界遺産に登録されているもの）、政府のレベル（国の、地域のそして地方の／都市の）、種類（寄付、非営利部門および後援）別のあらゆる文化遺産と自然遺産の保全、保護および保存に関して費やされた一人当たりの（公的および民間の）総支出額
背景	
今日、66の文化的景観が世界遺産リストに記載されています。普遍的価値として考えられている人と自然の複雑な関わりを管理、または社会経済のグローバルな変化や気候変動の中で場の完全性を維持することを目的とした遺産管理の必要性が高まってきています。また世代を越えた自然環境との関わりや遺産保護への関与について、各国政府や社会全体は関心を示しているといえます。	
法律文書	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・2	
この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、科学及び文化の保存、発展及び普及に必要な措置を含む。	
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第十一条・1	
先住民族は、その文化的な伝統及び慣習を実践し、及び再活性化させる権利を有する。これには、考古学的及び歴史的な場所、工芸品、意匠、儀式、技術並びに視覚的及び舞台的芸術並びに文学のような、自己の文化の過去、現在及び未来の表現を維持し、保護し、及び発展させる権利が含まれる。	

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第十一条・2

国は、先住民族の自由で事前の及び事情を了知した上での同意なしに、又はその法、伝統及び慣習に反して奪われた先住民族の文化的、知的、宗教的及び精神的財産については、先住民族と協力して設けた、原状回復を含む、効果的な仕組みによる救済を行わなければならない。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第十二条・1

先住民族は、その精神的及び宗教的な伝統、慣習及び儀式を表現し、実践し、発展させ、及び教育する権利、その宗教的及び文化的な場所を維持し、保護し及び干渉を受けることなく立ち入る権利、儀式用具の使用及び管理の権利並びにその遺体及び遺骨の返還に対する権利を有する。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第十二条・2

国は、関係する先住民族と協力して設けた公正で透明かつ効果的な措置によって、国が保有する儀式用具並びにその遺体及び遺骨へのアクセス並びに/又は返還を可能にするよう努めなければならない。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第三十一条・1

先住民族は、その文化財、伝統的知識及び伝統的な文化的表現並びに人間やその他の遺伝物質、種子、薬品、動植物の特性についての知識、口承伝統、文学、意匠、スポーツと伝統的競技並びに視覚的及び舞台的芸術を含む自己の科学、技術及び文化の表現を維持し、管理し、保護し、及び発展させる権利を有する。また、先住民族は、この文化財、伝統的知識及び伝統的な文化的表現に係る知的財産を維持し、管理し、保護し、及び発展させる権利を有する。

欧州における欧州評議会少数者保護 枠組条約 第五条・1

The Parties undertake to promote the conditions necessary for persons belonging to national minorities to maintain and develop their culture, and to preserve the essential elements of their identity, namely their religion, language, traditions and cultural heritage.

欧州における欧州評議会少数者保護 枠組条約 第五条・2

Without prejudice to measures taken in pursuance of their general integration policy, the Parties shall refrain from policies or practices aimed at assimilation of persons belonging to national minorities against their will and shall protect these persons from any action aimed at such assimilation.

欧州における欧州評議会少数者保護 枠組条約 第六条・1

The Parties shall encourage a spirit of tolerance and intercultural dialogue and take effective measures to promote mutual respect and understanding and co-operation among all persons living on their territory, irrespective of those persons' ethnic, cultural, linguistic or religious identity, in particular in the fields of education, culture and the media.

欧州における欧州評議会少数者保護 枠組条約 第九条・1

The Parties undertake to recognise that the right to freedom of expression of every person belonging to a national minority includes freedom to hold opinions and to receive and impart information and ideas in the minority language, without interference by public authorities and regardless of frontiers. The Parties shall ensure, within the framework of their legal systems, that persons belonging to a national minority are not discriminated against in their access to the media.

欧州における欧州評議会少数者保護 枠組条約 第九条・2

Paragraph 1 shall not prevent Parties from requiring the licensing, without discrimination and based on objective criteria, of sound radio and television broadcasting, or cinema enterprises.

欧州における欧州評議会少数者保護 枠組条約 第九条・3

The Parties shall not hinder the creation and the use of printed media by persons belonging to national minorities. In the legal framework of sound radio and television broadcasting, they shall ensure, as far as possible, and taking into account the provisions of paragraph 1, that persons belonging to national minorities are granted the possibility of creating and using their own media.

欧州における欧州評議会少数者保護 枠組条約 第九条・4

In the framework of their legal systems, the Parties shall adopt adequate measures in order to facilitate access to the media for persons belonging to national minorities and in order to promote tolerance and permit cultural pluralism.

欧州における欧州評議会少数者保護 枠組条約 第十条・1

The Parties undertake to recognise that every person belonging to a national minority has the right to use freely and without interference his or her minority language, in private and in public, orally and in writing.

欧州における欧州評議会少数者保護 枠組条約 第十条・2

In areas inhabited by persons belonging to national minorities traditionally or in substantial numbers, if those persons so request and where such a request corresponds to a real need, the Parties shall endeavour to ensure, as far as possible, the conditions which would make it possible to use the minority language in relations between those persons and the administrative authorities.

欧州における欧州評議会少数者保護 枠組条約 第十一条・1

The Parties undertake to recognise that every person belonging to a national minority has the right to use his or her surname (patronym) and first names in the minority language and the right to official recognition of them, according to modalities provided for in their legal system.

欧州における欧州評議会少数者保護 枠組条約 第十一条・2

The Parties undertake to recognise that every person belonging to a national minority has the right to display in his or her minority language signs, inscriptions and other information of a private nature visible to the public.

欧州における欧州評議会少数者保護 枠組条約 第十一条・3

In areas traditionally inhabited by substantial numbers of persons belonging to a national minority, the Parties shall endeavour, in the framework of their legal system, including, where appropriate, agreements with other States, and taking into account their specific conditions, to display traditional local names, street names and other topographical indications intended for the public also in the minority language when there is a sufficient demand for such indications.

欧州における欧州評議会少数者保護 枠組条約 第十二条・2

In this context the Parties shall inter alia provide adequate opportunities for teacher training and access to textbooks, and facilitate contacts among students and teachers of different communities.

欧州における欧州評議会少数者保護 枠組条約 第十四条・1

The Parties undertake to recognise that every person belonging to a national minority has the right to learn his or her minority language

American Declaration on the Rights and Duties of Man XIII

Every person has the right to take part in the cultural life of the community, to enjoy the arts, and to participate in the benefits that result from intellectual progress, especially scientific discoveries. He likewise has the right to the protection of his moral and material interests as regards his inventions or any literary, scientific or artistic works of which he is the author.

米州人権条約 第二十六条

当事国は、国内的に且つ国際協力、特に経済的及び技術的性質を有するもの、を通して立法もしくは他の適切な手段によって、ブエノス・アイレス議定書により改定された米州機構憲章に規定されている経済的、社会的、教育的、科学のおよび文化的標準内に黙示されている諸権利の完全な実現を漸進的に達成する目的を持つ措置を取ることを約束する。

サンサルバドル議定書 第一条

The States Parties to this Additional Protocol to the American Convention on Human Rights undertake to adopt the necessary measures, both domestically and through international cooperation, especially economic and technical, to the extent allowed by their available resources, and taking into account their degree of development, for the purpose of achieving progressively and pursuant to their internal legislations, the full observance of the rights recognized in this Protocol.

サンサルバドル議定書 第十四条・2

The steps to be taken by the States Parties to this Protocol to ensure the full exercise of this right shall include those necessary for the conservation, development and dissemination of science, culture and art.

サンサルバドル議定書 第十四条・4

The States Parties to this Protocol recognize the benefits to be derived from the encouragement and development of international cooperation and relations in the fields of science, arts and culture, and accordingly agree to foster greater international cooperation in these fields.

人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第十七条・2

全ての人は、自由に共同体の文化生活に参加することができる。

人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十二條・1

全ての国の人民は、その自由と独自性に当然払われるべき配慮とともに、人類の共通遺産を平等に享有しながら、経済的、社会的および文化的発展を享受する権利を有する。

Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa 第十七条・2

States Parties shall take all appropriate measures to enhance the participation of women in the formulation of cultural policies at all levels.

**Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa
第十八条 - 2 - c**

States Parties shall take all appropriate measures to:
(c) protect and enable the development of women's indigenous knowledge systems;

気候変動に関する国際連合枠組条約 第三条 - (1, 3)

締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための措置をとるに当たり、特に、次に掲げるところを指針とする。

(1) 締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである。

(3) 締約国は、気候変動の原因を予測し、防止し又は最小限にするための予防措置をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、このような予防措置をとることを延期する理由とすべきではない。もっとも、気候変動に対処するための政策及び措置は、可能な限り最小の費用によって地球規模で利益がもたらされるように費用対効果の大きいものとするについても考慮を払うべきである。このため、これらの政策及び措置は、社会経済状況の相違が考慮され、包括的なものであり、関連するすべての温室効果ガスの発生源、吸収源及び貯蔵庫並びに適応のための措置を網羅し、かつ、経済のすべての部門を含むべきである。気候変動に対処するための努力は、関心を有する締約国の協力によっても行われ得る。

気候変動に関する国際連合枠組条約 第四条 - 1 - (b, e, f)

1 すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。

(b) 自国の（適当な場合には地域の）計画を作成し、実施し、公表し及び定期的に更新すること。この計画には、気候変動を緩和するための措置（温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去を対象とするもの）及び気候変動に対する適応を容易にするための措置を含めるものとする。

(e) 気候変動の影響に対する適応のための準備について協力すること。沿岸地域の管理、水資源及び農業について、並びに干ばつ及び砂漠化により影響を受けた地域（特にアフリカにおける地域）並びに洪水により影響を受けた地域の保護及び回復について、適当かつ総合的な計画を作成すること。

(f) 気候変動に関し、関連する社会、経済及び環境に関する自国の政策及び措置において可能な範囲内で考慮を払うこと。気候変動を緩和し又はこれに適応するために自国が実施する事業又は措置の経済、公衆衛生及び環境に対する悪影響を最小限にするため、自国が案出し及び決定する適当な方法（例えば影響評価）を用いること。

生物の多様性に関する条約 第六条 - (a, b)

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。

(a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること。

(b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、関連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策にこれを組み入れること。

生物の多様性に関する条約 第七条 - (a, b, c, d)

(a) 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、特に次条から第 条までの規定を実施する 10 ため、次のことを行う。

(b) 附属書 I に列記する区分を考慮して、生物の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及

び持続可能な利用のために重要なものを特定すること。
(c) 生物の多様性の構成要素であって、緊急な保全措置を必要とするもの及び持続可能な利用に最大の可能性を有するものに特別の考慮を払いつつ、標本抽出その他の方法により、(a)の規定に従って特定される生物 a の多様性の構成要素を監視すること。
(d) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある作用及び活動の種類を特定し並びに標本抽出その他の方法によりそれらの影響を監視すること。
(a)から(c)までの規定による特定及び監視の活動から得られる情報を何らかの仕組みによって維持し及び整理すること。

生物の多様性に関する条約 第八条・(a, b, c, d, e, f, g, h, i, j, k, l, m)

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。
(a) 保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域に関する制度を確立すること。
(b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること。
(c) 生物の多様性の保全のために重要な生物資源の保全及び持続可能な利用を確保するため、保護地域の内外を問わず、当該生物資源について規制を行い又は管理すること。
(d) 生態系及び自然の生息地の保護並びに持続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること。
(e) 保護地域における保護を補強するため、-3- 保護地域に隣接する地域における開発が環境上適正かつ持続可能なものとなることを促進すること。
(f) 特に、計画その他管理のための戦略の作成及び契機を通じ、劣化した生態系を修復し及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること。
(g) バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの）を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること。
(h) 生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。
(i) 現在の利用が生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用と両立するために必要な条件を整えるよう努力すること。
(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。
(k) 脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること。
(l) 前条の規定により生物の多様性に対し著しい悪影響があると認められる場合には、関係する作用及び活動の種類を規制し又は管理すること。
(m) (a)から(l)までに規定する生息域内保全のための財政的な支援その他の支援（特に開発途上国に対するもの）を行うことについて協力すること。

生物の多様性に関する条約 第九条・(a, b, c, d, e)

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、主として生息域内における措置を補完するため、次のことを行う。
(a) 生物の多様性の構成要素の生息域外保全のための措置をとること。この措置は、生物の多様性の構成要素の原産国においてとることが望ましい。
(b) 植物、動物及び微生物の生息域外保全及び研究のための施設を設置し及び維持すること。その設置及び維持は、遺伝資源の原産国において行うことが望ましい。
(c) 脅威にさらされている種を回復し及びその機能を修復するため並びに当該種を適当な条件の下で自然の生息地に再導入するための措置をとること。

(d) (c)の規定により生息域外における特別な暫定的措置が必要とされる場合を除くほか、生態系及び生息域内における種の個体群を脅かさないようにするため、生息域外保全を目的とする自然の生息地からの生物資源の採取を規制し及び管理すること。
(e) (a)から(d)までに規定する生息域外保全のための財政的な支援その他の支援を行うことについて並びに開発途上国における生息域外保全のための施設の設置及び維持について協力すること。

生物の多様性に関する条約 第十条・(a, b, c, d, e)

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。
(a) 生物資源の保全及び持続可能な利用についての考慮を自国の意思決定に組み入れること。
(b) 生物の多様性への悪影響を回避し又は最小にするため、生物資源の利用に関連する措置をとること。
(c) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。
(d) 生物の多様性が減少した地域の住民による修復のための作業の準備及び実施を支援すること。
(e) 生物資源の持続可能な利用のための方法の開発について、自国の政府機関と民間部門との間の協力を促進すること。

生物の多様性に関する条約 第十一条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、生物の多様性の構成要素の保全及び持続可能な利用を奨励することとなるような経済的及び社会的に健全な措置をとる。

生物の多様性に関する条約 第十二条 (a, b, c)

締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、次のことを行う。
(a) 生物の多様性及びその構成要素の特定、保全及び持続可能な利用のための措置に関する科学的及び技術的な教育訓練事業のための計画を作成し及び維持すること並びに開発途上国の特定のニーズに対応するためこのような教育及び訓練を支援すること。
(b) 特に科学上及び技術上の助言に関する補助機関の勧告により締約国会議が行う決定に従い、特に開発途上国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励すること。
(c) 第条、第条及び第条の規定の趣旨に沿い、生物資源の保全及び持続可能な利用のための方法の開発について、生物の多様性の研究における科学の進歩の利用を促進し及びそのような利用について協力すること。

生物の多様性に関する条約 第十三条 (a, b)

締約国は、次のことを行う。
(a) 生物の多様性の保全の重要性及びその保全に必要な措置についての理解、各種の情報伝達手段によるそのような理解の普及並びにこのような題材の教育事業の計画への導入を促進し及び奨励すること。
(b) 適当な場合には、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する教育啓発事業の計画の作成に当たり、他国及び国際機関と協力すること。

生物の多様性に関する条約 第十四条・1・(a, b, c, d, e)

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。
(a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。
(b) 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するため、適当な措置を導入すること。

(c) 適宜、二国間の、地域的な又は多数国間の取極を締結することについて、これを促進することにより、自国の管轄又は管理の下における活動であって、他国における又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるものに関し、相互主義の原則に基づき、通報、情報の交換及び協議を行うことを促進すること。自国の管轄又は管理の下で生ずる急迫した又は重大な危険又は損害が他国の管轄の下にある区域又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に及ぶ場合には、このような危険又は損害を受ける可能性のある国に直ちに通報すること及びこのような危険又は損害を防止し又は最小にするための行動を開始すること。

(d) 生物の多様性に重大なかつ急迫した危険を及ぼす活動又は事象（自然に発生したものであるかないかを問わない）に対し緊。急に対応するための国内的な措置を促進し及びそのような国内的な努力を補うための国際協力（適当であり、かつ、関連する国又は地域的な経済統合のための機関の同意が得られる場合には、共同の緊急時計画を作成するための国際協力を含む）を促進すること。

(e) 締約国会議は、今後実施される研究を基礎として、生物の多様性の損害に対する責任及び救済（原状回復及び補償を含む）についての問題を検討する、ただし、当該責任が純粋に国内問題である場合を除く。

生物の多様性に関する条約 第十八条・1

締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する。

生物の多様性に関する条約 第十八条・2

締約国は、この条約の実施に当たり、特に自国の政策の立案及び実施を通じ、他の締約国（特に開発途上国）との技術上及び科学上の協力を促進する。この協力の促進に当たっては、人的資源の開発及び組織の整備という手段によって、各国の能力を開発し及び強化することに特別の考慮を払うべきである。

生物の多様性に関する条約 第十八条・3

締約国会議は、その第1回会合において、技術上及び科学上の協力を促進し及び円滑にするために情報の交換の仕組みを確立する方法について決定する。

生物の多様性に関する条約 第十八条・4

締約国は この条約の目的を達成するため、自由の法令及び政策に従い、技術（原住民が有する技術及び伝統的な技術を含む）の開。発及び利用についての協力の方法を開発し並びにそのような協力を奨励するこのため、締約国は、また、人材の養成及び専門家の交流についての協力を促進する。

生物の多様性に関する条約 第十八条・5

締約国は、相互の合意を条件として、この条約の目的に関連のある技術の開発のための共同研究計画の作成及び合併事業の設立を促進する。

生物の多様性に関する条約 第二十条・1

20条資金 1 締約国は、その能力に応じ、自国の計画及び優先度に従い、この条約の目的を達成するための各国の活動に関して財政的に支援し及び奨励することを約束する。

生物の多様性に関する条約 第二十条・2

先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担すること及びこの条約の適用から利益を得ることを可能にするため、新規のかつ追加的な資金を供与する。その増加費用は、締約国会議が立案する政策、戦略、計画の優

先度、適格性の基準及び増加費用の一覧表に従い、開発途上締約国と次条に規定する制度的組織との間で合意される。先進締約国以外の締約国（市場経済への移行の過程にある国を含む）。は、先進締約国の義務を任意に負うことができる。この条の規定の適用のため、締約国会議は、その第1回会合において、先進締約国及び先進締約国の義務を任意に負うその他の締約国の一覧表を作成する。締約国会議は、定期的に当該一覧表を検討し、必要に応じて改正する。その他の国及び資金源からの任意の拠出も勧奨される。これらの約束は、資金の妥当性、予測可能性及び即応性が必要であること並びに当該一覧表に掲げる拠出締約国の間の責任分担が重要であることを考慮して履行する。

生物の多様性に関する条約 第二十条・3

先進締約国は、また、二国間の及び地域的その他の多数国間の経路を通じて、この条約の実施に関連する資金を供与することができるものとし、開発途上締約国は、これを利用することができる。

生物の多様性に関する条約 第二十条・4

開発途上締約国によるこの条約に基づく約束の効果的な履行の程度は、先進締約国によるこの条約に基づく資金及び技術の移転に関する約束の効果的な履行に依存しており、経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上締約国にとって最優先の事項であるという事実が十分に考慮される。

生物の多様性に関する条約 第二十条・5

締約国は、資金供与及び技術の移転に関する行動をとるに当たり、後発開発途上国の特定のニーズ及び特別な状況を十分に考慮に入れる。

生物の多様性に関する条約 第二十条・6

締約国は、開発途上締約国（特に島嶼国）における生物の多様性への依存並びに生物の多様性の分布及び所在から生ずる特別な事情も考慮に入れる。

生物の多様性に関する条約 第二十条・7

開発途上国（特に、環境上最も害を受けやすいもの、例えば、乾燥地帯、半乾燥地帯、沿岸地域及び山岳地域を有するもの）の特別な状況も考慮に入れる。

生物の多様性に関する条約 第二十一条・1

この条約の目的のため、贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設けるものとし、その制度の基本的な事項は、この条に定めるこの条約の目的のため、当該制度は、締約国会議の管理及び指導の下に機能し、締約国会議に対して責任を負う。当該制度は、締約国会議がその第1回会合において決定する制度的組織によって運営する。この条約の目的のため、締約国会議は、第一文の資金の利用（その機会 の提供を含む。）についての政策、戦略、計画の優先度及び適格性の基準を決定する。拠出については、締約国会議が定期的に決定する必要な資金の額に基づき、前条に規定する資金の予測可能性、妥当性及び即応性が必要であること並びに同条2に規定する一覧表に掲げる拠出締約国の間の責任分担が重要であることを考慮に入れる。先進締約国その他の国及び資金源から任意の拠出を行うこともできる。当該制度は、民主的で透明な管理の仕組みの下で運営する。

生物の多様性に関する条約 第二十一条・2

締約国会議は、この条約の目的を達成するため、その第1回会合において、資金の利用（その機会 の提供を含む。）についての政策、戦略及び計画の優先度並びに適格性の詳細な基準及び指針に関する決定（資金の利用を定期的に監視し及び評価することについてのもを含む）を行う。締約国会議は、資金供。与の制度の運営を委託された制度的組織との協議の後、1の規定を実施するための

取決めを決定する。

生物の多様性に関する条約 第二十一条・3

締約国会議は、この条約の効力発生の日から少なくとも2年を経過した日及びその後は定期的に、この条の規定に基づいて設けられる制度の有効性（2の基準及び指針の有効性を含む。）について検討するものとし、その検討に基づき、必要に応じ、当該制度の有効性を高めるために適当な措置をとる。

生物の多様性に関する条約 第二十一条・4

締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための資金を供与するため、既存の資金供与の制度を強化することについて検討する。

ラムサール条約 第二条・1

各締約国は、その領域内の適当な湿地を指定するものとし、指定された湿地は、国際的に重要な湿地に係る登録簿（以下「登録簿」といい、第八条の規定により設けられる事務局が保管する。）に掲げられる。湿地の区域は、これを正確に記述し、かつ、地図上に表示するものとし、また、特に水鳥の生息地として重要である場合には、水辺及び沿岸の地帯であつて湿地に隣接するもの並びに島又は低潮時における水深が六メートルを超える海域であつて湿地に囲まれているものを含めることができる。

ラムサール条約 第三条・1

締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。

ラムサール条約 第四条・1

各締約国は、湿地が登録簿に掲げられているかどうかにかかわらず、湿地に自然保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進し、かつ、その自然保護区の監視を十分に行う。

ラムサール条約 第四条・2

締約国は、登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し又は縮小する場合には、できる限り湿地資源の喪失を補うべきであり、特に、同一の又は他の地域において水鳥の従前の生息地に相当する生息地を維持するために、新たな自然保護区を創設すべきである。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・2

この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、科学及び文化の保存、発展及び普及に必要な措置を含む。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第十一条・1

先住民族は、その文化的な伝統及び慣習を實踐し、及び再活性化させる権利を有する。これには、考古学的及び歴史的な場所、工芸品、意匠、儀式、技術並びに視覚的及び舞台的芸術並びに文学のような、自己の文化の過去、現在及び未来の表現を維持し、保護し、及び発展させる権利が含まれる。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第十一条・2

国は、先住民族の自由で事前の及び事情を了知した上での同意なしに、又はその法、伝統及び慣習に反して奪われた先住民族の文化的、知的、宗教的及び精神的財産については、先住民族と協力して設

けた、原状回復を含む、効果的な仕組みによる救済を行わなければならない。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第十二条・1

先住民族は、その精神的及び宗教的な伝統、慣習及び儀式を表現し、実践し、発展させ、及び教育する権利、その宗教的及び文化的な場所を維持し、保護し及び干渉を受けることなく立ち入る権利、儀式用具の使用及び管理の権利並びにその遺体及び遺骨の返還に対する権利を有する。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第十二条・2

国は、関係する先住民族と協力して設けた公正で透明かつ効果的な措置によって、国が保有する儀式用具並びにその遺体及び遺骨へのアクセス並びに/又は返還を可能にするよう努めなければならない。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第三十一条・1

先住民族は、その文化財、伝統的知識及び伝統的な文化的表現並びに人間やその他の遺伝物質、種子、薬品、動植物の特性についての知識、口承伝統、文学、意匠、スポーツと伝統的競技並びに視覚的及び舞台的芸術を含む自己の科学、技術及び文化の表現を維持し、管理し、保護し、及び発展させる権利を有する。また、先住民族は、この文化財、伝統的知識及び伝統的な文化的表現に係る知的財産を維持し、管理し、保護し、及び発展させる権利を有する。

欧州評議会 民族的少数者保護枠組条約 第五条・1

The Parties undertake to promote the conditions necessary for persons belonging to national minorities to maintain and develop their culture, and to preserve the essential elements of their identity, namely their religion, language, traditions and cultural heritage.

欧州評議会 民族的少数者保護枠組条約 第五条・2

Without prejudice to measures taken in pursuance of their general integration policy, the Parties shall refrain from policies or practices aimed at assimilation of persons belonging to national minorities against their will and shall protect these persons from any action aimed at such assimilation.

欧州評議会 民族的少数者保護枠組条約 第六条・1

The Parties shall encourage a spirit of tolerance and intercultural dialogue and take effective measures to promote mutual respect and understanding and co-operation among all persons living on their territory, irrespective of those persons' ethnic, cultural, linguistic or religious identity, in particular in the fields of education, culture and the media.

欧州評議会 民族的少数者保護枠組条約 第九条・1

The Parties undertake to recognise that the right to freedom of expression of every person belonging to a national minority includes freedom to hold opinions and to receive and impart information and ideas in the minority language, without interference by public authorities and regardless of frontiers. The Parties shall ensure, within the framework of their legal systems, that persons belonging to a national minority are not discriminated against in their access to the media.

欧州評議会 民族的少数者保護枠組条約 第九条・2

Paragraph 1 shall not prevent Parties from requiring the licensing, without discrimination and based on objective criteria, of sound radio and television zasx6, or cinema enterprises

American Declaration on the Rights and Duties of Man XIII

Every person has the right to take part in the cultural life of the community, to enjoy the arts, and to participate in the benefits that result from intellectual progress, especially scientific discoveries. He likewise has the right to the protection of his moral and material interests as regards his inventions or any literary, scientific or artistic works of which he is the author.

米州人権条約 第二十六条

当事国は、国内的に且つ国際協力、特に経済的及び技術的性質を有するものを通して、立法もしくは他の適切な手段によって、ブエノス・アイレス議定書により改定された米州機構憲章に規定されている経済的、社会的、教育的、科学的及び文化的標内に黙示されている諸権利の完全な実現を漸進的に達成する目的を持つ措置をとることを約束する。

サンサルバドル議定書 第一条

The States Parties to this Additional Protocol to the American Convention on Human Rights undertake to adopt the necessary measures, both domestically and through international cooperation, especially economic and technical, to the extent allowed by their available resources, and taking into account their degree of development, for the purpose of achieving progressively and pursuant to their internal legislations, the full observance of the rights recognized in this Protocol.

サンサルバドル議定書 第十四条・2

The steps to be taken by the States Parties to this Protocol to ensure the full exercise of this right shall include those necessary for the conservation, development and dissemination of science, culture and art.

サンサルバドル議定書 第十四条・4

The States Parties to this Protocol recognize the benefits to be derived from the encouragement and development of international cooperation and relations in the fields of science, arts and culture, and accordingly agree to foster greater international cooperation in these fields.

人及び人民の人権に関するアフリカ憲章 第十七条・2

すべての人は、自由に共同体の文化生活に参加することができる。

人及び人民の人権に関するアフリカ憲章 第二十条・1

すべての国の人民は、その自由と独自性に当然払われるべき配慮とともに、人類の共通遺産を平等に享有しながら、経済的、社会的及び文化的発展を享受する権利を有する。

Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa 第十七条・2

States Parties shall take all appropriate measures to enhance the participation of women in the formulation of cultural policies at all levels

Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa 第十八条・2・c

States Parties shall take all appropriate measures to:
(c) protect and enable the development of women's indigenous knowledge systems;

気候変動に関する国際連合枠組条約 第三条・(1, 3)

締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための措置をとるに当たり、特に、次に掲げるところを指針とする。

(1) 締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである。

(3) 締約国は、気候変動の原因を予測し、防止し又は最小限にするための予防措置をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、このような予防措置をとることを延期する理由とすべきではない。もっとも、気候変動に対処するための政策及び措置は、可能な限り最小の費用によって地球規模で利益がもたらされるように費用対効果の大きいものとするということについても考慮を払うべきである。このため、これらの政策及び措置は、社会経済状況の相違が考慮され、包括的なものであり、関連するすべての温室効果ガスの発生源、吸収源及び貯蔵庫並びに適応のための措置を網羅し、かつ、経済のすべての部門を含むべきである。気候変動に対処するための努力は、関心を有する締約国の協力によっても行われ得る。

気候変動に関する国際連合枠組条約 第四条・1・(d, e, f)

すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。

(d) 温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の吸収源及び貯蔵庫（特に、バイオマス、森林、海その他陸上、沿岸及び海洋の生態系）の持続可能な管理を促進すること並びにこのような吸収源及び貯蔵庫の保全（適当な場合には強化）を促進し並びにこれらについて協力すること。

(e) 気候変動の影響に対する適応のための準備について協力すること。沿岸地域の管理、水資源及び農業について、並びに干ばつ及び砂漠化により影響を受けた地域（特にアフリカにおける地域）並びに洪水により影響を受けた地域の保護及び回復について、適当かつ総合的な計画を作成すること。

(f) 気候変動に関し、関連する社会、経済及び環境に関する自国の政策及び措置において可能な範囲内で考慮を払うこと。気候変動を緩和し又はこれに適応するために自国が実施する事業又は措置の経済、公衆衛生及び環境に対する悪影響を最小限にするため、自国が案出し及び決定する適当な方法（例えば影響評価）を用いること。

ラムサール条約 第二条・1

各締約国は、その領域内の適当な湿地を指定するものとし、指定された湿地は、国際的に重要な湿地に係る登録簿（以下「登録簿」といい、第八条の規定により設けられる事務局が保管する。）に掲げられる。湿地の区域は、これを正確に記述し、かつ、地図上に表示するものとし、また、特に水鳥の生息地として重要である場合には、水辺及び沿岸の地帯であつて湿地に隣接するもの並びに島又は低潮時における水深が六メートルを超える海域であつて湿地に囲まれているものを含めることができる。

ラムサール条約 第三条・1

締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。

ラムサール条約 第四条・1

各締約国は、湿地が登録簿に掲げられているかどうかにかかわらず、湿地に自然保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進し、かつ、その自然保護区の監視を十分に行う。

ラムサール条約 第四条・2

締約国は、登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し又は縮小する場合には、できる限り湿地資源の喪失を補うべきであり、特に、同一の又は他の地域において水鳥の従前の生息地に相当する生息地を維持するために、新たな自然保護区を創設すべきである。

ターゲット 11.5	2030年までに、貧困層および脆弱な立場にある人々の保護に重点を置き、水害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす
指標 11.5.1	人口 10 万人当たりの災害による、死者、行方不明者および直接影響を受けた人々の数
指標 11.5.2	災害による甚大なインフラ被害及び基本サービスの中断を含む、グローバルな GDP に関連した直接的な災害経済損失
背景	
消防白書によると、2000 年から2013 年までの間に、自然災害によって1万8千人以上の命が失われました(行方不明者も含めると2万1千人を超えています)。また、その被害総額は同期間中で13兆円にもものぼると推計されています。特に水に関連する被害は大きく、津波、高潮、洪水、土砂災害、ゲリラ豪雨などに適切に対処することが求められています。	
法律文書	
世界人権宣言 第三条	
すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。	
市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約) 第六条・1	
すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十条・3	
この規約の締約国は、次のことを認める。 保護及び援助のための特別な措置が、出生の他の事情を理由とするいかなる差別もなく、すべての児童及び年少者のためにとられるべきである。児童及び年少者は、経済的及び社会的な搾取から保護されるべきである。児童及び年少者を、その精神若しくは健康に有害であり、その生命に危険があり又はその正常な発育を妨げるおそれのある労働に使用することは、法律で処罰すべきである。また、国は年齢による制限を定め、その年齢に達しない児童を賃金を支払って使用することを法律で禁止しかつ処罰すべきである。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・2・b	
この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。 (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善	
児童の権利に関する条約 第六条・1	
締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。	

児童の権利に関する条約 第六条・2
締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。
児童の権利に関する条約 三十七条・c
締約国は、次のことを確保する。 (c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。
障害者の権利に関する条約 第十条
締約国は、全ての人間が生命に対する固有の権利を有することを再確認するものとし、障害者が他の者との平等を基礎としてその権利を効果的に享有することを確保するための全ての必要な措置をとる。
障害者の権利に関する条約 第十一条
締約国は、国際法(国際人道法及び国際人権法を含む。)に基づく自国の義務に従い、危険な状況(武力紛争、人道上の緊急事態及び自然災害の発生を含む。)において障害者の保護及び安全を確保するための全ての必要な措置をとる。
すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約 第九条
移住労働者とその家族の生命に対する権利は、法律によって保護される。
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第七条・1
先住民である個人は、生命、身体的及び精神的健全性、身体的自由及び安全に対する権利を有する。
女性に対する暴力の撤廃に関する宣言 第三条・a
女性は、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、すべての人権および基本的自由の平等な享受と保護を受ける権利を有する。これらの権利は、とりわけ、以下のものを含む。 (a) 生命に対する権利
米州人権条約 第四条・1
人は全て、自己の生命を尊重させる権利を有するものとする。この権利は、法律により、一般的に、受胎の時から保護されなければならない。何人も、恣意的にその生命を奪われることはない。
米州人権条約 第二十六条
当事国は、国内的に且つ国際協力、特に経済的および技術的性質を有するもの、を通して、立法もしくは他の適当な手段によって、ブエノス・アイレス議定書により改定された米州機構憲章に規定されている経済的、社会的、教育的、科学のおよび文化的標準内に黙示されている所権利の完全な実現を漸進的に達成する目的を持つ措置を取ることを約束する。
Additional Protocol to the American Convention on Human Rights in the Area of Economic, Social and Cultural rights (Protocol of San Salvador) 第十一条・1
Everyone shall have the right to live in a healthy environment and to have access to basic public

services.
Additional Protocol to the American Convention on Human Rights in the Area of Economic, Social and Cultural rights (Protocol of San Salvador) 第十一条・2
The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.
Inter-American Convention on the Prevention, Punishment and Eradication of Violence Against Women (Convention of Belém do Pará) 第四条・a
Every woman has the right to the recognition, enjoyment, exercise and protection of all human rights and freedoms embodied in regional and international human rights instruments. These rights include, among others: (a) The right to have her life respected;
Inter-American Convention on the Prevention, Punishment and Eradication of Violence Against Women (Convention of Belém do Pará) 第五条
Every woman is entitled to the free and full exercise of her civil, political, economic, social and cultural rights, and may rely on the full protection of those rights as embodied in regional and international instruments on human rights. The States Parties recognize that violence against women prevents and nullifies the exercise of these rights
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第四条
人間は、侵すべからざる存在である。すべての人間は、その生命および身体の全体性を尊重される権利を有する。何人もほしいままにこの権利を奪われることはない。
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第六条
全ての人は、身体的自由および安全に対する権利を有する。何人も法律により、事前に定められた理由および条件に基づく場合を除き、その自由を奪われることはない。とりわけ、何人もほしいままに逮捕または拘禁されることはない。
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条
全ての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。
児童の権利及び福祉に関するアフリカ憲章 第五条・1
Every child has an inherent right to life. This right shall be protected by law.
児童の権利及び福祉に関するアフリカ憲章 第五条・2
State Parties to the present Charter shall ensure, to the maximum extent possible, the survival, protection and development of the child.
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第四条・1
Every woman shall be entitled to respect for her life and the integrity and security of her person. All forms of exploitation, cruel, inhuman or degrading punishment and treatment shall be prohibited.
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十九条・f

Women shall have the right to fully enjoy their right to sustainable development. In this connection, the States Parties shall take all appropriate measures to:

(f) ensure that the negative effects of globalisation and any adverse effects of the implementation of trade and economic policies and programmes are reduced to the minimum for women.

気候変動枠組条約 第三条・1

締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための措置をとるに当たり、特に、次に掲げるところを指針とする。

締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである。

気候変動枠組条約 第四条・1

すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。

h)気候系及び気候変動並びに種々の対応戦略の経済的及び社会的影響に関する科学上、技術上、社会経済上及び法律上の情報について、十分な、開かれた及び迅速な交換を促進し、並びにこれらについて協力すること。

パリ協定 第二条・1・b

この協定は、条約（その目的を含む。）の実施を促進する上で、持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、気候変動の脅威に対する世界全体による対応を、次のことによるものを含め、強化することを目的とする。

(b)食糧の生産を脅かさないような方法で、気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対する強靱（じん）性を高め、及び温室効果ガスの低排出型の発展を促進する能力を向上させること。

パリ協定 第七条

締約国は、第二条に定める気温に関する目標の文脈において、持続可能な開発に貢献し、及び適応に関する適当な対応を確保するため、この協定により、気候変動への適応に関する能力の向上並びに気候変動に対する強靱（じん）性の強化及びぜい弱性の減少という適応に関する世界全体の目標を定める。

砂漠化対処条約 第五条・a

影響を受ける国である締約国は、前条に規定する義務に加えて次のことを約束する。

(a)砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することを十分に優先させ並びに自国の事情及び能力に応じて十分な資源を配分すること。

砂漠化対処条約 第十条・1

アフリカの締約国は、条約第四条の規定に従って、アフリカの中央部、東部、北部、南部及び西部のための小地域行動計画の作成及び実施に協力するものとし、この点に関して次の責任を関連する小地域の政府間機関に委任することができる

砂漠化対処条約 第十条・2・(a, b, c, d, e, f, g)

小地域の専門的な機関は、要請に応じて、支援を提供し又は自己が能力を有する分野において活動を調整する責任を引き受けることができる。

- (a) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための長期的な戦略を当該国家行動計画に含め、実施を重視し並びに当該国家行動計画を持続可能な開発のための国の政策に組み入れること。
- (b) 当該国家行動計画を変化する事情に応じて修正することができるようにし並びに社会経済的な、生物学的な及び地球物理学上の種々の状況に対処するために地方の段階において十分に弾力的なものにすること。
- (c) まだ劣化しておらず又は軽微な劣化が生じているにすぎない土地に係る防止措置の実施に特別の注意を払うこと。
- (d) 気候学、気象学及び水文学についての国の能力並びに干ばつの早期警戒のための手段を向上させること。
- (e) 連携の精神をもって、拠出を行う社会、政府のすべての段階、地方の住民及び地域社会集団の間の協力及び調整を進展させるための政策を促進し及びその進展のための制度上の枠組みを強化し並びに地方の住民による適当な情報及び技術の取得を円滑にすること。
- (f) 非政府機関並びに地方の男女双方の住民、特に資源の利用者（農民及び牧畜民並びにこれらの代表的団体を含む。）が地方、国及び地域の段階において、政策の策定、意思決定並びに当該国家行動計画の実施及び検討に効果的に参加するための措置をとること。
- (g) 当該国家行動計画の実施についての定期的な検討及び進捗状(ちよく)況の報告を求めること。

砂漠化対処条約 第十条・3・(a, b, c, d, e)

- (a) 適当な場合には、早期警戒体制（地方及び国の制度並びに小地域及び地域の段階における共同体制を含む。）及び環境上の避難民を援助するための制度の確立又は強化
- (b) 季節ごとの気候予測から多年にわたる気候予測までを考慮に入れた干ばつについての準備及び管理（地方、国、小地域及び地域の段階における干ばつについての緊急時計画を含む。）の強化
- (c) 適当な場合には、食糧の安全保障のための体制（貯蔵及び市場に係る制度、特に農村地域におけるものを含む。）の確立又は強化
- (d) 干ばつが起りやすい地域において収入を提供し得る代替の生活手段についての事業の確立
- (e) 作物及び家畜の双方について持続可能なかんがい計画の作成

砂漠化対処条約 第十条・4

アフリカの締約国は、条約第四条の規定に従って、アフリカの中央部、東部、北部、南部及び西部のための小地域行動計画の作成及び実施に協力するものとし、この点に関して次の責任を関連する小地域の政府間機関に委任することができる。小地域行動計画を作成する活動についての中央連絡先として行動し及び当該小地域行動計画の実施について調整すること。国家行動計画の作成及び実施を援助すること。情報、経験及びノウハウの交換を円滑にし並びに国内法令の検討について助言を与えること。その他小地域行動計画の実施に関連する責任小地域の専門的な機関は、要請に応じて、支援を提供し又は自己が能力を有する分野において活動を調整する責任を引き受けることができる。

ターゲット 11.6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する
指標 11.6.1	都市で生成される廃棄物について、都市部で定期的に回収し適切に最終処理されている固形廃棄物の割合
背景	
面積にして地球の陸地部分のわずか2%にすぎない都市は、エネルギー消費の60~80%、炭素排出量の	

75%を占めています。急速な都市化は、真水供給や下水、生活環境、公衆衛生に圧力を加えています。しかし、都市の稠(ちゆう)密(みつ)性(せい)は、効率性を高め、技術革新をもたらしながら、資源とエネルギーの消費を低減する可能性もあります。

法律文書

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・1

この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・2

この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。

- (a) 死産率及び幼児の死亡率を低下させるための並びに児童の健全な発育のための対策
- (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善
- (c) 伝染病、風土病、職業病その他の疾病の予防、治療及び抑圧
- (d) 病気の場合にすべての者に医療及び看護を確保するような条件の創出

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十九条・2

国家は、先住民族の土地および領域において彼／彼女の自由で事前の情報に基づく合意なしに、有害物質のいかなる貯蔵および廃棄処分が行われないことを確保するための効果的な措置をとる。

American Declaration on the Rights and Duties of Man

IX. Every person has the right to the preservation of his health through sanitary and social measures relating to food, clothing, housing and medical care, to the extent permitted by public and community resources

米州人権条約 第二十六条

当事国は、国内的に且つ国際協力、とくに経済的および技術的性質を有するもの、を通して立法もしくは他の適当な手段によってブエノスアイレス議定書より改正された米州機構憲章に規定されている経済的、社会的、科学的、教育的および文化的標準内に黙示されている諸権利の完全な現実を漸進的に達成する目的を持つ措置をとることを約束する。

サンサルバドル議定書 第十一条・1

Everyone shall have the right to live in a healthy environment and to have access to basic public services.

サンサルバドル議定書 第十一条・2

The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.

人間と人民の権利に関するアフリカ憲 第十六条・1

すべての人は到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利を有する。

人間と人民の権利に関するアフリカ憲 第二十四条

すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。

子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章 第十四条・1

Every child shall have the right to enjoy the best attainable state of physical, mental and spiritual health.

女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・1

Women shall have the right to live in a healthy and sustainable environment.

女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・2

States Parties shall take all appropriate measures to:
(a) ensure greater participation of women in the planning, management and preservation of the environment and the sustainable use of natural resources at all levels;
(d) regulate the management, processing, storage and disposal of domestic waste;
(e) ensure that proper standards are followed for the storage, transportation and disposal of toxic waste.

気候変動枠組条約 第四条・1・(a,b,f)

すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。
(a) 締約国会議が合意する比較可能な方法を用い、温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）について、発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する自国の目録を作成し、定期的に更新し、公表し及び第十二条の規定に従って締約国会議に提供すること。
(b) 自国の（適当な場合には地域の）計画を作成し、実施し、公表し及び定期的に更新すること。この計画には、気候変動を緩和するための措置（温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去を対象とするもの）及び気候変動に対する適応を容易にするための措置を含めるものとする。
(f) 気候変動に関し、関連する社会、経済及び環境に関する自国の政策及び措置において可能な範囲内で考慮を払うこと。気候変動を緩和し又はこれに適応するために自国が実施する事業又は措置の経済、公衆衛生及び環境に対する悪影響を最小限にするため、自国が案出し及び決定する適当な方法（例えば影響評価）を用いること。

パリ協定 第二条・1・b

この協定は、条約（その目的を含む。）の実施を促進する上で、持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、気候変動の脅威に対する世界全体による対応を、次のことによるものを含め、強化することを目的とする
(b) 食糧の生産を脅かさないような方法で、気候変動の悪影響に適応する能力並びに気候に対する強靱（じん）性を高め、及び温室効果ガスの低排出型の発展を促進する能力を向上させること。

パリ協定 第四条・1

締約国は、第二条に定める長期的な気温に関する目標を達成するため、衡平に基づき並びに持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、今世紀後半に温室効果ガス的人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、開発途上締約国の温室効果ガスの排出量がピークに達するまでに一層長い期間を要することを認識しつつ、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とする。

パリ協定 第四条・19

全ての締約国は、各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を考慮しつつ、第二条の規定に留意して、長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略を作成し、及び通報するよう努力すべきである。

パリ協定 第六条

締約国は、一部の締約国が、国が決定する貢献の実施に際し、緩和及び適応に関する行動を一層野心的なものにすることを可能にし、並びに持続可能な開発及び環境の保全を促進するため、任意の協力を行うことを選択することを認識する。

Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal 第四条・2・(a,b)

Each Party shall take the appropriate measures to:
(a) Ensure that the generation of hazardous wastes and other wastes within it is reduced to a minimum, taking into account social, technological and economic aspects;
(b) Ensure the availability of adequate disposal facilities, for the environmentally sound management of hazardous wastes and other wastes, that shall be located, to the extent possible, within it, whatever the place of their disposal;

Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal 第十条・1

The Parties shall co-operate with each other in order to improve and achieve environmentally sound management of hazardous wastes and other wastes.

Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal 第十条・2

To this end, the Parties shall:
(a) Upon request, make available information, whether on a bilateral or multilateral basis, with a view to promoting the environmentally sound management of hazardous wastes and other wastes, including harmonization of technical standards and practices for the adequate management of hazardous wastes and other wastes;
(b) Co-operate in monitoring the effects of the management of hazardous wastes on human health and the environment
(c) Co-operate, subject to their national laws, regulations and policies, in the development and implementation of new environmentally sound low-waste technologies and the improvement of existing technologies with a view to eliminating, as far as practicable, the generation of hazardous wastes and other wastes and achieving more effective and efficient methods of ensuring their management in an environmentally sound manner, including the study of the economic, social and environmental effects of the adoption of such new or improved technologies
(d) Co-operate actively, subject to their national laws, regulations and policies, in the transfer of technology and management systems related to the environmentally sound management of hazardous wastes and other wastes. They shall also co-operate in developing the technical capacity among Parties, especially those which may need and request technical assistance in this field
(e) The Parties shall co-operate with each other in order to improve and achieve environmentally sound management of hazardous wastes and other wastes. To this end, the Parties shall: Co-operate in developing appropriate technical guidelines and/ or codes of practice

<p>ターゲット 11.7</p>	<p>2030 年までに、特に女性、子ども、高齢者および障がい者のための、安全で、包摂的かつ利用可能な、緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する</p>
<p>指標 11.7.1</p>	<p>性別、年齢および障がい者による別の、全ての者にとっての公共使用のためのオープン・スペースである都市の市街地の平均割合</p>
<p>指標 11.7.2</p>	<p>過去 12か月における、性別、年齢、障害の状態および発生場所別の、身体的または性的嫌がらせの被害者の割合</p>
<p style="text-align: center;">背景</p>	
<p>男女の経済格差は、男女の昇進差の解消や女性の役員登用を一層進めるとともに、女性雇用者の過半数が非正規雇用であることから、同一価値労働同一賃金の実現が必要。特に出産後の女性や、シングルマザーが就業を継続しやすく、また、働きに見合う収入を得ることが重要である。さらに、有配偶者の場合、夫の家事・育児分担が先進諸国に比べて少ないため、男女の役割分担の見直し、長時間労働の是正に加え、保育サービスの充実などの環境整備が必要である。</p>	
<p style="text-align: center;">法律文書</p>	
<p>児童の権利に関する条約 第三十一条・2</p>	
<p>締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。</p>	
<p>女子差別撤廃条約 第十三条・c</p>	
<p>締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。 (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利</p>	
<p>障害者権利条約 第九条・1・a</p>	
<p>締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。 (a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）</p>	
<p>障害者権利条約 第九条・2・(a, b, c)</p>	
<p>締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。 (a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。 (b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。 (c) 施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。</p>	

障害者権利条約 第三十条・1・c

締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するための全ての適当な措置をとる。

(c) 障害者が、文化的な公演又はサービスが行われる場所（例えば、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス）を利用する機会を有し、並びに自国の文化的に重要な記念物及び場所を享受する機会をできる限り有すること。

米州人権条約 第二十六条

当事国は、国内的に且つ国際協力、特に経済的及び技術的性質を有するものを通して、立法もしくは他の適切な手段によって、ブエノス・アイレス議定書により改定された米州機構憲章に規定されている経済的、社会的、教育的、科学的及び文化的標内に黙示されている諸権利の完全な実現を漸進的に達成する目的を持つ措置をとることを約束する。

サンサルバドル議定書 第十一条・1

Everyone shall have the right to live in a healthy environment and to have access to basic public services

サンサルバドル議定書 第十一条・2

The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.

サンサルバドル議定書 第十八条・a

Everyone affected by a diminution of his physical or mental capacities is entitled to receive special attention designed to help him achieve the greatest possible development of his personality. The States Parties agree to adopt such measures as may be necessary for this purpose and, especially, to:

(a) Undertake programs specifically aimed at providing the handicapped with the resources and environment needed for attaining this goal, including work programs consistent with their possibilities and freely accepted by them or their legal representatives, as the case may be;

Inter-American Convention on discrimination against persons with disabilities 第三条・1・(a, b, c)

To achieve the objectives of this Convention, the states parties undertake:

To adopt the legislative, social, educational, labor-related, or any other measures needed to eliminate discrimination against persons with disabilities and to promote their full integration into society, including, but not limited to:

(a) Measures to eliminate discrimination gradually and to promote integration by government authorities and/or private entities in providing or making available goods, services, facilities, programs, and activities such as employment, transportation, communications, housing, recreation, education, sports, law enforcement and administration of justice, and political and administrative activities;

(b) Measures to ensure that new buildings, vehicles, and facilities constructed or manufactured within their respective territories facilitate transportation, communications, and access by persons with disabilities;

(c) Measures to eliminate, to the extent possible, architectural, transportation, and communication obstacles to facilitate access and use by persons with disabilities;

人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第十八条・3
国は、女性に対するあらゆる差別が解消されることを保障するとともに、国際的な宣言並びに条約において規定される通り、女性と子供の権利を保護することを保障する。
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第十八条・4
高齢者および障害者は、その物質的あるいは道徳的必要性に沿った特別な保護の措置を受ける権利を有する。
子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章 第十二条・1
State Parties shall recognize the right of the child to rest and leisure, to engage in play and recreational activities appropriate to the age of the child and to participate freely in cultural life and the arts.
子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章 第十二条・2
State Parties shall respect and promote the right of the child to fully participate in cultural and artistic life and shall encourage the provision of appropriate and equal opportunities for cultural, artistic, recreational and leisure activity.
子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章 第十三条・3
The State Parties to the present Charter shall use their available resources with a view to achieving progressively the full convenience of the mentally and physically disabled person to movement and access to public highway buildings and other places to which the disabled may legitimately want to have access to.
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・1
Women shall have the right to live in a healthy and sustainable environment.
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第二十二条・a
The States Parties undertake to: (a) provide protection to elderly women and take specific measures commensurate with their physical, economic and social needs as well as their access to employment and professional training;
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第二十三条・a
The States Parties undertake to: (a) ensure the protection of women with disabilities and take specific measures commensurate with their physical, economic and social needs to facilitate their access to employment, professional and vocational training as well as their participation in decision-making;
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第二十四条・a
The States Parties undertake to:

(a) ensure the protection of poor women and women heads of families including women from marginalized population groups and provide an environment suitable to their condition and their special physical, economic and social needs;

<p>ターゲット 11.a</p>	<p>国のそして地域の開発計画を強化することにより、都市の、近郊のまた農村の地区の間の経済的、社会的そして環境的な実用的な繋がりを支援する</p>
<p>指標 11.a.1</p>	<p>都市の規模別の、人口予測と資源需要を統合している都市および地域の開発計画を実施している都市に住んでいる人口の割合</p>
<p style="text-align: center;">背景</p>	
<p>面積にして地球の陸地部分のわずか2%にすぎない都市は、エネルギー消費の60~80%、炭素排出量の75%を占めています。急速な都市化は、真水供給や下水、生活環境、公衆衛生に圧力を加えています。しかし、都市の稠(ちゆう)密(みつ)性(せい)は、効率性を高め、技術革新をもたらしながら、資源とエネルギーの消費を低減する可能性もあります。</p>	
<p style="text-align: center;">法律文書</p>	
<p>米州人権条約 第二十六条</p>	
<p>当事国は、国内的に且つ国際協力、特に経済的及び技術的性質を有するものを通して、立法もしくは他の適切な手段によって、ブエノス・アイレス議定書により改定された米州機構憲章に規定されている経済的、社会的、教育的、科学的及び文化的標内に黙示されている諸権利の完全な実現を漸進的に達成する目的を持つ措置をとることを約束する。</p>	
<p>サンサルバドル議定書 第十一条・2</p>	
<p>The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.</p>	
<p>人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条</p>	
<p>すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。</p>	
<p>女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・1</p>	
<p>Women shall have the right to live in a healthy and sustainable environment.</p>	
<p>気候変動枠組条約 第四条・1・f</p>	
<p>すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。(f) 気候変動に関し、関連する社会、経済及び環境に関する自国の政策及び措置において可能な範囲内で考慮を払うこと。気候変動を緩和し又はこれに適応するために自国が実施する事業又は措置の経済、公衆衛生及び環境に対する悪影響を最小限にするため、自国が案出し及び決定する適当な方法（例えば影響評価）を用いること。</p>	
<p>生物多様性条約 第六条・b</p>	
<p>保全及び持続可能な利用のための一般的な措置</p>	

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。
 (b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、関連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策にこれを組み入れること。

生物多様性条約 第十条・a

生物の多様性の構成要素の持続可能な利用
 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。
 (a) 生物資源の保全及び持続可能な利用についての考慮を自国の意思決定に組み入れること。

生物多様性条約 第十四条・1・a

影響の評価及び悪影響の最小化
 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。
 (a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。

砂漠化対処条約 第五条・(b, c)

影響を受ける国である締結国の義務
 影響を受ける国である締結国は前条に規定する義務に加えて次のことを約束する。
 (b) 持続可能な開発のための計画又は政策の枠組みの中で、砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための戦略及び優先順位を確立すること。
 (c) 砂漠化の背景にある原因に取り組み及び砂漠化の過程の一因となっている社会経済的要素に特別の注意を払うこと。

ターゲット 11.b	2020年までに、包摂、資源効率、気候変動に対する緩和と適応、災害に対する強靭さに向けた総合的政策と計画を採択し実施している都市と人間居住地の数を大幅に増やし、そして、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理を策定しそして実施する
指標 11. b. 1	仙台防災枠組 2015-2030 に沿って国の防災戦略を採用しそして実施している国の数
指標 11. b. 2	国の防災戦略に沿って地方の防災戦略を採用しそして実施している地方政府の割合
背景	
2011年の東日本大震災、2015年のネパール地震、2016年の熊本地震など、日本および世界各地で災害が多発している。2016年の統計によると災害による影響を受けた人数は4億人を超え、気候変動の影響により世界中で災害脆弱性・経済的損失の増加が懸念されている。人口の増加、社会・経済のグローバル化、気候変動などが今後さらに進むと予想される中、災害への対応の強化は国際社会全体にとって、喫緊の課題である。災害の発生を完全に防ぐことができない以上、いかにその被害を軽減するかが重要であり、様々なセクターが協力して防災・減災を推進する必要がある。	
法律文書	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・2・b	

この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。

(b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善

米州人権条約 第二十六条

当事国は、国内的に且つ国際協力、特に経済的及び技術的性質を有するものを通して、立法もしくは他の適切な手段によって、ブエノス・アイレス議定書により改定された米州機構憲章に規定されている経済的、社会的、教育的、科学的及び文化的標内に黙示されている諸権利の完全な実現を漸進的に達成する目的を持つ措置をとることを約束する。

サンサルバドル議定書 第十一条・2

The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.

女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・1

Women shall have the right to live in a healthy and sustainable environment.

気候変動枠組条約 第三条・(3, 4)

締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための措置をとるに当たり、特に、次に掲げるところを指針とする。

(3) 締約国は、気候変動の原因を予測し、防止し又は最小限にするための予防措置をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、このような予防措置をとることを延期する理由とすべきではない。もっとも、気候変動に対処するための政策及び措置は、可能な限り最小の費用によって地球規模で利益をもたらされるように費用対効果の大きいものとするについても考慮を払うべきである。このため、これらの政策及び措置は、社会経済状況の相違が考慮され、包括的なものであり、関連するすべての温室効果ガスの発生源、吸収源及び貯蔵庫並びに適応のための措置を網羅し、かつ、経済のすべての部門を含むべきである。気候変動に対処するための努力は、関心を有する締約国の協力によっても行われる。

(4) 締約国は、持続可能な開発を促進する権利及び責務を有する。気候変動に対処するための措置をとるためには経済開発が不可欠であることを考慮し、人に起因する変化から気候系を保護するための政策及び措置については、各締約国の個別の事情に適合したものとし、各国の開発計画に組み入れるべきである。

気候変動枠組条約 第四条・1・(a, f)

すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。

(a) 締約国会議が合意する比較可能な方法を用い、温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）について、発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する自国の目録を作成し、定期的に更新し、公表し及び第十二条の規定に従って締約国会議に提供すること。

(f) 気候変動に関し、関連する社会、経済及び環境に関する自国の政策及び措置において可能な範囲内で考慮を払うこと。気候変動を緩和し又はこれに適応するために自国が実施する事業又は措置の経済、公衆衛生及び環境に対する悪影響を最小限にするため、自国が案出し及び決定する適当な方法（例えば影響評価）を用いること。

気候変動枠組条約 第四条・2・a

附属書 1 に掲げる先進締約国その他の締約国（以下「附属書 1 の締約国」という。）は、特に、次に定めるところに従って約束する。

(a) 附属書 1 の締約国は、温室効果ガスの人為的な排出を抑制すること並びに温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫を保護し及び強化することによって気候変動を緩和するための自国の政策を採用し、これに沿った措置をとる（注）。これらの政策及び措置は、温室効果ガスの人為的な排出の長期的な傾向をこの条約の目的に沿って修正することについて、先進国が率先してこれを行っていることを示すこととなる。二酸化炭素その他の温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の人為的な排出の量を千九百九十年代の終わりまでに従前の水準に戻すことは、このような修正に寄与するものであることが認識される。また、附属書 1 の締約国の出発点、対処の方法、経済構造及び資源的基盤がそれぞれ異なるものであること、強力かつ持続可能な経済成長を維持する必要があること、利用可能な技術その他の個別の事情があること、並びにこれらの締約国がこの条約の目的のための世界的な努力に対して衡平かつ適当な貢献を行う必要があることについて、考慮が払われる。附属書 1 の締約国が、これらの政策及び措置を他の締約国と共同して実施すること並びに他の締約国によるこの条約の目的、特に、この(a)の規定の目的の達成への貢献について当該他の締約国を支援することもあり得る。注 これらの政策及び措置には、地域的な経済統合のための機関がとるものが含まれる。

[パリ協定](#) 全文

[砂漠化対処条約](#) 第四条・2・(c, d)

一般的義務

締約国は、この条約の目的を達成するために次のことを行う。

(c) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための努力に貧困の撲滅のための戦略を組み入れること。

(d) 砂漠化及び干ばつに関連する環境保護並びに土地及び水資源の保全の分野において影響を受ける国である締約国の間の協力を促進すること。

[砂漠化対処条約](#) 第五条・b

影響を受ける国である締約国の義務

影響を受ける国である締約国は、前条に規定する義務に加えて次のことを約束する。

(d) 砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するために努力するに当たり、非政府機関の支援を得て地方の住民（特に女子及び青少年）の啓発を促進し及びこれらの者の参加を円滑にすること。

[砂漠化対処条約](#) 第十条・3・(a, b, c, d, e)

国家行動計画には、干ばつの影響について準備し及びこれを緩和するため、特に次の措置の一部又は全部を含めることができる。

(a) 適当な場合には、早期警戒体制（地方及び国の制度並びに小地域及び地域の段階における共同体制を含む。）及び環境上の避難民を援助するための制度の確立又は強化

(b) 季節ごとの気候予測から多年にわたる気候予測までを考慮に入れた干ばつについての準備及び管理（地方、国、小地域及び地域の段階における干ばつについての緊急時計画を含む。）の強化

(c) 適当な場合には、食糧の安全保障のための体制（貯蔵及び市場に係る制度、特に農村地域におけるものを含む。）の確立又は強化

(d) 干ばつが起りやすい地域において収入を提供し得る代替の生活手段についての事業の確立

(e) 作物及び家畜の双方について持続可能なかんがい計画の作成

[砂漠化対処条約](#) 第十条・4

国家行動計画には、適当な場合には、各影響を受ける国である締約国に特有の事情及び要請を考慮の上、特に、影響を受ける地域において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することに関連し並びに住民に関連する次の優先される分野の一部又は全部における措置を含む。

- 貧困の撲滅及び食糧の安全保障の確保を目的とする計画を強化するための代替の生活手段の促進及び国の経済環境の改善
- 人口の移動
- 天然資源の持続可能な管理
- 持続可能な農業上の慣行
- 種々のエネルギー源の開発及び効率的利用
- 制度上の及び法的な枠組み
- 評価及び組織的観測の能力（水文学及び気象学に係る業務を含む。）の強化並びに能力育成、教育及び啓発

ターゲット 11. c	財政的および技術的支援を通して、現地の資材を用いた持続可能なまた強靱な建造物を建造することにおいて後発開発途上国を支援する
指標 11. c. 1	現地の資材を用いた持続可能な、強靱なそして資源効率的な建造物の建設や修復に割り当てられた後発開発途上国に対する財政支援の割合
背景	
開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20% にするという目標達成に向けたタイムテーブルが設定されていない(ターゲット17.2)。また ODA だけでは著しく足りない、公的な開発資金創出のための革新的資金メカニズムの創設、とくに国際連帯税の実施が提起されていない。	
法律文書	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十一条・1	
この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。	
米州人権条約 第二十六条	
当事国は、国内的に且つ国際協力、特に経済的及び技術的性質を有するものを通して、立法もしくは他の適切な手段によって、ブエノス・アイレス議定書により改定された米州機構憲章に規定されている経済的、社会的、教育的、科学的及び文化的標内に黙示されている諸権利の完全な実現を漸進的に達成する目的を持つ措置をとることを約束する。	

人権勧告 (ゴール11)
Observations
女性差別撤廃委員会 (CEDAW) 第63会期 第7次・第8次日本報告審議総括所見 18

委員会は、男性と女性の事実上の平等を促進するために、第3次及び第4次男女共同参画基本計画で数値目標を設定した締約国の努力に留意する。しかし、委員会は、公的及び民間部門における意思決定や、特に国会をはじめとする政治の世界において、民族及びその他のマイノリティ女性を含めた女性の参加が低いことへの対応として、クォータ制を含む法令による暫定的特別措置がないことに、懸念を有する。委員会は特に、締約国が引き続き、法令によるクォータ制よりも、より効果が少ない自発的なとりくみや、公共調達のための入札過程におけるより高い評価などの企業へのインセンティブを採用していることを懸念する。

女性差別撤廃委員会 (CEDAW) 第63会期 第7次・第8次日本報告審議総括所見 36

委員会は、2011年の福島第一原子力発電所の事故後、締約国が放射能にかかわる健康上の懸念に対処する努力をしてきたことに留意する。しかし、委員会は、締約国の年間放射線量 20mSvを下回る汚染地域について避難区域指定を解除計画について、女性と少女に大きくかたよった健康上の影響を与える可能性があり、懸念を表明する。

女性差別撤廃委員会 (CEDAW) 第63会期 第7次・第8次日本報告審議総括所見 42

委員会は、締約国が2015年に食料・農業・農村基本計画を採択したことに留意する。しかし委員会は、意思決定、特に政策策定への農山漁村の女性の参加が少ないこと、また、所得税法が自営業者や農業従事者の配偶者や家族の所得を必要経費と認めておらず、女性の経済的独立を事実上妨げていることを懸念する。

女性差別撤廃委員会 (CEDAW) 第63会期 第7次・第8次日本報告審議総括所見 44

委員会は締約国が災害リスクの削減と管理においてリーダーシップを発揮し、仙台防災枠組 2015-2030採択のための世界の努力に貢献したことを称える。また委員会は、締約国がその防災政策にジェンダーの視点を主流化し、防災基本計画を制定したことを称える。しかし、委員会は、2011年の東日本大震災の後、全国レベルでも地方レベルでも、防災分野で指導的役割における女性の参加が少ないことを懸念している。

人種差別撤廃委員会 (CERD) 第7-9回 日本定期報告 12

移住労働者

委員会は、雇用および入居における移住者に対する不平等な扱いに関する報告について懸念する。委員会はまた、外国人技能実習生の権利が適切な賃金の不払いにより侵害されていること、そして過度な長時間労働および他の形態の搾取や虐待に服しているという報告に懸念を抱く(第5条)。

人種差別撤廃委員会 (CERD) 第7-9回 日本定期報告 13

市民でない者の公職へのアクセス

委員会は、締約国代表団により提供された説明に留意しつつ、国家権力の行使を必要としない一部の公職へのアクセスについて、市民でない者が制限と困難に直面していることを懸念する。委員会は、家事紛争を解決する裁判所において、締約国が、市民でない者であって、能力のあるものを調停委員として行動することから除外するとする締約国の見解と継続的実行をとくに懸念する(第5条)。

人種差別撤廃委員会 (CERD) 第7-9回 日本定期報告 20

アイヌ民族の状況

アイヌ民族の権利を保護し促進するための、締約国の努力に留意する一方、委員会は、以下のことを含む、締約国が展開した措置における一部の欠点に懸念を表明する。(a)アイヌ政策推進会議および他の協議機関におけるアイヌの代表者の人数が少ないか、不十分なこと、(b)北海道外に居住する者を含むアイヌ民族と、それ以外の者との間にある、生活の多くの分野、とりわけ教育、雇用および生活環境における格差が根強くみられること、(c)アイヌ民族の土地と天然資源に対する権利の保護が不十分

であること、アイヌ民族に属する者の自己の文化および言語に対する権利の実現に向けた進展が緩慢であること(第5条)。

人種差別撤廃委員会 (CERD) 第7-9回 日本定期報告 24

マイノリティの言語と教科書

委員会は、締約国によって提供された情報に留意しつつ、締約国がマイノリティや先住民族に属する子どもたちに対する、マイノリティの言語での教育およびその言語の教授の促進のために十分な対策を講じていないことを遺憾に思う。委員会は、本条約により保護されている日本の集団の歴史、文化および貢献を適切に反映させるために、既存の教科書を改定するためにとられた措置に関する情報が不足していることを懸念する(第5条)。

自由権規約委員会 (CCPR) 第6回 日本定期報告 9

委員会は、第3次男女共同参画基本計画の決定を歓迎する一方、政治的役割を担う女性の数が低水準に留まっていることに鑑み、本計画の影響力が限られていることを懸念する。委員会は、部落の女性を含む、マイノリティ女性の政策決定を担う立場への参加に関する情報が乏しいことを遺憾に思う。委員会は、女性がパートタイム労働力の70パーセントを占め、同等の仕事に対して男性が受け取る給与の平均58パーセントを得るという報告について懸念する。委員会はまた、セクシュアル・ハラスメント、あるいは妊娠及び出産を理由とした女性の解雇に対する処罰措置が不足していることを懸念する(第2条、第3条及び第26条)。

経済的、社会的及び文化的権利委員会 (CESCR) 第3回日本定期報告 24

東日本大震災及び福島原発事故の被害への救済策の複雑さに留意して、委員会は高齢者、障害者、女性及び子供といった不利益を被っている脆弱な集団の特別な要望が、避難の際並びに復旧及び復興の努力において十分に満たされなかったことに懸念を表明する。

経済的、社会的及び文化的権利委員会 (CESCR) 第3回日本定期報告 30

委員会は、アイヌの人々を先住民族と認めたこと及びその他の進展は達成されたものの、アイヌの人々が経済的、社会的及び文化的権利の享受において依然として不利な状況にあることに引き続き懸念を表明する。委員会は特にアイヌ語が消滅の危機にあることに懸念を表明する。(第15条及び第2条2)

女子差別撤廃委員会 (CEDAW) 女子差別撤廃条約実施状況 第6回報告 15

締約国の第4回・第5回定期報告(CEDAW/C/JPN/4 及び CEDAW/C/JPN/5)の審議後に委員会が表明した関心事項や勧告の一部への取組が不十分であることは遺憾である。委員会は、とりわけ、本条約に沿った差別の定義の欠如、民法における差別的規定、本条約の認知度、労働市場における女性の状況と女性が直面する賃金差別、及び選挙で選ばれるハイレベルの機関への女性の低調な参画への取組が行われていないことに留意する。

女子差別撤廃委員会 (CEDAW) 女子差別撤廃条約実施状況 第6回報告 41

委員会は、政府、国会、地方議会、司法、学界、外交の上層部に女性が占める割合が低いことを懸念する。委員会は、政治的・公的活動へのマイノリティ女性の参画に関する統計データが欠如していることに留意する。

自由権規約委員会 (CCPR) 第5回日本定期報告 26

委員会は、公職選挙法の下での戸別訪問の禁止、選挙運動期間前に配布可能な文書図画への制限などの表現の自由及び参政権に対して課された非合理的な制約につき懸念を有する。委員会は、政治活動家と公務員が、私人の郵便箱に政府に批判的な内容のリーフレットを配布したことで、不法侵入についての

法律や国家公務員法の下で逮捕起訴されたとの報告についても懸念する。(第19条及び第25条)

UPR 第1回政府報告

第二次世界大戦中の慰安婦問題に関する国連メカニズム(女性に対する暴力 特別報告者、人種差別撤廃委員会及び女子差別撤廃委員会)からの勧告に対する誠実な対応。(韓国)

Recommendations

女性差別撤廃委員会 (CEDAW) 第 63 会期 第 7 次・第 8 次日本報告審議総括所見 19

委員会は、前回の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/6, para.28)を繰り返し表明するとともに、本条約のすべての領域において、女性と男性の実質的平等を促進し、特に民族その他のマイノリティ女性、先住民女性、及び障害女性の権利を強化するために必要な戦略として、本条約第 4 条 1 項及び委員会の暫定的特別措置に関する一般勧告第 25 号にしたがって、法令によるクォータ制などの暫定的特別措置の採用を検討するよう求める。

女性差別撤廃委員会 (CEDAW) 第 63 会期 第 7 次・第 8 次日本報告審議総括所見 37

委員会は、汚染地域の避難区域指定の解除が、女性は男性よりも放射線に対する感受性が強いという国際的に認められているリスクに関する理解に則ったものとなるよう勧告する。さらに、委員会は締約国に対し、放射線の影響を受けた女性や少女、特に福島県内の妊婦に対する医療その他のサービスの提供を強化するよう勧告する。

女性差別撤廃委員会 (CEDAW) 第 63 会期 第 7 次・第 8 次日本報告審議総括所見 43

委員会は締約国に対し、農山漁村女性の政策策定への参加を制限しているあらゆる障害を取り除くこと、また、家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める。

女性差別撤廃委員会 (CEDAW) 第 63 会期 第 7 次・第 8 次日本報告審議総括所見 45

委員会は締約国に対し、あらゆるレベル、特に地方レベルで、災害関連の意思決定と復興プロセスへの女性の参加を加速することを勧告する。また締約国は、すべての持続可能な開発政策、災害リスクの削減および災害後管理に、ジェンダーの視点を組み込むことをめざす努力を継続すべきである。

人種差別撤廃委員会 (CERD) 第7-9回 日本定期報告

委員会は、締約国が市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30(2004年)を留意しつつ、雇用および入居における移住者に対する人種差別と断固として闘い、移住者の就業状態を改善するために、法令を強化することを勧告する。委員会はまた、締約国が技能実習生の労働上の権利を保護するために、技能実習制度を改革するための適切な方策を講じることを勧告する

人種差別撤廃委員会 (CERD) 第7-9回 日本定期報告

委員会は、市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30(2004年)を想起し、締約国に対して、家事紛争を解決する裁判所において、市民でない者であって、能力のあるものが調停委員として行動することができるよう、締約国の見解を見直すことを勧告する。委員会はまた、締約国が、締約国に長期にわたって居住している、市民でない者に十分な注意を払いつつ、国家権力の行使を要しない公職へのアクセスを含む、公的生活に市民でない者の参加がより一層促進されるよう、法律上および行政上の制限を取り除くことを勧告する。委員会は、さらに、締約国が次回定期報告において、市民でない者の公的生活への参画に関して、包括的で細分化されたデータを提供することを勧告する。

[人種差別撤廃委員会 \(CERD\) 第7-9回 日本定期報告](#)

委員会は、先住民族の権利に関する一般的勧告 23(1997)に照らして、かつ、先住民族の権利に関する国際連合宣言を考慮し、締約国に以下を勧告する。(a)アイヌ政策推進会議および他の協議機関におけるアイヌ代表者の人数を増やすことを検討すること。(b)雇用、教育および生活環境に関して、アイヌ民族とそれ以外の者の間で依然として存在する格差を減らすために講じられている措置の実施を強化し、迅速化すること。(c)土地と天然資源に対するアイヌ民族の権利を保護するための適切な措置を採択し、文化と言語に対する権利の実現に向けた措置の実施を促進すること。(d)政府のプログラムや政策を調整するために、アイヌ民族の状況に関する包括的な実態調査を定期的実施すること。(e)前回の委員会の総括所見の paragraph 20 においてすでに勧告されたように、独立国における原住民及び種族民に関する国際労働機関条約(1989年)を批准することを検討すること。

[人種差別撤廃委員会 \(CERD\) 第7-9回 日本定期報告](#)

委員会は、締約国が、マイノリティおよびアイヌ民族や琉球民族を含む先住民族に属する子どもたちに対する、マイノリティの言語による教育およびその言語の教授を促進するよう勧告する。委員会は、締約国が、本条約により保護されている日本の集団の歴史、文化および貢献を反映していない教科書を改定するよう勧告する。

[自由権規約委員会 \(CCPR\) 第6回 日本定期報告](#)

締約国は、第3次男女共同参画基本計画の進展を実効的に監視及び評価し、政党における法定クオータのような、暫定的な特別措置を含め、公務分野における女性の参画拡大のための、迅速な行動をとるべきである。締約国は、部落の女性を含むマイノリティ女性の政治参加を評価及び支援し、フルタイムの労働者としての女性の雇用を促進し、男性と女性との間の賃金格差を埋めるための一層の努力を行うための、具体的措置をとるべきである。締約国はまた、セクシュアル・ハラスメントを犯罪とし、妊娠及び出産を理由とした不当な扱いを、適切な刑罰をもって禁止し、制裁するための必要な立法措置をとるべきである。

[到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利に関する国連特別報告者、アナンド・グローバー氏の報告書](#)

国連特別報告者は、原発の移動、避難区域の指定、放射線量の限度、健康管理調査、賠償額の決定を含む原子力エネルギー政策と原子力規制の枠組みに関する全ての側面の意思決定プロセスに、住民、特に社会的弱者が効果的に参加できることを確実にするよう、日本政府に要請する。

[経済的、社会的及び文化的権利委員会 \(CESCR\) 第3回日本定期報告](#)

東日本大震災及び福島原発事故の結果から得られた教訓が、将来の救済及び復興の努力において、脆弱な集団を含む被災した地域社会の要望に十分に対応するよう新たな計画を採択するよう導いたことに留意し、委員会は締約国に対して、災害対応、リスク緩和及び復興の努力において人権の観点に基づくアプローチを採択するよう勧告する。特に、委員会は締約国に対して、災害管理計画が、経済的、社会的及び文化的権利の享受において差別したり、差別を導くようなことのないことを確保することを勧告する。委員会は締約国に対して、次回定期報告において、東日本大震災及び福島原発事故の被害の管理並びに避難時、復旧及び復興の作業時における被害者の経済的、社会的及び文化的権利の享受に関する性別、脆弱な集団別に分かれた統計データを含む、包括的な情報を提供することを要請する。また、委員会は、締約国に対して、いかに被害者に対し裁判を受ける権利が保障されているかについての情報を含むよう要請する。

[経済的、社会的及び文化的権利委員会 \(CESCR\) 第3回日本定期報告](#)

委員会は、特に雇用及び教育の分野において、アイヌの人々の生活水準を向上するための努力を強化し、追加的な特別措置を実施することを勧告する。委員会はこれらの措置が北海道外に居住している

<p>アイヌの人々に対しても拡大されるよう勧告する。委員会は締約国に対して、次回定期報告において、アイヌ語を保存し振興するために講じた措置の結果に関する情報を含めるよう要請する。</p>
<p>経済的、社会的及び文化的権利委員会 (CESCR) 第3回日本定期報告</p>
<p>委員会は締約国に対して、審査において科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利に関する情報を提供したことに感謝する。右に関連して、委員会は締約国に対して、次回定期報告に本権利が実際にどのように実施されているのかという点に関する更に詳細な情報及び具体例を含めることを要請する。(第15条)</p>
<p>UPR 第2回政府報告</p>
<p>法律上のモラトリアムが付与されない場合、死刑が確定した者の権利の尊重を確保するために必要な全ての保証を行うこと。(ベルギー1)</p>
<p>UPR 第2回政府報告</p>
<p>ジェンダーに基づいた暴力に対する対策の実施及び被害者支援の提供を継続すること。(スペイン5)</p>
<p>UPR 第2回政府報告</p>
<p>この分野の国際法基準に沿って、人身取引、特に女性及び児童の人身取引と闘うための措置を強化すること。(リビヤ3)</p>
<p>UPR 第2回政府報告</p>
<p>インターネットによる名誉棄損及びプライバシー侵害といった他者の人権を侵害する行為に対する保護措置を継続すること。(バングラデシュ3)</p>
<p>UPR 第2回政府報告</p>
<p>宗教の自由を保障するための措置を講じること。(イラク1)</p>
<p>UPR 第2回政府報告</p>
<p>女性のさらなる政治代表及び公職における参加を十分確保するため、男女の賃金格差の問題に対処するための効果的な措置を講じること。(アルジェリア2)</p>
<p>UPR 第2回政府報告</p>
<p>少数者の状況を改善するための計画及び政策を促進・実行し、彼らを言語的、文化的及び社会的レベルにおいて支援すること。(リビヤ2)</p>
<p>UPR 第2回政府報告</p>
<p>難民を含む外国人の人権を保護し、彼らに対する法律上及び慣習上の差別を防止する努力を継続すること。(スーダン2)</p>
<p>A/HRC/18/33/Add.3 (SR water & sanitation, 2011) Special Rapporteur on the human right to safe drinking water and sanitation</p>
<p>The special procedures mandate holder commends Japan for its progress in ensuring access to safe water and sanitation for the vast majority of the population. Looking forward, special attention is needed</p>

for those groups who have been marginalized or otherwise disadvantaged. Placing the rights to water and sanitation at the centre of policy formulation for both domestic and international aid policies is crucial to ensure that all people in Japan, as well as those benefiting from its development assistance, have access to sufficient, affordable, accessible, acceptable and safe water and sanitation , in order to ensure human health and human dignity. In this regard, the mandate holder recommends that the State :

- (a) Fully guarantee economic, social and cultural rights in domestic law, including by ensuring that these rights are justiciable in national courts. At the international level, Japan should consider ratifying the Option Protocol to the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights ;
- (b) Adopt a comprehensive law on non-discrimination, including specific provisions on economic, social and cultural rights ;
- (c) Establish an independent national human rights institution with competencies to monitor the enjoyment of all human rights in Japan , including economic, social and cultural rights, and to receive individual complaints ;
- (d) Adopt a comprehensive law on water and sanitation guaranteeing the right of all people in Japan to safe water and sanitation and clearly delineating the responsibilities of different actors at the national and municipal levels. Such a law could incorporate mandatory water - quality standards, set maximum tariff limits, and establish an independent regulatory mechanism for the sectors , including complaint mechanisms for users who have concerns about their access to water and sanitation ;
- (e) Continue to devote priority attention to improving ageing infrastructure in order to ensure access to water and sanitation , especially for people living in remote areas ;
- (f) Engage in awareness - raising campaigns about water quality to assure people of the safety of drinking tap water ;
- (g) Evaluate the extent to which people living in poverty face challenges in paying for water and sanitation services, and consider nationwide policies, such as those in Tokyo and Osaka, to assist those people ;
- (h) Ensure that all municipalities provide homeless people with access to safe drinking water and sanitation, including through regular maintenance and upkeep of public restrooms ;
- (i) Engage in dialogue with homeless communities to assist these individuals to find more secure housing solutions, providing more stable access to water and sanitation ;
- (j) Eliminate discrimination against persons with disabilities, whether public or private, including in the areas of housing and education. The special procedures mandate holder especially calls on the Ministry of Education to equip schools with the necessary facilities for the inclusive education of children, including by ensuring their autonomous access to water and sanitation, so as to eliminate requests for parents of children with disabilities to take care of their children's sanitation needs while at school. Furthermore, the Government must do more to ensure that all persons with disabilities have access to housing that is adapted to their needs, in particular with regard to sanitation and bathing ;
- (k) Take immediate measures to ensure that people living in Utoro, and similar communities in Japan, have access to safe water and sanitation that meet standards equivalent to the neighbouring communities at a price they can afford ;
- (l) Ensure enjoyment of the rights to water and to sanitation in all spheres of life, including in prisons ;
- (m) Fully integrate human rights into development aid policy. The State should also consider devoting a larger proportion of aid to ensuring basic water and sanitation supply to those who do not yet have access. It should further ensure that project beneficiaries, or those otherwise impacted by projects, have opportunities to participate in the formulation, implementation and evaluation of projects, as well as access to information about project proposals. The state should also consider untying aid in order to assure policy space for Governments to respond to democratic processes that should inform the development of policy , including in the areas of water and sanitation.

[移住者の人権に関する特別報告者 ホルヘ・ブスタマンテによる日本訪問の報告 \(A/HRC/17/33/Add.3\)](#)
[2](#)

With respect to social rights of migrants:

(a) The Government should ensure that employers of migrants, including temporary employment agencies, abide by their obligation to contribute premiums for health and welfare insurance. Further, the Government should provide for options for all migrants to access health insurance. A clear policy on this issue should be adopted at the national level, as well as appropriate legislation to guarantee these rights

(b) The Government should prevent and punish discrimination against migrants in access to housing. Any public practice that limits the access of migrants and their families to public housing facilities, based on their nationality, should be eradicated

[移住者の人権に関する特別報告者 ホルヘ・ブスタマンテによる日本訪問の報告 \(A/HRC/17/33/Add.3\)](#)

Efforts should be made to grant migrants who have resided in a municipality for a certain number of years the right to vote in local elections

条約第9条にもとづき締約国が提出した報告書の審査 人種差別撤廃委員会総括所見

「委員会は、家庭裁判所の調停委員には公的な決定を行なう権限がないことに留意しつつも、資質を有する非日本国籍者が紛争処理において調停委員として参加できないという事実に関心を表明する。委員会は、また、非日本国籍者の公的生活への参加に関するデータが提供されていないことに留意する(第5条)。」

委員会は、締約国が、調停委員の候補に推薦された能力のある非日本国籍者が家庭裁判所で仕事ができるよう、その立場を再検討することを勧告する。委員会は、また、非日本国籍者が公的生活に参加する権利に関する情報を次回報告書において提供するよう勧告する。

条約第9条にもとづき締約国が提出した報告書の審査 人種差別撤廃委員会総括所見

「委員会は、締約国の戸籍制度に関する立場を認識し、個人情報保護のために行なわれた法律の改正(2008年)に留意しつつも、同制度の諸問題と、主に部落民のプライバシー侵害が継続していることに再度懸念を表明する(第2条、第5条)。」

委員会は、個人のプライバシーを効果的に保護するために、特に雇用、結婚および居住の分野における差別的な目的のために戸籍制度の利用をすることを、罰則措置をもって禁止するより厳格な法律を制定するよう勧告する。

条約第9条にもとづき締約国が提出した報告書の審査 人種差別撤廃委員会総括所見

「委員会は、締約国が部落民に対する差別を社会的問題として認識していること、および、同対策事業特別措置法のもとでの成果に関心をもちつつも、2002年の同法終了時に、締約国と部落組織の間で合意された条件(本条約の完全実施、人権擁護に関する法律の制定および人権教育の促進に関する法律の制定)が、現在まで実現されていないことに懸念する。委員会は、部落差別事案を専門的に取り扱う権限を有する公的機関がないことを遺憾とし、部落民やその政策を取扱いはまたはそれに言及する際に締約国が用いる統一した概念がないことに留意する。さらに、委員会は、部落民とその他の人びとの間の社会経済的格差が、たとえば物理的生活環境や教育において、一部部落民にとっては狭まったにもかかわらず、雇用、婚姻、住宅および土地価格など公的生活の分野における差別が依然として残存していることを懸念をもちつつも留意する。さらに、委員会は、部落民の状況の進展を測定する指標が存在しないことを遺憾とする(第2条、第5条)。」

委員会は、締約国に対し以下のことを勧告する。

(a) 部落問題を取り扱う権限を有する特定の政府機関または委員会を指定すること。

(b) 特別措置法終了時に行なった約束を実現すること。

(c) 明確で統一した部落民の定義を採用するために、関係する人びとと協議をすること、5

(d) 一般社会、特に部落地域に隣接する地域の一般住民を対象とする人権教育および人権意識の向上の取り組みを行なうことによって、部落の生活状況改善のためのプログラムを補完すること。

(e) 上記の措置の状況および進展を示す統計的指標を提供すること。

(f) 特別措置が、受益集団とその他の集団との間の平等が持続可能な形で達成されたときに終了されなければならないとする勧告を含む、特別措置に関する一般的な性格を有する勧告32(2009年)を考慮に入れること。

条約第9条にもとづき締約国が提出した報告書の審査人種差別撤廃委員会総括所見

「委員会は、アイヌ民族を先住民族と認めたことを歓迎し、締約国による約束を反映する諸施策(象徴的な公共施設の設置に関する作業部会の設立、および北海道外のアイヌのおかれた状況に関する調査を行なうための作業部会の設置を含む。)に関心をもって留意しつつも、以下のことに懸念を表明する。(a)各種の協議体や有識者懇談会においてアイヌ民族の参画が不十分であること。(b)アイヌ民族の権利の発展および北海道におけるその社会的地位の改善に関する国レベルの調査がなされていないこと。(c)「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の実施に向けたこれまでの進展が限定的であること(第2条、第5条)。」

委員会は、アイヌ民族の代表者との協議の結果を、アイヌの権利を取り扱う、明確で焦点を絞った行動計画を伴う政策およびプログラムに結実させるべく、アイヌ民族の代表者と協力してさらなる措置をとること、および、そのような協議へのアイヌ民族の代表者の参加を増大させるよう勧告する。委員会は、また、締約国が、アイヌ民族の代表者との協議のもと、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」などの国際約束を検討し、実施することを目的とした第3番目の作業部会の設置を検討するよう勧告する。委員会は、締約国に対し、北海道のアイヌ民族の生活水準に関する国レベルの調査を実施するよう要請し、締約国が委員会の一般的な性格を有する勧告23(1997年)を考慮するよう勧告する。委員会は、さらに、締約国が、国際労働機関の「独立国の先住民および種族民に関する第169号条約」の批准を検討するよう勧告する。

女子差別撤廃委員会 (CEDAW) 女子差別撤廃条約実施状況第6回

委員会は、事実上の男女平等の実現を加速させるため、特に本条約第4条1及び委員会の一般勧告第25号に基づく特別措置の実施を通して、政治的・公的活動への女性の参画を拡大するための取組を強化するよう締約国に要請する。委員会は、政治的・公的機関への女性の参画が国民の多様性を全面的に反映することを確保することを締約国に奨励する。委員会は、移民女性やマイノリティ女性を含む女性の政治的・公的活動、学界及び外交への参画に関するデータ及び情報を次回報告の際に提供するよう締約国に要請する。委員会は、特に本条約の第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、第14条の実施を推進する観点から、クォータ制、ベンチマーク、目標、インセンティブなど、さまざまな手段の活用を検討するよう締約国に要請する。

12 つくる責任
つかう責任



目標12: つくる責任つかう責任
持続可能な消費と生産のパターン
を確保する

ターゲット 12.1	開発途上国の開発状況や能力を考慮しつつ、先進国の主導の下で、全ての国が行動を取りつつ、持続可能な消費と生産パターンに関する 10 年計画枠組を実施する
指標 12.1.1	持続可能な消費と生産（SCP）に関する国家行動計画若しくは国の政策への優先事項またはターゲットとして主流化した SCP を有する国の数
背景	
持続可能な消費と生産は、持続可能な開発を実現するために必要不可欠であり、世界全体が現在の消費と生産のパターンを見直す必要があります。ターゲット12.1は、各政府が責任を持って、新たな消費と生産のパターンを実現するために対策を講じることを求めています。	
法律文書	
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条	
すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。	
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十九条・(a,b,e)	
Women shall have the right to fully enjoy their right to sustainable development. In this connection, the States Parties shall take all appropriate measures to: (a) introduce the gender perspective in the national development planning procedures; (b) ensure participation of women at all levels in the conceptualisation, decision-making, implementation and evaluation of development policies and programmes; (e) take into account indicators of human development specifically relating to women in the elaboration of development policies and programmes;	
気候変動枠組条約 第三条・(1,3)	
締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための措置をとるに当たり、特に、次に掲げるところを指針とする。	

1 締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである。

3 締約国は、気候変動の原因を予測し、防止し又は最小限にするための予防措置をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、このような予防措置をとることを延期する理由とすべきではない。もっとも、気候変動に対処するための政策及び措置は、可能な限り最小の費用によって地球規模で利益がもたらされるように費用対効果の大きいものとするについても考慮を払うべきである。このため、これらの政策及び措置は、社会経済状況の相違が考慮され、包括的なものであり、関連するすべての温室効果ガスの発生源、吸収源及び貯蔵庫並びに適応のための措置を網羅し、かつ、経済のすべての部門を含むべきである。気候変動に対処するための努力は、関心を有する締約国の協力によっても行われ得る。

気候変動枠組条約 第四条・1・b

1 すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。
(b) 自国の（適当な場合には地域の）計画を作成し、実施し、公表し及び定期的に更新すること。この計画には、気候変動を緩和するための措置（温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去を対象とするもの）及び気候変動に対する適応を容易にするための措置を含めるものとする。

気候変動枠組条約 第四条・2・b

附属書1に掲げる先進締約国その他の締約国（以下「附属書1の締約国」という。）は、特に、次に定めるところに従って約束する。
(b) (a)の規定の目的の達成を促進するため、附属書1の締約国は、(a)に規定する政策及び措置並びにこれらの政策及び措置をとった結果(a)に規定する期間について予測される二酸化炭素その他の温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する詳細な情報を、この条約が自国について効力を生じた後六箇月以内に及びその後は定期的に、第十二条の規定に従って送付する。その送付は、二酸化炭素その他の温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の人為的な排出の量を個別に又は共同して千九百九十年の水準に戻すという目的をもって行われる。締約国会議は、第七条の規定に従い、第一回会合において及びその後は定期的に、当該情報について検討する。

生物多様性条約 第三条

諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従って開発する主権的権利を有し、また、自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任を有する。

生物多様性条約 第六条・(a,b)

保全及び持続可能な利用のための一般的な措置

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。

(a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること。

(b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、関連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策にこれを組み入れること。

生物多様性条約 第十条・(a,b,c)

生物の多様性の構成要素の持続可能な利用
 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。
 (a) 生物資源の保全及び持続可能な利用についての考慮を自国の意思決定に組み入れること。
 (b) 生物の多様性への悪影響を回避し又は最小にするため、生物資源の利用に関連する措置をとること。
 (c) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。

生物多様性条約 第十一条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、生物の多様性の構成要素の保全及び持続可能な利用を奨励することとなるような経済的及び社会的に健全な措置をとる。

ターゲット 12.2	2030 年までに、天然資源の持続可能な管理および効率的な利用を達成する
指標 12.2.1	マテリアルフットプリント、一人当たりのマテリアルフットプリントそして GDP 当たりのマテリアルフットプリント
指標 12.2.2	国内の材料消費、一人当たりの国内の材料消費、そしてGDP当たりの材料消費
背景	
世界人口の増加と1人当たりのエネルギー需要の増加により、現在のエネルギー・システムでは持続できないまでの消費レベルに達しています。また、基本的な公衆衛生のためのニーズを満たすために世界の水資源に対する需要は急増しています。持続可能な開発への過程で、天然資源の持続可能な管理および効率的な利用が強く求められています。	
法律文書	
市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約) 第一条・2	
すべての人民は、互惠の原則に基づく国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第一条・2	
すべて人民は、互惠の原則に基づく国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。	
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十五条	
先住民族は、自らが伝統的に所有もしくはその他の方法で占有または使用してきた土地、領域、水域および沿岸海域、その他の資源との自らの独特な精神的つながりを維持し、強化する権利を有し、これに関する未来の世代に対するその責任を保持する権利を有する。	
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十六条・1	
先住民族は、自らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土	

地や領域、資源に対する権利を有する。
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十六条・2
先住民族は、自らが、伝統的な所有権もしくはその他の伝統的な占有または使用により所有し、あるいはその他の方法で取得した土地や領域、資源を所有し、使用し、開発し、管理する権利を有する。
1989年の原住民及び種族民条約(第169号) 第十四条・1
関係人民が伝統的に占有する土地の所有権及び占有権を認める。更に、適切な場合には、排他的に占有していない土地で、関係人民の生存及び伝統的な活動のために伝統的に出入りしてきた土地を利用するこれらの人民の権利を保証するための措置をとる。このため、遊牧民及び移動農耕者の状況について特別な注意を払う。
1989年の原住民及び種族民条約(第169号) 第十四条・2
政府は、必要な場合には、関係人民が伝統的に占有する土地を確認し並びにその所有権及び占有権の効果的な保護を保証するための措置をとる。
1989年の原住民及び種族民条約(第169号) 第十四条・3
関係人民による土地の請求を解決するために国の法制度内において適切な手続を確立する。
サンサルバドル議定書 第十一条・2
The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.
サンサルバドル議定書 第十二条・2
In order to promote the exercise of this right and eradicate malnutrition, the States Parties undertake to improve methods of production, supply and distribution of food, and to this end, agree to promote greater international cooperation in support of the relevant national policies.
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十一条・1
すべての国の人民は、その富および天然の資源を自由に処分することができる。この権利は、ひとえに人民の利益のためにのみ行使される。人民は、いかなる場合にもこの権利を奪われることはない。
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十一条・2
略奪によって財産を取り上げられた人民は、その財産を合法的に取り戻すとともに、適当な補償を受ける権利を有する。
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十一条・3
富および天然の資源を自由に処分する権利は、互惠の原則に基づく国際的経済協力、公平な交換および国際法の原則を促進するという義務に違反しない限りにおいて、行使される。
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十一条・4
この憲章の締約国は、アフリカの統一および団結の強化を目的として、富および天然の資源を自由に処分する権利を単独に、また共同して行使する。
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十一条・5

この憲章の締約国は、その人民がその天然資源から派生する利益を存分に享受できるように、外国からのあらゆる形態の搾取、とりわけ国際的な独占事業による搾取を排除することを約束する。
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条
すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。
児童の権利と福祉に関するアフリカ憲章 第十一条・2・g
The education of the child shall be directed to: the development of respect for the environment and natural resources;
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・1
Women shall have the right to live in a healthy and sustainable environment.
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・2・(b,c)
States Parties shall take all appropriate measures to: (b) promote research and investment in new and renewable energy sources and appropriate technologies, including information technologies and facilitate women's access to, and participation in their control; (c) protect and enable the development of women's indigenous knowledge systems;
パリ協定 第五条・1
締約国は、条約第四条1(d)に規定する温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫（森林を含む。）を保全し、及び適当な場合には強化するための行動をとるべきである。
パリ協定 第五条・2
締約国は、開発途上締約国における森林の減少及び劣化から生ずる排出の削減に関連する活動並びに開発途上締約国における保全、持続可能な森林経営及び森林の炭素蓄積の向上が果たす役割に関する政策上の取組及び積極的な奨励措置並びに総合的かつ持続可能な森林経営のための緩和及び適応の一体的な取組等の代替的な政策上の取組のための既存の枠組みであって、条約に基づいて既に合意された関連の指針及び決定に定めるものを、これらの取組に関連する非炭素の便益を適宜奨励することの重要性を再確認しつつ、実施し、及び支援する（成果に基づく支払により行うことを含む。）ための行動をとることが奨励される。
パリ協定 第七条・9・e
社会経済システム及び生態系の強靱(じん)性の構築（経済の多角化及び天然資源の持続可能な管理によるものを含む。）
生物多様性条約 第三条
諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従って開発する主権的権利を有し、また、自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任を有する。
生物多様性条約 第六条・(a,b)
締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること。
- (b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、関連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策にこれを組み入れること。

生物多様性条約 第十条・(a,b,c,d,e)

- 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。
- (a) 生物資源の保全及び持続可能な利用についての考慮を自国の意思決定に組み入れること。
- (b) 生物の多様性への悪影響を回避し又は最小にするため、生物資源の利用に関連する措置をとること。
- (c) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。
- (d) 生物の多様性が減少した地域の住民による修復のための作業の準備及び実施を支援すること。
- (e) 生物資源の持続可能な利用のための方法の開発について、自国の政府機関と民間部門との間の協力を促進すること。

生物多様性条約 第十四条・14・(a,b)

- 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。
- (a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。
- (b) 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するため、適当な措置を導入すること。

砂漠化対処条約 第二条・1

この条約は、影響を受ける地域における持続可能な開発の達成に貢献するため、アジェンダ二十一と適合する総合的な取組方法の枠組みの中で、国際的な協力及び連携の取決めによって支援されるすべての段階における効果的な行動により深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することを目的とする。

砂漠化対処条約 第二条・2

この目的の達成には、影響を受ける地域における土地の生産性の改善並びに土地及び水資源の回復、保全及び持続可能な管理に同時に視点をあてた長期的かつ総合的な戦略であって、特に地域社会の段階における生活条件の改善をもたらすものを必要とする。

砂漠化対処条約 第十条・4

国家行動計画には、適当な場合には、各影響を受ける国である締約国に特有の事情及び要請を考慮の上、特に、影響を受ける地域において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することに関連し並びに住民に関連する次の優先される分野の一部又は全部における措置を含む。

貧困の撲滅及び食糧の安全保障の確保を目的とする計画を強化するための代替の生活手段の促進及び国の経済環境の改善

人口の移動

天然資源の持続可能な管理

持続可能な農業上の慣行

種々のエネルギー源の開発及び効率的利用

制度上の及び法的な枠組み

評価及び組織的観測の能力（水文学及び気象学に係る業務を含む。）の強化並びに能力育成、教育及び

啓発
砂漠化対処条約 第十一条
影響を受ける国である締約国は、適当な場合には、関連する地域実施附属書に従い、国家計画を調和させ及び補完し並びにその効率性を増進させるために小地域又は地域の行動計画の作成について協議し及び協力する。前条の規定は、小地域及び地域の計画について準用する。その協力には、国境を越える天然資源の持続可能な管理のための合意された共同計画、科学上及び技術上の協力並びに関連する機関の強化を含めることができる。
砂漠化対処条約 第十九条・1・c
締約国は、砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和するための努力における能力育成、すなわち、機関の設立、訓練並びに関連する地方及び国の能力の開発の重要性を認めるものとし、適当な場合には、次のことによって能力育成を促進する。 (c) 関連する技術的方法及び技術を一層効果的に普及させるために支援業務及び拡充の業務を確立し又は強化し並びに天然資源の保全及び持続可能な利用のための参加型の取組方法において現地の職員及び農村の組織の構成員を訓練すること。
砂漠化対処条約 第十九条・3・e
締約国は、砂漠化及び干ばつの原因及び影響並びにこの条約の目的を達成することの重要性についての理解を促進するため、影響を受ける国である締約国及び適当な場合にはそのような締約国以外の締約国において啓発及び教育計画を実施し及び支援するに当たって、相互に並びに適当な政府間機関及び非政府機関を通じて協力する。このため、締約国は、次のことを行う。 (e) 影響を受ける地域の天然資源の特定、保全並びに持続可能な利用及び管理のため、影響を受ける地域における教育上の必要性を評価し、適切な学校教育課程を編成し並びに、必要に応じ、すべての人（特に女子）のための教育及び成人向けの識字の計画及び機会を拡大すること。
海洋法に関する国際連合条約 第百九十三条
いずれの国も、自国の環境政策に基づき、かつ、海洋環境を保護し及び保全する義務に従い、自国の天然資源を開発する主権的権利を有する。

ターゲット 12.3	2030 年までに、小売りと消費のレベルでの世界全体の一人当たりの食料廃棄量を半減させ、収穫後の損失を含む、生産とサプライチェーンにおける食品ロスを減少する
指標 12.3.1	世界的な食品ロス指標
背景	
食品ロスは、食料生産のバリューチェーン上の全ての段階で起こりえます。生産、貯蔵、輸送、加工、販売、消費といった段階のそれぞれで食品廃棄が見られます。世界で生産されている食用の農水産物のうち、おおよそ三分の一が実際に消費されることなく、廃棄されています。その総額は先進国では6,800億ドル、途上国では3,100億ドルに相当します。このような食品ロスを減少させるには、販売者側が、消費者側の意識の変化を促してゆく必要があります。	
法律文書	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十一条・1	

この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十一条・2・(a,b)

この規約の締約国は、すべての者が飢餓から免れる基本的な権利を有することを認め、個々に及び国際協力を通じて、次の目的のため、具体的な計画その他の必要な措置をとる。

(a) 技術的及び科学的知識を十分に利用することにより、栄養に関する原則についての知識を普及させることにより並びに天然資源の最も効果的な開発及び利用を達成するように農地制度を発展させ又は改革することにより、食糧の生産、保存及び分配の方法を改善すること。

(b) 食糧の輸入国及び輸出国の双方の問題に考慮を払い、需要との関連において世界の食糧の供給の衡平な分配を確保すること。

サンサルバドル議定書 第十二条・2

In order to promote the exercise of this right and eradicate malnutrition, the States Parties undertake to improve methods of production, supply and distribution of food, and to this end, agree to promote greater international cooperation in support of the relevant national policies.

ターゲット 12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組に従い、製品のライフサイクルを通して、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を達成し、そして人の健康や環境への悪影響を最小化するために、大気、水および土壌への化学物質や廃棄物の放出を大幅に削減する
指標 12.4.1	各々の関連する協定により要求される情報を伝えることにおける自らの約束と義務に合致する有害廃棄物およびその他の化学物質に関する国際的な多数国間環境協定の当事国の数
指標 12.4.2	処理の種類による別の、一人当たりの生み出される有害廃棄物および処理された有害廃棄物の割合

背景

環境と人の健康を守るために、化学物質の使用や廃棄物処理に関する国際的に多く取り決められています。日本は国際会議などを通じ、化学物質に関する国際的枠組みであるSAICMや個別条約の議論について積極的に貢献するとしています。特に水銀に関する水俣条約を踏まえた国際協力を推進しています。

法律文書

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・1

この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・2・b

この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。

(b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十九条・2
国家は、先住民族の土地および領域において彼／女らの自由で事前の情報に基づく合意なしに、有害物質のいかなる貯蔵および廃棄処分が行われないことを確保するための効果的な措置をとる。
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十九条・3
国家はまた、必要な場合に、そのような物質によって影響を受ける民族によって策定されかつ実施される、先住民族の健康を監視し、維持し、そして回復するための計画が適切に実施されることを確保するための効果的な措置をとる。
American Declaration on the Rights and Duties of Man XI
Every person has the right to the preservation of his health through sanitary and social measures relating to food, clothing, housing and medical care, to the extent permitted by public and community resources
米州人権条約 第二十六条
当事国は、国内的に且つ国際協力、特に経済的及び技術的性質を有するものを通して、立法もしくは他の適切な手段によって、ブエノス・アイレス議定書により改定された米州機構憲章に規定されている経済的、社会的、教育的、科学的及び文化的標内に黙示されている諸権利の完全な実現を漸進的に達成する目的を持つ措置をとることを約束する。
サンサルバドル議定書 第十条・1
Everyone shall have the right to health, understood to mean the enjoyment of the highest level of physical, mental and social well-being.
サンサルバドル議定書 第十条・2・d
In order to ensure the exercise of the right to health, the States Parties agree to recognize health as a public good and, particularly, to adopt the following measures to ensure that right: d. Prevention and treatment of endemic, occupational and other diseases;
サンサルバドル議定書 第十一条・1
Everyone shall have the right to live in a healthy environment and to have access to basic public services.
サンサルバドル議定書 第十一条・2
The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・1
すべての人は、到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利を有する。
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・2
この憲章に締約国は、自国民の健康を保護するためおよび自国民が病時に医療を受けることを保障するために必要な措置をとる。

女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・1
Women shall have the right to live in a healthy and sustainable environment.
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・2・e
States Parties shall take all appropriate measures to: e. ensure that proper standards are followed for the storage, transportation and disposal of toxic waste.
バーゼル条約 全文
海洋法に関する国際連合条約 第二百七条・1
いずれの国も、国際的に合意される規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を考慮して、陸にある発生源（河川、三角江、パイプライン及び排水口を含む。）からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する。
海洋法に関する国際連合条約 第二百七条・2
いずれの国も、1に規定する汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な他の措置をとる。
海洋法に関する国際連合条約 第二百七条・4
いずれの国も、地域的特性並びに開発途上国の経済力及び経済開発のニーズを考慮して、特に、権限のある国際機関又は外交会議を通じ、陸にある発生源からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、世界的及び地域的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を定めるよう努力する。これらの規則、基準並びに勧告される方式及び手続は、必要に応じ随時再検討する。
海洋法に関する国際連合条約 第二百七条・5
12及び4に規定する法令、措置、規則、基準並びに勧告される方式及び手続には、毒性の又は有害な物質（特に持続性のもの）の海洋環境への放出をできる限り最小にするためのものを含める。
海洋法に関する国際連合条約 第二百八条・1
沿岸国は、自国の管轄の下で行う海底における活動から又はこれに関連して生ずる海洋環境の汚染並びに第60条及び第80条の規定により自国の管轄の下にある人工島、施設及び構築物から生ずる海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する。
海洋法に関する国際連合条約 第二百八条・2
いずれの国も、1に規定する汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な他の措置をとる。
海洋法に関する国際連合条約 第二百八条・3
1及び2に規定する法令及び措置は、少なくとも国際的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続と同様に効果的なものとする。
海洋法に関する国際連合条約 第二百八条・5
いずれの国も、特に、権限のある国際機関又は外交会議を通じ、1に規定する海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、世界的及び地域的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を定める。これらの規則、基準並びに勧告される方式及び手続は、必要に応じ随時再検討する。

海洋法に関する国際連合条約 第二百九条・2
いずれの国も、この節の関連する規定に従うことを条件として、自国を旗国とし、自国において登録され又は自国の権限の下で運用される船舶、施設、構築物及び他の機器により行われる深海底における活動からの海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する。この法令の要件は、少なくとも1に規定する国際的な規則及び手続と同様に効果的なものとする。
海洋法に関する国際連合条約 第二百十条・1
いずれの国も、投棄による海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため法令を制定する。
海洋法に関する国際連合条約 第二百十条・2
いずれの国も、1に規定する汚染を防止し、軽減し及び規制するために必要な他の措置をとる。
海洋法に関する国際連合条約 第二百十条・3
1及び2に規定する法令及び措置は、国の権限のある当局の許可を得ることなく投棄が行われないことを確保するものとする。
海洋法に関する国際連合条約 第二百十条・4
いずれの国も、特に、権限のある国際機関又は外交会議を通じ、投棄による海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するため、世界的及び地域的な規則及び基準並びに勧告される方式及び手続を定めるよう努力する。これらの規則、基準並びに勧告される方式及び手続は、必要に応じ随時再検討する。
海洋法に関する国際連合条約 第二百十条・5
領海及び排他的経済水域における投棄又は大陸棚への投棄は、沿岸国の事前の明示の承認なしに行わないものとし、沿岸国は、地理的事情のため投棄により悪影響を受けるおそれのある他の国との問題に妥当な考慮を払った後、投棄を許可し、規制し及び管理する権利を有する。
海洋法に関する国際連合条約 第二百十条・6
国内法令及び措置は、投棄による海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制する上で少なくとも世界的な規則及び基準と同様に効果的なものとする。

ターゲット 12.5	2030年までに、発生防止、削減、再生利用および再利用を通して廃棄物の発生を大幅に削減する
指標 12.5.1	国の再生利用率、再利用された物質の重量
背景	
日本では2000年に循環型社会形成推進基本法において3Rの考え方が導入され、環境に対する意識が高まりました。日本でのゴミの総排出量は、2000年をピークに継続的に減少しており、ゴミのリサイクル率は年々上昇を続けています。しかしながら他の先進諸国と比較すると、日本でのリサイクル率は高いとは言えず、これからも積極的な取り組みが必要です。	
法律文書	

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・1
この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・2・b
この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。 (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十九条・2
国家は、先住民族の土地および領域において彼／女らの自由で事前の情報に基づく合意なしに、有害物質のいかなる貯蔵および廃棄処分が行われないことを確保するための効果的な措置をとる。
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十九条・3
国家はまた、必要な場合に、そのような物質によって影響を受ける民族によって策定されかつ実施される、先住民族の健康を監視し、維持し、そして回復するための計画が適切に実施されることを確保するための効果的な措置をとる。
サンサルバドル議定書 第十条・1
Everyone shall have the right to health, understood to mean the enjoyment of the highest level of physical, mental and social well-being.
サンサルバドル議定書 第十一条・2
The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.
サンサルバドル議定書 第十二条・2
In order to promote the exercise of this right and eradicate malnutrition, the States Parties undertake to improve methods of production, supply and distribution of food, and to this end, agree to promote greater international cooperation in support of the relevant national policies.
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・1
すべての人は、到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利を有する。
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・2
この憲章の締約国は、自国民の健康を保護するためおよび自国民が病時に医療を受けることを保障するために必要な措置を取る。
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条
すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。
児童の権利と福祉に関するアフリカ憲章 第十四条・1
Every child shall have the right to enjoy the best attainable state of physical, mental and spiritual health.

女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・1
Women shall have the right to live in a healthy and sustainable environment.
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・2・d
States Parties shall take all appropriate measures to: d. regulate the management, processing, storage and disposal of domestic waste;
バーゼル条約 第四条・2・a
締約国は、次の目的のため、適当な措置をとる。 (a) 社会的、技術的及び経済的側面を考慮して、国内における有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とすることを確保する。

ターゲット 12.6	企業、特に大企業や多国籍企業に対し、持続可能な実践を採用しそして自らの定期的な報告に持続可能性に関する情報を採り入れることを奨励する
指標 12.6.1	持続可能性に関する報告書を発表している会社の数
背景	
持続可能な生産と消費の形態を実現するには、企業の組織的な取り組みも必要不可欠です。社内で独自の炭素価格を設定し、投資決定のための情報として利用する企業もあります。また、製造工程等における炭素排出削減目標を企業内で設定し、エネルギー効率の向上や再生可能資源の利用比率の上昇に取り組んでいるケースもあります。	
法律文書	
United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights Comment 3	
In particular, companies are required to respect core human rights instruments: Universal Declaration of Human Rights (UDHR); International Covenant on Economic, Social and Cultural (ICESCR) and International Covenant on Civil and Political Rights (ICCPR) as well as ILO Core Labour Standards: Freedom of Association and Protection of the Right to Organise Convention, 1949 (No 87); Right to Organise and Collective Bargaining Convention, 1949 (No 98); Forced Labour Convention, 1930 (No 29); Abolition of Forced Labour Convention, 1957 (No 105); Equal Remuneration Convention, 1951 (No 100); Discrimination (Employment and Occupation) Convention, 1958 (No 111); Minimum Age Convention, 1973 (No 138); Worst Forms of Child Labour Convention, 1999 (No 182).	
ビジネスと人権に関する指導原則 3.d	
企業の人権への影響について、企業がどのように取り組んでいるかについての情報提供を奨励し、また場合によっては、要求する。	
生物多様性条約 第十条・e	
締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。 生物資源の持続可能な利用のための方法の開発について、自国の政府機関と民間部門との間の協力を促進すること。	

生物多様性条約 第十三条・(a,b)

締約国は、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性の保全の重要性及びその保全に必要な措置についての理解、各種の情報伝達手段によるそのような理解の普及並びにこのような題材の教育事業の計画への導入を促進し及び奨励すること。
- (b) 適当な場合には、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する教育啓発事業の計画の作成に当たり、他国及び国際機関と協力すること。

ターゲット 12.7	国内の政策や優先事項に従って、持続可能な公共調達慣行を促進する
指標 12.7.1	持続可能な公共調達政策と行動計画を実施している国の数
背景	
持続可能な公共調達とは、資金を持続可能な製品・サービス購入資金に回すことで、環境産業の競争力向上、資金の節約、資源保護や新たな雇用創成を実現し、グリーン経済への移行を国際的に加速させようとするものです。日本国内の持続可能性に特に大きなインパクトを与えるものとして期待されています。2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおける持続可能な公共調達も国際的な注目を集めています。	
法律文書	
United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights Comment 1	
The UN Guiding Principles on Business and Human Rights seek to provide an authoritative global standard for preventing and addressing the risk of adverse human rights impacts linked to business activity. The Guiding Principles outline how States and businesses should implement the UN “Protect, Respect and Remedy” Framework in order to better manage business and human rights challenges.	
ビジネスと人権に関する指導原則 5	
国家は、人権の享受に影響を及ぼす可能性のあるサービスを提供する企業と契約を結ぶか、あるいはそのための法を制定している場合、国際人権法上の義務を果たすために、しかるべき監督をすべきである。	
ビジネスと人権に関する指導原則 6	
国家は、国家が商取引をする相手企業による人権の尊重を促進すべきである。	

ターゲット 12.8	2030年までに、あらゆる場所の人々が、持続可能な開発および自然と調和したライフスタイルについての情報と意識を持つことを確保する
指標 12.8.1	(a)国の教育政策；(b)カリキュラム；(c)教員教育；および(d)学生評価において(i)国際性教育と(ii)（気候変動教育を含む）持続可能な開発のための教育が主流化される範囲
背景	

ターゲット12.8は、メディア等の役割に関するターゲットであり、多くの人々が持続可能な開発や自然との調和に関する情報にアクセスできるようになることを求めます。ゴール12の実現のためには、現在主流となっているライフスタイルの変化あるいは人々の意識の変化が必要です。

法律文書

世界人権宣言 第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

世界人権宣言 第二十六条・2

教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

世界人権宣言 第二十七条・2

すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約) 第十九条・1

すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。

市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約) 第十九条・2

すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわらず、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十三条・1

この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・1・b

この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。
(b) 科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利

女子差別撤廃条約 第十条・c

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

女子差別撤廃条約 第十四条・2・h

締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

障害者権利条約 第九条・2・(g,h)

締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。

(h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

障害者権利条約 第二十一条・1・(a,b,c,d,e)

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。

(b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

(c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用しやすい又は使用可能な様式で提供しよう要請すること。

(d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用しやすいものとするよう奨励すること。

(e) 手話の使用を認め、及び促進すること。

障害者権利条約 第二十四条・3・(a,b,c)

締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) 盲人、聾者又は盲聾者（特に盲人、聾者又は盲聾者である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第十五条・1

先住民族は、教育および公共情報に適切に反映されるべき自らの文化、伝統、歴史および願望の尊厳ならびに多様性に対する権利を有する。先住民族は、教育および公共情報に適切に反映されるべき自らの文化、伝統、歴史および願望の尊厳ならびに多様性に対する権利を有する。

ヨーロッパ人権条約 第十条・1

すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、公の機関による干渉を受けることなく、かつ国境とかかわりなく、かつ、意見を持つ自由並びに情報及び考えを受け及び伝えるテレビ又は映画の諸企業を許可制を要求することを妨げるものではない。

欧州における欧州評議会少数者保護 枠組条約 第九条・1

The Parties undertake to recognise that the right to freedom of expression of every person belonging to a national minority includes freedom to hold opinions and to receive and impart information and ideas in the minority language, without interference by public authorities and regardless of frontiers. The Parties shall ensure, within the framework of their legal systems, that persons belonging to a national minority are not discriminated against in their access to the media.

American Declaration on the Rights and Duties of Man IV

Every person has the right to freedom of investigation, of opinion, and of the expression and dissemination of ideas, by any medium whatsoever.

American Declaration on the Rights and Duties of Man XII

Every person has the right to an education, which should be based on the principles of liberty, morality and human solidarity. Likewise every person has the right to an education that will prepare him to attain a decent life, to raise his standard of living, and to be a useful member of society. The right to an education includes the right to equality of opportunity in every case, in accordance with natural talents, merit and the desire to utilize the resources that the state or the community is in a position to provide. Every person has the right to receive, free, at least a primary education.

米州人権条約 第十三条・1

何人も、思想および表現の自由を享有する権利を有するものとする。この権利には、国境にかかわらず、口頭で書面で、印刷で、芸術の形式で、又は、自己の選択するその他の手段いずれかによって、すべての種類の情報および思想を求め、且つ伝える自由が含まれるものとする。

米州人権条約 第十三条・3

表現の権利は、情報の普及にあたって用いられる新聞印刷用紙、ラジオ放送の周波数又は設備に対する政府の濫用又は私的統制のような間接的方法又は手段によって、もしくは、思想および意見の伝達、流布を妨げるようなその他のいずれかの手段によって、制約されることはできない。

サンサルバドル議定書 第十三条・2

The States Parties to this Protocol agree that education should be directed towards the full development of the human personality and human dignity and should strengthen respect for human rights, ideological pluralism, fundamental freedoms, justice and peace. They further agree that education ought to enable everyone to participate effectively in a democratic and pluralistic society and achieve a decent existence and should foster understanding, tolerance and friendship among all nations and all racial, ethnic or religious groups and promote activities for the maintenance of peace.

人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第九条・1

すべての人は、情報を受ける権利を有する。

人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十五条

この憲章の締約国は、指導、教育および出版物を通じて、この憲章に含まれる権利と自由の尊重を奨励し確保する責務、およびこれらの権利と自由並びにそれに付随する義務および責務が理解されることを確かにする責務を有する。

女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・2・b

States Parties shall take all appropriate measures to:
(b) promote research and investment in new and renewable energy sources and appropriate technologies, including information technologies and facilitate women's access to, and participation in their control;

女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十九条・b

Women shall have the right to fully enjoy their right to sustainable development. In this connection, the States Parties shall take all appropriate measures to:
b. ensure participation of women at all levels in the conceptualisation, decision-making, implementation and evaluation of development policies and programmes;

生物多様性条約 第十二条・(a,b,c)

締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、次のことを行う。
(a) 生物の多様性及びその構成要素の特定、保全及び持続可能な利用のための措置に関する科学的及び技術的な教育訓練事業のための計画を作成し及び維持すること並びに開発途上国の特定のニーズに対応するためこのような教育及び訓練を支援すること。
(b) 特に科学上及び技術上の助言に関する補助機関の勧告により締約国会議が行う決定に従い、特に開発途上国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励すること。
(c) 第十六条、第十八条及び第二十条の規定の趣旨に沿い、生物資源の保全及び持続可能な利用のための方法の開発について、生物の多様性の研究における科学の進歩の利用を促進し及びそのような利用について協力すること。

生物多様性条約 第十三条・(a,b)

締約国は、次のことを行う。
(a) 生物の多様性の保全の重要性及びその保全に必要な措置についての理解、各種の情報伝達手段によるそのような理解の普及並びにこのような題材の教育事業の計画への導入を促進し及び奨励すること。
(b) 適当な場合には、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する教育啓発事業の計画の作成に当たり、他国及び国際機関と協力すること。

生物多様性条約 第十七条・1

1 締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する公に入手可能なすべての情報源からの情報の交換を円滑にする。

生物多様性条約 第十七条・2

2 1に規定する情報の交換には、技術的、科学的及び社会経済的な研究の成果の交換を含むものとし、また、訓練計画、調査計画、専門知識、原住民が有する知識及び伝統的な知識に関する情報並びに前条1の技術と結び付いたこれらの情報の交換を含む。また、実行可能な場合には、情報の還元も含む。

生物多様性条約 第十八条・1

1 締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する。
生物多様性条約 第十八条・2
2 締約国は、この条約の実施に当たり、特に自国の政策の立案及び実施を通じ、他の締約国（特に開発途上国）との技術上及び科学上の協力を促進する。この協力の促進に当たっては、人的資源の開発及び組織の整備という手段によって、各国の能力を開発し及び強化することに特別な考慮を払うべきである。
生物多様性条約 第十八条・3
3 締約国会議は、その第一回会合において、技術上及び科学上の協力を促進し及び円滑にするために情報の交換の仕組みを確立する方法について決定する。
生物多様性条約 第十八条・4
4 締約国は、この条約の目的を達成するため、自国の法令及び政策に従い、技術（原住民が有する技術及び伝統的な技術を含む。）の開発及び利用についての協力の方法を開発し並びにそのような協力を奨励する。このため、締約国は、また、人材の養成及び専門家の交流についての協力を促進する。
生物多様性条約 第十八条・5
5 締約国は、相互の合意を条件として、この条約の目的に関連のある技術の開発のための共同研究計画の作成及び合併事業の設立を促進する

ターゲット 12.a	消費と生産のより持続可能な形態に向けて動くための科学的なまた技術的な能力を強化するため開発途上国を支援する
指標 12.a.1	持続可能な消費および生産並びに環境上適正な技術のための研究と開発に関する開発途上国に対する支援の総額
背景	
途上国では、冷蔵設備や輸送体制の不備といったインフラやロジスティックの弱さが原因で、消費者に届く前の生産や輸送の段階で食品ロスが発生する割合が高いです。食品ロスの40%は農水産物の貯蔵や加工、輸送の段階で生まれます。技術的支援により、途上国における持続可能な消費と生産を実現していかなければなりません。	
法律文書	
世界人権宣言 第二十七条・2	
すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・1・b	
この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。 (b) 科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利	

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・2
この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、科学及び文化の保存、発展及び普及に必要な措置を含む。
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・3
この規約の締約国は、科学研究及び創作活動に不可欠な自由を尊重することを約束する。
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・4
この規約の締約国は、科学及び文化の分野における国際的な連絡及び協力を奨励し及び発展させることによって得られる利益を認める。
サンサルバドル議定書 第十四条・1・b
The States Parties to this Protocol recognize the right of everyone: b. To enjoy the benefits of scientific and technological progress;
サンサルバドル議定書 第十四条・2
The steps to be taken by the States Parties to this Protocol to ensure the full exercise of this right shall include those necessary for the conservation, development and dissemination of science, culture and art.
バーゼル条約 第十条・1
締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正 な処理を改善し及び達成するため、相互に協力する。
バーゼル条約 第十条・2・(a,b,c,d,e)
締約国は、この目的のため、次のことを行う。 (a) 要請に応じ、二国間であるか多数国間であるかを問わず、有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な 処理(有害廃棄物及び他の廃棄物の適切な処理のた めの技術上の基準及び実施方法の調整を含む)。を促 進するため、情報を利用できるようにすること。 (b) 有害廃棄物の処理が人の健康及び環境に及ぼす影 響を監視することについて協力すること。 (c) 有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を実行可能な限 り除去するため、並びに有害廃棄物及び他の廃棄物 の環境上適正な処理を確保する一層効果的かつ効率 的な方法(新たな又は改善された技術の採用が経 済上、社会上及び環境上及ぼす影響についての研究を 含む。)を確立するため、新たな環境上適正な 廃棄物 低減技術の開発及び実施並びに既存の技術の改善につ き、自国の法令及び政策に従って協力す ること。 (d) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理に 関係する技術及び処理方式の移転につき、自国の 法 令及び政策に従って積極的に協力すること。また、 締約国、特にこの分野において技術援助を必要 とし 及び要請する締約国の技術上の能力の開発について 協力すること。 (e) 適当な技術上の指針又は実施基準の開発について 協力すること。
バーゼル条約 第十四条・1
締約国は、各地域及び各小地域の特別の必要に応じ、有害廃棄物及び他の廃棄物を処理し並びに有害 廃棄物 及び他の廃棄物の発生を最小限度とすることに関する 訓練及び技術移転のための地域又は小地 域のセンター が設立されるべきであることに同意する。締約国は、 任意の性質を有する資金調達のため の適当な仕組みを 確立することについて決定を行う。

<p>ターゲット 12.b</p>	<p>雇用を創出し地方の文化と製品の促進する持続可能な観光業に対する持続可能な開発の影響を測定する手段を開発しそして実施する</p>
<p>指標 12.b.1</p>	<p>合意された監視および評価手段を伴った持続可能な観光戦略または政策および実施された行動計画の数</p>
<p style="text-align: center;">背景</p>	
<p>国境を越えて観光する人の数は、世界で一日300万人以上にのぼり、毎年およそ12億人が海外旅行をしています。このように膨大な人の移動をもたらしている観光は、経済と社会、環境での持続可能な開発に大きく貢献する可能性を秘めています。このターゲットでは、特に観光業を対象として持続的開発がもたらす影響の測定支援を求めます。</p>	
<p style="text-align: center;">法律文書</p>	
<p>先住民族の権利に関する国際連合宣言 第十一条・1</p>	
<p>先住民族は、自らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。これには、考古学的および歴史的な遺跡、加工品、意匠、儀式、技術、視覚芸術および舞台芸術、そして文学のような過去、現在および未来にわたる自らの文化的表現を維持し、保護し、かつ発展させる権利が含まれる。</p>	
<p>先住民族の権利に関する国際連合宣言 第十一条・2</p>	
<p>国家は、その自由で事前の情報に基づく合意なしに、また彼／女らの法律、伝統および慣習に違反して奪取されたその文化的、知的、宗教的およびスピリチュアル（霊的、超自然的）な財産に関して、先住民族と連携して策定された効果的な仕組みを通じた、原状回復を含む救済を与える。</p>	
<p>先住民族の権利に関する国際連合宣言 第十二条・1</p>	
<p>先住民族は、自らの精神的および宗教的伝統、慣習、そして儀式を表現し、実践し、発展させ、教育する権利を有し、その宗教的および文化的な遺跡を維持し、保護し、そして私的にそこに立ち入る権利を有し、儀式用具を使用し管理する権利を有し、遺骨の返還に対する権利を有する。</p>	
<p>先住民族の権利に関する国際連合宣言 第三十一条・1</p>	
<p>先住民族は、人的・遺伝的資源、種子、薬、動物相・植物相の特性についての知識、口承伝統、文学、意匠、スポーツおよび伝統的競技、ならびに視覚芸術および舞台芸術を含む、自らの文化遺産および伝統的文化表現ならびに科学、技術、および文化的表現を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。先住民族はまた、このような文化遺産、伝統的知識、伝統的文化表現に関する自らの知的財産を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。</p>	
<p>労働条件(旅館及び飲食店)条約(第172号)</p>	
<p>この条約を批准した加盟国は、国内法、国内事情及び国内慣行に適する方法によって、関係労働者の労働条件を改善するための政策を採用し及び適用する。</p>	
<p>ILO Rec 189</p>	
<p>This ILO Recommendation recommends ILO Member States to adopt measures in order to recognize and to promote the fundamental role that small and medium-sized enterprises can play.</p>	

<p>ターゲット 12.c</p>	<p>開発途上国の具体的な必要性や状況を十分に考慮しつつまた貧困層や影響を受けた共同体を保護するやり方で開発に関する可能性のある悪影響を最小化しつつ、税制改革や存在する場合は、有害な補助金の環境への影響を反映してその段階的廃止を通して、各国の状況に応じて、市場のひずみを取り除くことにより、浪費的な消費を奨励している化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する</p>
<p>指標 12.c.1</p>	<p>GDP（生産と消費）の一単位当たりのそして化石燃料に関する国の総支出の割合としての化石燃料補助金の総額</p>
<p style="text-align: center;">背景</p>	
<p>ターゲット12.cでは、浪費的な消費につながるような経済政策の転換について問題提起しています。より効率的な生産とサプライチェーンを構築することは、食料の安定確保に役立つだけでなく、より効率的な資源の利用を行う経済への移行も促します。</p>	
<p style="text-align: center;">法律文書</p>	
<p>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・1</p>	
<p>この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。</p>	
<p>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・2・b</p>	
<p>この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。 (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善</p>	
<p style="text-align: center;">American Declaration on the Rights and Duties of Man XI</p>	
<p>Every person has the right to the preservation of his health through sanitary and social measures relating to food, clothing, housing and medical care, to the extent permitted by public and community resources</p>	
<p>サンサルバドル条約 第十条・1</p>	
<p>Everyone shall have the right to health, understood to mean the enjoyment of the highest level of physical, mental and social well-being.</p>	
<p>サンサルバドル条約 第十一条・1</p>	
<p>Everyone shall have the right to live in a healthy environment and to have access to basic public services.</p>	
<p>サンサルバドル条約 第十一条・2</p>	
<p>The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.</p>	
<p>人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・1</p>	

すべての人は、到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利を有する。
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・2
この憲章の締約国は、自国民の健康を保護するためおよび自国民が病時に医療を受けることを保障するために必要措置をとる。
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十二條・2
国は、単独に、また共同して、発展の権利の行使を保障する責務を有する。
人間と人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四條
すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八條・1
Women shall have the right to live in a healthy and sustainable environment.
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八條・2・b
States Parties shall take all appropriate measures to: b. promote research and investment in new and renewable energy sources and appropriate technologies, including information technologies and facilitate women's access to, and participation in their control;
パリ協定 第四條・2
各締約国は、自国が達成する意図を有する累次の国が決定する貢献を作成し、通報し、及び維持する。締約国は、当該国が決定する貢献の目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行する。
パリ協定 第四條・19
全ての締約国は、各国の異なる事情に照らした共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力を考慮しつつ、第二条の規定に留意して、長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略を作成し、及び通報するよう努力すべきである。1

人権勧告 (ゴール12)
女性差別撤廃委員会 (CEDAW) 第 63 会期 第 7 次・第 8 次日本報告審議総括所見 36
委員会は、2011 年の福島第一原子力発電所の事故後、締約国が放射能にかかわる健康上の懸念に対処する努力をしてきたことに留意する。しかし、委員会は、締約国の年間放射線量 20mSv を下回る汚染地域について避難区域指定を解除計画について、女性と少女に大きくかたよった健康上の影響を与える可能性があり、懸念を表明する。
女性差別撤廃委員会 (CEDAW) 第 63 会期 第 7 次・第 8 次日本報告審議総括所見 37
委員会は、汚染地域の避難区域指定の解除が、女性は男性よりも放射線に対する感受性が強いという国際的に認められているリスクに関する理解に則ったものとなるよう勧告する。さらに、委員会は締約国に対し、放射線の影響を受けた女性や少女、特に福島県内の妊婦に対する医療その他のサービスの提供を強化するよう勧告する。

UPR 第2回政府報告

児童の権利に関する包括的な法律を制定するための法的措置をとること、及びその法律を条約に完全に一致させること、また、収入や生活の不平等に対処するために児童のための国内行動計画を制定し実施すること。（イラン1）

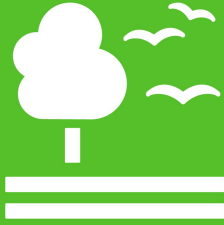
UPR 第2回政府報告 147・123

法律上のモラトリアムが付与されない場合、死刑が確定した者の権利の尊重を確保するために必要な全ての保証を行うこと。（ベルギー1）

UPR 第1回政府報告 24

社会的、経済的な発展が必要な国々に対する財政的援助の提供の継続、及びミレニアム開発目標8に規定されている発展の権利の実現に向けた国際努力に対する支援の拡大。

15 陸の豊かさも 守ろう



目標15:陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

ターゲット15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に沿って、とりわけ森林、湿地、山地および乾燥地の陸上生態系と内陸淡水生態系並びにそのサービスの保全、回復および持続可能な利用を確保する
指標 15.1.1	土地の全面積の割合に占める森林面積
指標 15.1.2	生態系の種類別に、保護地域別にカバーされている陸上生態系と淡水生態系のための重要な場所の割合
背景	
毎年、1,300万ヘクタールの森林が失われています。さらに、確認されている8,300の動物種のうち、8%は絶滅し、22%が絶滅の危険にさらされています。	
法律文書	
市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約) 第一条・2	
すべて人民は、互惠の原則に基づく国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・1	
この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・2・b	
この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。 (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善	
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十六条・1	
先住民族は、自らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた	

土地や領域、資源に対する権利を有する。
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十六条・2
先住民族は、自らが、伝統的な所有権もしくはその他の伝統的な占有または使用により所有し、あるいはその他の方法で取得した土地や領域、資源を所有し、使用し、開発し、管理する権利を有する。
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十九条・1
先住民族は、自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十九条・2
先住民族は、自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。
サンサルバドル議定書 第十一条・1
Everyone shall have the right to live in a healthy environment and to have access to basic public services.
サンサルバドル議定書 第十一条・2
The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・1
すべての人は、到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利を有する。
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・2
この憲章の締約国は、自国民の健康を保護するためおよび自国民が病時に医療を受けることを保障するために必要な措置を取る。
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十一条・1
すべての国の人民は、その富および天然資源を自由に処分することができる。この権利は、ひとえに人民の利益のためにのみ行使される。人民は、いかなる場合にもこの権利を奪われることはない。
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条
すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・1
Women shall have the right to live in a healthy and sustainable environment.
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十九条・c
Women shall have the right to fully enjoy their right to sustainable development. In this connection, the States Parties shall take all appropriate measures to:

(c) Women shall have the right to fully enjoy their right to sustainable development. In this connection, the States Parties shall take all appropriate measures to: promote women's access to and control over productive resources such as land and guarantee their right to property

気候変動枠組条約 第三条・3

締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための措置をとるに当たり、特に、次に掲げるところを指針とする。

締約国は、気候変動の原因を予測し、防止し又は最小限にするための予防措置をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、このような予防措置をとることを延期する理由とすべきではない。もっとも、気候変動に対処するための政策及び措置は、可能な限り最小の費用によって地球規模で利益がもたらされるように費用対効果の大きいものとするることについて考慮を払うべきである。このため、これらの政策及び措置は、社会経済状況の相違が考慮され、包括的なものであり、関連するすべての温室効果ガスの発生源、吸収源及び貯蔵庫並びに適応のための措置を網羅し、かつ、経済のすべての部門を含むべきである。気候変動に対処するための努力は、関心を有する締約国の協力によっても行われ得る。

気候変動枠組条約 第四条・1・d

すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。

(d) 温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く）の吸収源及び貯蔵庫（特に、バイオマス、森林、海その他陸上、沿岸及び海洋の生態系）の持続可能な管理を促進すること、並びにこのような吸収源及び貯蔵庫の保全（適当な場合には強化）を促進し並びにこれらについて協力すること。

気候変動枠組条約 第四条・2・a

附属書1の締約国は、温室効果ガスの人為的な排出を抑制すること並びに温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫を保護し及び強化することによって気候変動を緩和するための自国の政策を採用し、これに沿った措置をとる（注）。これらの政策及び措置は、温室効果ガスの人為的な排出の長期的な傾向をこの条約の目的に沿って修正することについて、先進国が率先してこれを行っていることを示すこととなる。二酸化炭素その他の温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く）の人為的な排出の量を千九百九十年代の終わりまでに従前の水準に戻すことは、このような修正に寄与するものであることが認識される。また、附属書1の締約国の出発点、対処の方法、経済構造及び資源的基盤がそれぞれ異なるものであること、強力かつ持続可能な経済成長を維持する必要があること、利用可能な技術その他の個別の事情があること、並びにこれらの締約国がこの条約の目的のための世界的な努力に対して衡平かつ適当な貢献を行う必要があることについて、考慮が払われる。附属書1の締約国が、これらの政策及び措置を他の締約国と共同して実施すること並びに他の締約国によるこの条約の目的、特に、この(a)の規定の目的の達成への貢献について当該他の締約国を支援することもあり得る。注：これらの政策及び措置には、地域的な経済統合のための機関がとるものが含まれる。

パリ協定 第五条・1

締約国は、条約第四条1(d)に規定する温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫（森林を含む）を保全し、及び適当な場合には強化するための行動をとるべきである。

生物多様性条約 第六条

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。

(a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連す

るものを考慮したものとなるようにすること。
(b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、関連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策にこれを組み入れること。

生物多様性条約 第七条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、特に次条から第十条までの規定を実施するため、次のことを行う。

- (a) 附属書 I に列記する区分を考慮して、生物の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定すること。
- (b) 生物の多様性の構成要素であって、緊急な保全措置を必要とするもの及び持続可能な利用に最大の可能性を有するものに特別の考慮を払いつつ、標本抽出その他の方法により、(a)の規定に従って特定される生物の多様性の構成要素を監視すること。
- (c) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある作用及び活動の種類を特定し並びに標本抽出その他の方法によりそれらの影響を監視すること。
- (d) (a)から(c)までの規定による特定及び監視の活動から得られる情報を何らかの仕組みによって維持し及び整理すること。

生物多様性条約 第八条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

- (a) 保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域に関する制度を確立すること。
- (b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること。
- (c) 生物の多様性の保全のために重要な生物資源の保全及び持続可能な利用を確保するため、保護地域の内外を問わず、当該生物資源について規制を行い又は管理すること。
- (d) 生態系及び自然の生息地の保護並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること。
- (e) 保護地域における保護を補強するため、保護地域に隣接する地域における開発が環境上適正かつ持続可能なものとなることを促進すること。
- (f) 特に、計画その他管理のための戦略の作成及び実施を通じ、劣化した生態系を修復し及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること。
- (g) バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの）を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること。
- (h) 生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。
- (i) 現在の利用が生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用と両立するために必要な条件を整えるよう努力すること。
- (j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。
- (k) 脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること。
- (l) 前条の規定により生物の多様性に対し著しい悪影響があると認められる場合には、関係する作用及び活動の種類を規制し又は管理すること。
- (m) (a)から(l)までに規定する生息域内保全のための財政的な支援その他の支援（特に開発途上国に対するもの）を行うことについて協力すること。

生物多様性条約 第九条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、主として生息域内における措置を補完するため、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性の構成要素の生息域外保全のための措置をとること。この措置は、生物の多様性の構成要素の原産国においてとることが望ましい。
- (b) 植物、動物及び微生物の生息域外保全及び研究のための施設を設置し及び維持すること。その設置及び維持は、遺伝資源の原産国において行うことが望ましい。
- (c) 脅威にさらされている種を回復し及びその機能を修復するため並びに当該種を適当な条件の下で自然の生息地に再導入するための措置をとること。
- (d) (c)の規定により生息域外における特別な暫定的措置が必要とされる場合を除くほか、生態系及び生息域内における種の個体群を脅かさないようにするため、生息域外保全を目的とする自然の生息地からの生物資源の採取を規制し及び管理すること。
- (e) (a)から(d)までに規定する生息域外保全のための財政的な支援その他の支援を行うことについて並びに開発途上国における生息域外保全のための施設の設置及び維持について協力すること。

生物多様性条約 第十条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

- (a) 生物資源の保全及び持続可能な利用についての考慮を自国の意思決定に組み入れること。
- (b) 生物の多様性への悪影響を回避し又は最小にするため、生物資源の利用に関連する措置をとること。
- (c) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。
- (d) 生物の多様性が減少した地域の住民による修復のための作業の準備及び実施を支援すること。
- (e) 生物資源の持続可能な利用のための方法の開発について、自国の政府機関と民間部門との間の協力を促進すること。

生物多様性条約 第十一条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、生物の多様性の構成要素の保全及び持続可能な利用を奨励することとなるような経済的及び社会的に健全な措置をとる。

生物多様性条約 第十二条

締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性及びその構成要素の特定、保全及び持続可能な利用のための措置に関する科学的及び技術的な教育訓練事業のための計画を作成し及び維持すること並びに開発途上国の特定のニーズに対応するためこのような教育及び訓練を支援すること。
- (b) 特に科学上及び技術上の助言に関する補助機関の勧告により締約国会議が行う決定に従い、特に開発途上国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励すること。
- (c) 第十六条、第十八条及び第二十条の規定の趣旨に沿い、生物資源の保全及び持続可能な利用のための方法の開発について、生物の多様性の研究における科学の進歩の利用を促進し及びそのような利用について協力すること。

生物多様性条約 第十四条・1

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。
- (b) 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するため、適当な措置を導入すること。
- (c) 適宜、二国間の、地域的な又は多数国間の取極を締結することについて、これを促進することにより、自国の管轄又は管理の下における活動であって、他国における又はいずれの国の管轄にも属さない

区域における生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるものに関し、相互主義の原則に基づき、通報、情報の交換及び協議を行うことを促進すること。
(d) 自国の管轄又は管理の下で生ずる急迫した又は重大な危険又は損害が他国の管轄の下にある区域又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に及ぶ場合には、このような危険又は損害を受ける可能性のある国に直ちに通報すること及びこのような危険又は損害を防止し又は最小にするための行動を開始すること。

生物多様性条約 第十四条・2

締約国会議は、今後実施される研究を基礎として、生物の多様性の損害に対する責任及び救済（原状回復及び補償を含む）についての問題を検討する。ただし、当該責任が純粋に国内問題である場合を除く。

生物多様性条約 第十八条・1

締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する。

生物多様性条約 第十八条・2

締約国は、この条約の実施に当たり、特に自国の政策の立案及び実施を通じ、他の締約国（特に開発途上国）との技術上及び科学上の協力を促進する。この協力の促進に当たっては、人的資源の開発及び組織の整備という手段によって、各国の能力を開発し及び強化することに特別の考慮を払うべきである。

生物多様性条約 第十八条・3

締約国会議は、その第一回会合において、技術上及び科学上の協力を促進し及び円滑にするために情報の交換の仕組みを確立する方法について決定する。

生物多様性条約 第十八条・4

締約国は、この条約の目的を達成するため、自国の法令及び政策に従い、技術（原住民が有する技術及び伝統的な技術を含む。）の開発及び利用についての協力の方法を開発し並びにそのような協力を奨励する。このため、締約国は、また、人材の養成及び専門家の交流についての協力を促進する。

生物多様性条約 第十八条・5

締約国は、相互の合意を条件として、この条約の目的に関連のある技術の開発のための共同研究計画の作成及び合併事業の設立を促進する。

砂漠化対処条約 第二条・1

この条約は、影響を受ける地域における持続可能な開発の達成に貢献するため、アジェンダ21と適合する総合的な取組方法の枠組みの中で、国際的な協力及び連携の取決めによって支援されるすべての段階における効果的な行動により深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することを目的とする。

砂漠化対処条約 第二条・2

この目的の達成には、影響を受ける地域における土地の生産性の改善並びに土地及び水資源の回復、保全及び持続可能な管理に同時に視点をあてた長期的かつ総合的な戦略であって、特に地域社会の段階における生活条件の改善をもたらすものを必要とする。

砂漠化対処条約 第三条・c

締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するため、特に、次に掲げるところを指針とする。

(c) 締約国は、連携の精神をもって、影響を受ける地域における土地及び希少な水資源の性質及び価値へのより良い理解を確立し並びにこれらの持続可能な利用に向けて努力するために政府のすべての段階、地域社会、非政府機関及び土地所有者の間の協力を発展させるべきである。

砂漠化対処条約 第四条・2・d

締約国は、この条約の目的を達成するために次のことを行う。

(d) 砂漠化及び干ばつに関連する環境保護並びに土地及び水資源の保全の分野において影響を受ける国である締約国の間の協力を促進すること。

砂漠化対処条約 第十条・4

国家行動計画には、適当な場合には、各影響を受ける国である締約国に特有の事情及び要請を考慮の上、特に、影響を受ける地域において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することに関連し並びに住民に関連する次の優先される分野の一部又は全部における措置を含む。

貧困の撲滅及び食糧の安全保障の確保を目的とする計画を強化するための代替の生活手段の促進及び国の経済環境の改善、人口の移動、天然資源の持続可能な管理、持続可能な農業上の慣行、種々のエネルギー源の開発及び効率的利用、制度上の及び法的な枠組み、評価及び組織的観測の能力（水文学及び気象学に係る業務を含む。）の強化並びに能力育成、教育及び啓発

ラムサール条約 全文

ターゲット15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な管理の実施を促進し、森林破壊を阻止し、劣化した森林を回復しそして世界的な植林と森林再生を大幅に増やす
指標 15.2.1	持続可能な森林管理に向けた進展
背景	
およそ16億人が、森林に依存して生計を立てています。その中には、約7,000万人の先住民が含まれます。森林には陸生種の動植物と昆虫の80%以上が生息しています。	
法律文書	
市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約) 第一条・2	
すべて人民は、互惠の原則に基づく国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・1	
この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・2・b	
この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含	

む。

(b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十六条・1

先住民族は、自らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十六条・2

先住民族は、自らが、伝統的な所有権もしくはその他の伝統的な占有または使用により所有し、あるいはその他の方法で取得した土地や領域、資源を所有し、使用し、開発し、管理する権利を有する。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十九条・1

先住民族は、自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十九条・2

先住民族は、自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。

サンサルバドル議定書 第十一条・2

The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.

人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・1

すべての人は、到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利を有する。

人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・2

この憲章の締約国は、自国民の健康を保護するためおよび自国民が病時に医療を受けることを保障するために必要な措置を取る。

人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十一条・1

すべての国の人民は、その富および天然資源を自由に処分することができる。この権利は、ひとえに人民の利益のためにのみ行使される。人民は、いかなる場合にもこの権利を奪われることはない。

人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条

すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。

女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・1

Women shall have the right to live in a healthy and sustainable environment.

女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・2・c

States Parties shall take all appropriate measures to:

(c) protect and enable the development of women's indigenous knowledge systems;

気候変動枠組条約 第三条・3

締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための措置をとるに当たり、特に、次に掲げるところを指針とする。

(3) 締約国は、気候変動の原因を予測し、防止し又は最小限にするための予防措置をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、このような予防措置をとることを延期する理由とすべきではない。もっとも、気候変動に対処するための政策及び措置は、可能な限り最小の費用によって地球規模で利益がもたらされるように費用対効果の大きいものとするということについても考慮を払うべきである。このため、これらの政策及び措置は、社会経済状況の相違が考慮され、包括的なものであり、関連するすべての温室効果ガスの発生源、吸収源及び貯蔵庫並びに適応のための措置を網羅し、かつ、経済のすべての部門を含むべきである。気候変動に対処するための努力は、関心を有する締約国の協力によっても行われ得る。

気候変動枠組条約 第四条・1・d

すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。

(d) 温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の吸収源及び貯蔵庫（特に、バイオマス、森林、海その他陸上、沿岸及び海洋の生態系）の持続可能な管理を促進すること並びにこのような吸収源及び貯蔵庫の保全（適当な場合には強化）を促進し並びにこれらについて協力すること。

気候変動枠組条約 第四条・2・a

附属書1の締約国は、温室効果ガスの人為的な排出を抑制すること並びに温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫を保護し及び強化することによって気候変動を緩和するための自国の政策を採用し、これに沿った措置をとる（注）。これらの政策及び措置は、温室効果ガスの人為的な排出の長期的な傾向をこの条約の目的に沿って修正することについて、先進国が率先してこれを行っていることを示すこととなる。二酸化炭素その他の温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の人為的な排出の量を千九百九十年代の終わりまでに従前の水準に戻すことは、このような修正に寄与するものであることが認識される。また、附属書1の締約国の出発点、対処の方法、経済構造及び資源的基盤がそれぞれ異なるものであること、強力かつ持続可能な経済成長を維持する必要があること、利用可能な技術その他の個別の事情があること、並びにこれらの締約国がこの条約の目的のための世界的な努力に対して衡平かつ適当な貢献を行う必要があることについて、考慮が払われる。附属書1の締約国が、これらの政策及び措置を他の締約国と共同して実施すること並びに他の締約国によるこの条約の目的、特に、この(a)の規定の目的の達成への貢献について当該他の締約国を支援することもあり得る。注 これらの政策及び措置には、地域的な経済統合のための機関がとるものが含まれる。

パリ協定 第五条・1

締約国は、条約第四条(d)に規定する温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫（森林を含む）を保全し、及び適当な場合には強化するための行動をとるべきである。

パリ協定 第五条・2

締約国は、開発途上締約国における森林の減少及び劣化から生ずる排出の削減に関連する活動並びに開発途上締約国における保全、持続可能な森林経営及び森林の炭素蓄積の向上が果たす役割に関する政策上の取組及び積極的な奨励措置並びに総合的かつ持続可能な森林経営のための緩和及び適応の一体的な取組等の代替的な政策上の取組のための既存の枠組みであって、条約に基づいて既に合意され

た関連の指針及び決定に定めるものを、これらの取組に関連する非炭素の便益を適宜奨励することの重要性を再確認しつつ、実施し、及び支援する（成果に基づく支払により行うことを含む）ための行動をとることが奨励される。

パリ協定 第七条・5

締約国は、適応に関する行動が、影響を受けやすい集団、地域社会及び生態系を考慮に入れた上で、各国主導の、ジェンダーに配慮した、参加型の及び十分に透明性のある取組に従うべきであること並びに適宜適応を関連の社会経済及び環境に関する政策及び行動に組み入れるため、利用可能な最良の科学並びに適当な場合には伝統的な知識、先住民の知識及び現地の知識の体系に基づき、及び従うべきであることを確認する。

生物多様性条約 第六条

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。

(a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること。

(b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、関連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策にこれを組み入れること。

生物多様性条約 第七条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、特に次条から第十条までの規定を実施するため、次のことを行う。

(a) 附属書 I に列記する区分を考慮して、生物の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定すること。

(b) 生物の多様性の構成要素であって、緊急な保全措置を必要とするもの及び持続可能な利用に最大の可能性を有するものに特別な考慮を払いつつ、標本抽出その他の方法により、(a)の規定に従って特定される生物の多様性の構成要素を監視すること。

(c) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある作用及び活動の種類を特定し並びに標本抽出その他の方法によりそれらの影響を監視すること。

(d) (a)から(c)までの規定による特定及び監視の活動から得られる情報を何らかの仕組みによって維持し及び整理すること。

生物多様性条約 第八条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

(a) 保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域に関する制度を確立すること。

(b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること。

(c) 生物の多様性の保全のために重要な生物資源の保全及び持続可能な利用を確保するため、保護地域の内外を問わず、当該生物資源について規制を行い又は管理すること。

(d) 生態系及び自然の生息地の保護並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること。

(e) 保護地域における保護を補強するため、保護地域に隣接する地域における開発が環境上適正かつ持続可能なものとなることを促進すること。

(f) 特に、計画その他管理のための戦略の作成及び実施を通じ、劣化した生態系を修復し及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること。

(g) バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの）を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持

- すること。
- (h) 生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。
 - (i) 現在の利用が生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用と両立するために必要な条件を整えるよう努力すること。
 - (j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。
 - (k) 脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること。
 - (l) 前条の規定により生物の多様性に対し著しい悪影響があると認められる場合には、関係する作用及び活動の種類を規制し又は管理すること。
 - (m) (a)から(l)までに規定する生息域内保全のための財政的な支援その他の支援（特に開発途上国に対するもの）を行うことについて協力すること。

生物多様性条約 第九条

- 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、主として生息域内における措置を補完するため、次のことを行う。
- (a) 生物の多様性の構成要素の生息域外保全のための措置をとること。この措置は、生物の多様性の構成要素の原産国においてとることが望ましい。
 - (b) 植物、動物及び微生物の生息域外保全及び研究のための施設を設置し及び維持すること。その設置及び維持は、遺伝資源の原産国において行うことが望ましい。
 - (c) 脅威にさらされている種を回復し及びその機能を修復するため並びに当該種を適当な条件の下で自然の生息地に再導入するための措置をとること。
 - (d) (c)の規定により生息域外における特別な暫定的措置が必要とされる場合を除くほか、生態系及び生息域内における種の個体群を脅かさないようにするため、生息域外保全を目的とする自然の生息地からの生物資源の採取を規制し及び管理すること。
 - (e) (a)から(d)までに規定する生息域外保全のための財政的な支援その他の支援を行うことについて並びに開発途上国における生息域外保全のための施設の設置及び維持について協力すること。

生物多様性条約 第十条

- 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。
- (a) 生物資源の保全及び持続可能な利用についての考慮を自国の意思決定に組み入れること。
 - (b) 生物の多様性への悪影響を回避し又は最小にするため、生物資源の利用に関連する措置をとること。
 - (c) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。
 - (d) 生物の多様性が減少した地域の住民による修復のための作業の準備及び実施を支援すること。
 - (e) 生物資源の持続可能な利用のための方法の開発について、自国の政府機関と民間部門との間の協力を促進すること。

生物多様性条約 第十一条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、生物の多様性の構成要素の保全及び持続可能な利用を奨励することとなるような経済的及び社会的に健全な措置をとる。

生物多様性条約 第十二条

- 締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、次のことを行う。
- (a) 生物の多様性及びその構成要素の特定、保全及び持続可能な利用のための措置に関する科学的及び

技術的な教育訓練事業のための計画を作成し及び維持すること並びに開発途上国の特定のニーズに対応するためこのような教育及び訓練を支援すること。

(b) 特に科学上及び技術上の助言に関する補助機関の勧告により締約国会議が行う決定に従い、特に開発途上国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励すること。

(c) 第十六条、第十八条及び第二十条の規定の趣旨に沿い、生物資源の保全及び持続可能な利用のための方法の開発について、生物の多様性の研究における科学の進歩の利用を促進し及びそのような利用について協力すること。

生物多様性条約 第十三条

締約国は、次のことを行う。

(a) 生物の多様性の保全の重要性及びその保全に必要な措置についての理解、各種の情報伝達手段によるそのような理解の普及並びにこのような題材の教育事業の計画への導入を促進し及び奨励すること。

(b) 適当な場合には、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する教育啓発事業の計画の作成に当たり、他国及び国際機関と協力すること。

生物多様性条約 第十四条・1

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

(a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。

(b) 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するため、適当な措置を導入すること。

(c) 適宜、二国間の、地域的な又は多数国間の取極を締結することについて、これを促進することにより、自国の管轄又は管理の下における活動であって、他国における又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるものに関し、相互主義の原則に基づき、通報、情報の交換及び協議を行うことを促進すること。

(d) 自国の管轄又は管理の下で生ずる急迫した又は重大な危険又は損害が他国の管轄の下にある区域又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に及ぶ場合には、このような危険又は損害を受ける可能性のある国に直ちに通報すること及びこのような危険又は損害を防止し又は最小にするための行動を開始すること。

生物多様性条約 第十四条・2

締約国会議は、今後実施される研究を基礎として、生物の多様性の損害に対する責任及び救済（原状回復及び補償を含む）についての問題を検討する。ただし、当該責任が純粋に国内問題である場合を除く。

生物多様性条約 第十八条・1

締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する。

生物多様性条約 第十八条・2

締約国は、この条約の実施に当たり、特に自国の政策の立案及び実施を通じ、他の締約国（特に開発途上国）との技術上及び科学上の協力を促進する。この協力の促進に当たっては、人的資源の開発及び組織の整備という手段によって、各国の能力を開発し及び強化することに特別な考慮を払うべきである。

生物多様性条約 第十八条・3
締約国会議は、その第一回会合において、技術上及び科学上の協力を促進し及び円滑にするために情報の交換の仕組みを確立する方法について決定する。
生物多様性条約 第十八条・4
締約国は、この条約の目的を達成するため、自国の法令及び政策に従い、技術（原住民が有する技術及び伝統的な技術を含む。）の開発及び利用についての協力の方法を開発し並びにそのような協力を奨励する。このため、締約国は、また、人材の養成及び専門家の交流についての協力を促進する。
生物多様性条約 第十八条・5
締約国は、相互の合意を条件として、この条約の目的に関連のある技術の開発のための共同研究計画の作成及び合併事業の設立を促進する。
砂漠化対処条約 第二条・1
この条約は、影響を受ける地域における持続可能な開発の達成に貢献するため、アジェンダ二十一と適合する総合的な取組方法の枠組みの中で、国際的な協力及び連携の取決めによって支援されるすべての段階における効果的な行動により深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することを目的とする。
砂漠化対処条約 第二条・2
この目的の達成には、影響を受ける地域における土地の生産性の改善並びに土地及び水資源の回復、保全及び持続可能な管理に同時に視点をあてた長期的かつ総合的な戦略であって、特に地域社会の段階における生活条件の改善をもたらすものを必要とする。

ターゲット15.3	2030年までに、砂漠化と闘い、砂漠化、干ばつおよび洪水により影響された土地を含む、劣化した土地と土壌を回復し、そして土地劣化に加担しない世界を達成するよう努力する
指標15.3.1	土地の全面積に占める劣化した土地の割合
背景	
毎年、干ばつや砂漠化によって、穀物栽培で2,000万トンに相当する1,200万ヘクタールの農地（1分当たり23ヘクタール）が失われています。	
法律文書	
市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約) 第一条・2	
すべて人民は、互惠の原則に基づく国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・1	
この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有する	

ことを認める。
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・2・b
この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。 (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十六条・1
先住民族は、自らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する。
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十六条・2
先住民族は、自らが、伝統的な所有権もしくはその他の伝統的な占有または使用により所有し、あるいはその他の方法で取得した土地や領域、資源を所有し、使用し、開発し、管理する権利を有する。
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十九条・1
先住民族は、自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十九条・2
先住民族は、自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。
サンサルバドル議定書 第十一条・2
The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十一条・1
すべての国の人民は、その富および天然資源を自由に処分することができる。この権利は、ひとえに人民の利益のためにのみ行使される。人民は、いかなる場合にもこの権利を奪われることはない。
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十二条・2
国は、単独に、また共同して、発展の権利の行使を保障する責務を有する。
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条
すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・1
Women shall have the right to live in a healthy and sustainable environment.
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・2・c
States Parties shall take all appropriate measures to:

(c)protect and enable the development of women’s indigenous knowledge systems;

気候変動枠組条約 第三条・3

締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための措置をとるに当たり、特に、次に掲げるところを指針とする。
3 締約国は、気候変動の原因を予測し、防止し又は最小限にするための予防措置をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分にないことをもって、このような予防措置をとることを延期する理由とすべきではない。もっとも、気候変動に対処するための政策及び措置は、可能な限り最小の費用によって地球規模で利益がもたらされるように費用対効果の大きいものとすることについても考慮を払うべきである。このため、これらの政策及び措置は、社会経済状況の相違が考慮され、包括的なものであり、関連するすべての温室効果ガスの発生源、吸収源及び貯蔵庫並びに適応のための措置を網羅し、かつ、経済のすべての部門を含むべきである。気候変動に対処するための努力は、関心を有する締約国の協力によっても行われ得る。

気候変動枠組条約 第四条・1・d

すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。
(d) 温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の吸収源及び貯蔵庫（特に、バイオマス、森林、海その他陸上、沿岸及び海洋の生態系）の持続可能な管理を促進すること並びにこのような吸収源及び貯蔵庫の保全（適当な場合には強化）を促進し並びにこれらについて協力すること。

気候変動枠組条約 第四条・2・a

附属書1の締約国は、温室効果ガスの人為的な排出を抑制すること並びに温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫を保護し及び強化することによって気候変動を緩和するための自国の政策を採用し、これに沿った措置をとる(注)。これらの政策及び措置は、温室効果ガスの人為的な排出の長期的な傾向をこの条約の目的に沿って修正することについて、先進国が率先してこれを行っていることを示すこととなる。二酸化炭素その他の温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の人為的な排出の量を千九百九十年代の終わりまでに従前の水準に戻すことは、このような修正に寄与するものであることが認識される。また、附属書1の締約国の出発点、対処の方法、経済構造及び資源的基盤がそれぞれ異なるものであること、強力かつ持続可能な経済成長を維持する必要があること、利用可能な技術その他の個別の事情があること、並びにこれらの締約国がこの条約の目的のための世界的な努力に対して衡平かつ適当な貢献を行う必要があることについて、考慮が払われる。附属書1の締約国が、これらの政策及び措置を他の締約国と共同して実施すること並びに他の締約国によるこの条約の目的、特に、この(a)の規定の目的の達成への貢献について当該他の締約国を支援することもあり得る。注 これらの政策及び措置には、地域的な経済統合のための機関がとるものが含まれる。

ラムサール条約 全文

ターゲット15.4	2030 年までに、持続可能な開発に不可欠な便益を提供するその能力を高めるため、その生物多様性を含む、山地の生態系の保全を確実にする
指標 15.4.1	山地の生物多様性のために重要な場所に占める保護地区の範囲
指標 15.4.2	マウンテン・グリーン・カバー指数
背景	

確認されている8,300の動物種のうち、8%は絶滅し、22%が絶滅の危険にさらされています。

法律文書

市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約) 第一条・2

すべて人民は、互恵の原則に基づく国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・1

この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・2・b

この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。

(b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十六条・1

先住民族は、自らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十六条・2

先住民族は、自らが、伝統的な所有権もしくはその他の伝統的な占有または使用により所有し、あるいはその他の方法で取得した土地や領域、資源を所有し、使用し、開発し、管理する権利を有する。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十九条・1

先住民族は、自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十九条・2

先住民族は、自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。

サンサルバドル議定書 第十一条・2

The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.

人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・1

すべての人は、到達可能な最高水準の身体および精神の健康を享受する権利を有する。

人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第十六条・2

この憲章の締約国は、自国民の健康を保護するためおよび自国民が病時に医療を受けることを保障する

ために必要な措置を取る。
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十一条・1
すべての国の人民は、その富および天然資源を自由に処分することができる。この権利は、ひとえに人民の利益のためにのみ行使される。人民は、いかなる場合にもこの権利を奪われることはない。
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条
すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・1
Women shall have the right to live in a healthy and sustainable environment.
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・2・c
States Parties shall take all appropriate measures to: (c)protect and enable the development of women’s indigenous knowledge systems;
気候変動枠組条約 第三条・3
締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための措置をとるに当たり、特に、次に掲げるところを指針とする。 3 締約国は、気候変動の原因を予測し、防止し又は最小限にするための予防措置をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分でないことをもって、このような予防措置をとることを延期する理由とすべきではない。もっとも、気候変動に対処するための政策及び措置は、可能な限り最小の費用によって地球規模で利益がもたらされるように費用対効果の大きいものとするについても考慮を払うべきである。このため、これらの政策及び措置は、社会経済状況の相違が考慮され、包括的なものであり、関連するすべての温室効果ガスの発生源、吸収源及び貯蔵庫並びに適応のための措置を網羅し、かつ、経済のすべての部門を含むべきである。気候変動に対処するための努力は、関心を有する締約国の協力によっても行われ得る。
気候変動枠組条約 第四条・1・d
すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。 (d) 温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の吸収源及び貯蔵庫（特に、バイオマス、森林、海その他陸上、沿岸及び海洋の生態系）の持続可能な管理を促進すること並びにこのような吸収源及び貯蔵庫の保全（適当な場合には強化）を促進し並びにこれらについて協力すること。
気候変動枠組条約 第四条・2・a
附属書1の締約国は、温室効果ガスの人為的な排出を抑制すること並びに温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫を保護し及び強化することによって気候変動を緩和するための自国の政策を採用し、これに沿った措置をとる(注)。これらの政策及び措置は、温室効果ガスの人為的な排出の長期的な傾向をこの条約の目的に沿って修正することについて、先進国が率先してこれを行っていることを示すこととなる。二酸化炭素その他の温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の人為的な排出の量を千九百九十年代の終わりまでに従前の水準に戻すことは、このような修正に寄与するものであることが認識される。また、附属書1の締約国の出発点、対処の方法、経済構造及び資源的基盤がそれぞれ異なるものであること、強力かつ持続可能な経済成長を維持する必要があること、利用可能な技

術その他の個別の事情があること、並びにこれらの締約国がこの条約の目的のための世界的な努力に対して衡平かつ適当な貢献を行う必要があることについて、考慮が払われる。附属書1の締約国が、これらの政策及び措置を他の締約国と共同して実施すること並びに他の締約国によるこの条約の目的、特に、この(a)の規定の目的の達成への貢献について当該他の締約国を支援することもあり得る。注これらの政策及び措置には、地域的な経済統合のための機関がとるものが含まれる。

パリ協定 第五条・1

締約国は、条約第四条1(d)に規定する温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫(森林を含む。)を保全し、及び適当な場合には強化するための行動をとるべきである。

パリ協定 第五条・2

締約国は、開発途上締約国における森林の減少及び劣化から生ずる排出の削減に関連する活動並びに開発途上締約国における保全、持続可能な森林経営及び森林の炭素蓄積の向上が果たす役割に関する政策上の取組及び積極的な奨励措置並びに総合的かつ持続可能な森林経営のための緩和及び適応の一体的な取組等の代替的な政策上の取組のための既存の枠組みであって、条約に基づいて既に合意された関連の指針及び決定に定めるものを、これらの取組に関連する非炭素の便益を適宜奨励することの重要性を再確認しつつ、実施し、及び支援する(成果に基づく支払により行うことを含む。)ための行動をとることが奨励される。

パリ協定 第七条・5

締約国は、適応に関する行動が、影響を受けやすい集団、地域社会及び生態系を考慮に入れた上で、各国主導の、ジェンダーに配慮した、参加型の及び十分に透明性のある取組に従うべきであること並びに適宜適応に関連の社会経済及び環境に関する政策及び行動に組み入れるため、利用可能な最良の科学並びに適当な場合には伝統的な知識、先住民の知識及び現地の知識の体系に基づき、及び従うべきであることを確認する。

生物多様性条約 第六条

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。

(a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること。

(b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、関連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策にこれを組み入れること。

生物多様性条約 第七条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、特に次条から第十条までの規定を実施するため、次のことを行う。

(a) 附属書 I に列記する区分を考慮して、生物の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定すること。

(b) 生物の多様性の構成要素であって、緊急な保全措置を必要とするもの及び持続可能な利用に最大の可能性を有するものに特別な考慮を払いつつ、標本抽出その他の方法により、(a)の規定に従って特定される生物の多様性の構成要素を監視すること。

(c) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある作用及び活動の種類を特定し並びに標本抽出その他の方法によりそれらの影響を監視すること。

(d) (a)から(c)までの規定による特定及び監視の活動から得られる情報を何らかの仕組みによって維持し及び整理すること。

生物多様性条約 第八条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

- (a) 保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域に関する制度を確立すること。
- (b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること。
- (c) 生物の多様性の保全のために重要な生物資源の保全及び持続可能な利用を確保するため、保護地域の内外を問わず、当該生物資源について規制を行い又は管理すること。
- (d) 生態系及び自然の生息地の保護並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること。
- (e) 保護地域における保護を補強するため、保護地域に隣接する地域における開発が環境上適正かつ持続可能なものとなることを促進すること。
- (f) 特に、計画その他管理のための戦略の作成及び実施を通じ、劣化した生態系を修復し及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること。
- (g) バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの）を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること。
- (h) 生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。
- (i) 現在の利用が生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用と両立するために必要な条件を整えるよう努力すること。
- (j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。
- (k) 脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること。
- (l) 前条の規定により生物の多様性に対し著しい悪影響があると認められる場合には、関係する作用及び活動の種類を規制し又は管理すること。
- (m) (a)から(l)までに規定する生息域内保全のための財政的な支援その他の支援(特に開発途上国に対するもの)を行うことについて協力すること。

生物多様性条約 第九条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、主として生息域内における措置を補完するため、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性の構成要素の生息域外保全のための措置をとること。この措置は、生物の多様性の構成要素の原産国においてとることが望ましい。
- (b) 植物、動物及び微生物の生息域外保全及び研究のための施設を設置し及び維持すること。その設置及び維持は、遺伝資源の原産国において行うことが望ましい。
- (c) 脅威にさらされている種を回復し及びその機能を修復するため並びに当該種を適当な条件の下で自然の生息地に再導入するための措置をとること。
- (d) (c)の規定により生息域外における特別な暫定的措置が必要とされる場合を除くほか、生態系及び生息域内における種の個体群を脅かさないようにするため、生息域外保全を目的とする自然の生息地からの生物資源の採取を規制し及び管理すること。
- (e) (a)から(d)までに規定する生息域外保全のための財政的な支援その他の支援を行うことについて並びに開発途上国における生息域外保全のための施設の設置及び維持について協力すること。

生物多様性条約 第十条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

- (a) 生物資源の保全及び持続可能な利用についての考慮を自国の意思決定に組み入れること。
- (b) 生物の多様性への悪影響を回避し又は最小にするため、生物資源の利用に関連する措置をとること。

と。
(c) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。
(d) 生物の多様性が減少した地域の住民による修復のための作業の準備及び実施を支援すること。
(e) 生物資源の持続可能な利用のための方法の開発について、自国の政府機関と民間部門との間の協力を促進すること。

生物多様性条約 第十一条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、生物の多様性の構成要素の保全及び持続可能な利用を奨励することとなるような経済的及び社会的に健全な措置をとる。

生物多様性条約 第十二条

締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、次のことを行う。
(a) 生物の多様性及びその構成要素の特定、保全及び持続可能な利用のための措置に関する科学的及び技術的な教育訓練事業のための計画を作成し及び維持すること並びに開発途上国の特定のニーズに対応するためこのような教育及び訓練を支援すること。
(b) 特に科学上及び技術上の助言に関する補助機関の勧告により締約国会議が行う決定に従い、特に開発途上国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励すること。
(c) 第十六条、第十八条及び第二十条の規定の趣旨に沿い、生物資源の保全及び持続可能な利用のための方法の開発について、生物の多様性の研究における科学の進歩の利用を促進し及びそのような利用について協力すること。

生物多様性条約 第十四条・1

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。
(a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。
(b) 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するため、適当な措置を導入すること。
(c) 適宜、二国間の、地域的な又は多数国間の取極を締結することについて、これを促進することにより、自国の管轄又は管理の下における活動であって、他国における又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるものに関し、相互主義の原則に基づき、通報、情報の交換及び協議を行うことを促進すること。
(d) 自国の管轄又は管理の下で生ずる急迫した又は重大な危険又は損害が他国の管轄の下にある区域又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に及ぶ場合には、このような危険又は損害を受ける可能性のある国に直ちに通報すること及びこのような危険又は損害を防止し又は最小にするための行動を開始すること。

生物多様性条約 第十四条・2

締約国会議は、今後実施される研究を基礎として、生物の多様性の損害に対する責任及び救済（原状回復及び補償を含む）についての問題を検討する。ただし、当該責任が純粋に国内問題である場合を除く。

生物多様性条約 第十八条・1

締約国は、必要な場合には適当な国際機関及び国内の機関を通じ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進する。

生物多様性条約 第十八条・2

締約国は、この条約の実施に当たり、特に自国の政策の立案及び実施を通じ、他の締約国(特に開発途上国)との技術上及び科学上の協力を促進する。この協力の促進に当たっては、人的資源の開発及び組織の整備という手段によって、各国の能力を開発し及び強化することに特別の考慮を払うべきである。

生物多様性条約 第十八条・3

締約国会議は、その第一回会合において、技術上及び科学上の協力を促進し及び円滑にするために情報の交換の仕組みを確立する方法について決定する。

生物多様性条約 第十八条・4

締約国は、この条約の目的を達成するため、自国の法令及び政策に従い、技術(原住民が有する技術及び伝統的な技術を含む。)の開発及び利用についての協力の方法を開発し並びにそのような協力を奨励する。このため、締約国は、また、人材の養成及び専門家の交流についての協力を促進する。

生物多様性条約 第十八条・5

締約国は、相互の合意を条件として、この条約の目的に関連のある技術の開発のための共同研究計画の作成及び合併事業の設立を促進する。

砂漠化対処条約 第二条・1

この条約は、影響を受ける地域における持続可能な開発の達成に貢献するため、アジェンダ二十一と適合する総合的な取組方法の枠組みの中で、国際的な協力及び連携の取決めによって支援されるすべての段階における効果的な行動により深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することを目的とする。

砂漠化対処条約 第二条・2

この目的の達成には、影響を受ける地域における土地の生産性の改善並びに土地及び水資源の回復、保全及び持続可能な管理に同時に視点をあてた長期的かつ総合的な戦略であって、特に地域社会の段階における生活条件の改善をもたらすものを必要とする。

ターゲット15.5	自然生息地の劣化を減少させ、生物多様性の損失を停止させ、そして 2020 年までに絶滅危惧種を保護しまた防止するための緊急且つ意義深い行動を取る
指標15.5.1	レッド・リスト指数
背景	
確認されている8,300の動物種のうち、8%は絶滅し、22%が絶滅の危険にさらされています。	
法律文書	
市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約) 第一条・2	
すべて人民は、互惠の原則に基づく国際的経済協力から生ずる義務及び国際法上の義務に違反しない限り、自己のためにその天然の富及び資源を自由に処分することができる。人民は、いかなる場合にも、その生存のための手段を奪われることはない。	

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・1
この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十二条・2・b
この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。 (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十六条・1
先住民族は、自らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する。
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十六条・2
先住民族は、自らが、伝統的な所有権もしくはその他の伝統的な占有または使用により所有し、あるいはその他の方法で取得した土地や領域、資源を所有し、使用し、開発し、管理する権利を有する。
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十九条・1
先住民族は、自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十九条・2
先住民族は、自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。
サンサルバドル議定書 第十一条・2
The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十一条・1
すべての国の人民は、その富および天然資源を自由に処分することができる。この権利は、ひとえに人民の利益のためにのみ行使される。人民は、いかなる場合にもこの権利を奪われることはない。
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十二条・2
国は、単独に、また共同して、発展の権利の行使を保障する責務を有する。
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条
すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・1
Women shall have the right to live in a healthy and sustainable environment.

女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・2・c

States Parties shall take all appropriate measures to:
(c) protect and enable the development of women's indigenous knowledge systems;

生物多様性条約 第六条

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。
(a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること。
(b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、関連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策にこれを組み入れること。

生物多様性条約 第七条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、特に次条から第十条までの規定を実施するため、次のことを行う。
(a) 附属書 I に列記する区分を考慮して、生物の多様性の構成要素であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定すること。
(b) 生物の多様性の構成要素であって、緊急な保全措置を必要とするもの及び持続可能な利用に最大の可能性を有するものに特別の考慮を払いつつ、標本抽出その他の方法により、(a)の規定に従って特定される生物の多様性の構成要素を監視すること。
(c) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある作用及び活動の種類を特定し並びに標本抽出その他の方法によりそれらの影響を監視すること。
(d) (a)から(c)までの規定による特定及び監視の活動から得られる情報を何らかの仕組みによって維持し及び整理すること。

生物多様性条約 第八条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。
(a) 保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域に関する制度を確立すること。
(b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること。
(c) 生物の多様性の保全のために重要な生物資源の保全及び持続可能な利用を確保するため、保護地域の内外を問わず、当該生物資源について規制を行い又は管理すること。
(d) 生態系及び自然の生息地の保護並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること。
(e) 保護地域における保護を補強するため、保護地域に隣接する地域における開発が環境上適正かつ持続可能なものとなることを促進すること。
(f) 特に、計画その他管理のための戦略の作成及び実施を通じ、劣化した生態系を修復し及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること。
(g) バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの）を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること。
(h) 生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。
(i) 現在の利用が生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用と両立するために必要な条件を整えるよう努力すること。
(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような

知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

(k) 脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること。

(l) 前条の規定により生物の多様性に対し著しい悪影響があると認められる場合には、関係する作用及び活動の種類を規制し又は管理すること。

(m) (a)から(l)までに規定する生息域内保全のための財政的な支援その他の支援（特に開発途上国に対するもの）を行うことについて協力すること。

生物多様性条約 第九条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、主として生息域内における措置を補完するため、次のことを行う。

(a) 生物の多様性の構成要素の生息域外保全のための措置をとること。この措置は、生物の多様性の構成要素の原産国においてとることが望ましい。

(b) 植物、動物及び微生物の生息域外保全及び研究のための施設を設置し及び維持すること。その設置及び維持は、遺伝資源の原産国において行うことが望ましい。

(c) 脅威にさらされている種を回復し及びその機能を修復するため並びに当該種を適当な条件の下で自然の生息地に再導入するための措置をとること。

(d) (c)の規定により生息域外における特別な暫定的措置が必要とされる場合を除くほか、生態系及び生息域内における種の個体群を脅かさないようにするため、生息域外保全を目的とする自然の生息地からの生物資源の採取を規制し及び管理すること。

(e) (a)から(d)までに規定する生息域外保全のための財政的な支援その他の支援を行うことについて並びに開発途上国における生息域外保全のための施設の設置及び維持について協力すること。

生物多様性条約 第十条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

(a) 生物資源の保全及び持続可能な利用についての考慮を自国の意思決定に組み入れること。

(b) 生物の多様性への悪影響を回避し又は最小にするため、生物資源の利用に関連する措置をとること。

(c) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。

(d) 生物の多様性が減少した地域の住民による修復のための作業の準備及び実施を支援すること。

(e) 生物資源の持続可能な利用のための方法の開発について、自国の政府機関と民間部門との間の協力を促進すること。

生物多様性条約 第十一条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、生物の多様性の構成要素の保全及び持続可能な利用を奨励することとなるような経済的及び社会的に健全な措置をとる。

生物多様性条約 第十二条

締約国は、開発途上国の特別のニーズを考慮して、次のことを行う。

(a) 生物の多様性及びその構成要素の特定、保全及び持続可能な利用のための措置に関する科学的及び技術的な教育訓練事業のための計画を作成し及び維持すること並びに開発途上国の特定のニーズに対応するためこのような教育及び訓練を支援すること。

(b) 特に科学上及び技術上の助言に関する補助機関の勧告により締約国会議が行う決定に従い、特に開発途上国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励すること。

(c) 第十六条、第十八条及び第二十条の規定の趣旨に沿い、生物資源の保全及び持続可能な利用のための方法の開発について、生物の多様性の研究における科学の進歩の利用を促進し及びそのような利用について協力すること。

生物多様性条約 第十四条・1

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。
- (b) 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するため、適当な措置を導入すること。
- (c) 適宜、二国間の、地域的な又は多数国間の取極を締結することについて、これを促進することにより、自国の管轄又は管理の下における活動であって、他国における又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるものに関し、相互主義の原則に基づき、通報、情報の交換及び協議を行うことを促進すること。
- (d) 自国の管轄又は管理の下で生ずる急迫した又は重大な危険又は損害が他国の管轄の下にある区域又はいずれの国の管轄にも属さない区域における生物の多様性に及ぶ場合には、このような危険又は損害を受ける可能性のある国に直ちに通報すること及びこのような危険又は損害を防止し又は最小にするための行動を開始すること。

生物多様性条約 第十四条・2

締約国会議は、今後実施される研究を基礎として、生物の多様性の損害に対する責任及び救済（原状回復及び補償を含む）についての問題を検討する。ただし、当該責任が純粋に国内問題である場合を除く。

砂漠化対処条約 第二条・1

この条約は、影響を受ける地域における持続可能な開発の達成に貢献するため、アジェンダ二十一と適合する総合的な取組方法の枠組みの中で、国際的な協力及び連携の取決めによって支援されるすべての段階における効果的な行動により深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することを目的とする。

砂漠化対処条約 第二条・2

この目的の達成には、影響を受ける地域における土地の生産性の改善並びに土地及び水資源の回復、保全及び持続可能な管理に同時に視点をあてた長期的かつ総合的な戦略であって、特に地域社会の段階における生活条件の改善をもたらすものを必要とする。

砂漠化対処条約 第三条・c

締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するため、特に、次に掲げるところを指針とする。

- (c) 締約国は、連携の精神をもって、影響を受ける地域における土地及び希少な水資源の性質及び価値へのより良い理解を確立し並びにこれらの持続可能な利用に向けて努力するために政府のすべての段階、地域社会、非政府機関及び土地所有者の間の協力を発展させるべきである。

砂漠化対処条約 第四条・2・d

締約国は、この条約の目的を達成するために次のことを行う。

- (d) 砂漠化及び干ばつに関連する環境保護並びに土地及び水資源の保全の分野において影響を受ける国である締約国間の協力を促進すること。

砂漠化対処条約 第八条・1

締約国は、自国が他の関連する国際協定(特に気候変動に関する国際連合枠組条約及び生物の多様性に

関する条約)の締約国である場合には、努力の重複を避けつつ、協定に基づく活動から最大の利益が得られるよう当該国際協定に基づいて行われる活動の調整を奨励する。締約国は、これらの活動が関連する協定の目的の達成に寄与する場合には、特に研究、訓練、組織的観測並びに情報の収集及び交換の分野において共同計画を実施することを奨励する。

砂漠化対処条約 第十条・4

国家行動計画には、適当な場合には、各影響を受ける国である締約国に特有の事情及び要請を考慮の上、特に、影響を受ける地域において砂漠化に対処し及び干ばつの影響を緩和することに関連し並びに住民に関連する次の優先される分野の一部又は全部における措置を含む。
 貧困の撲滅及び食糧の安全保障の確保を目的とする計画を強化するための代替の生活手段の促進及び国の経済環境の改善、人口の移動、天然資源の持続可能な管理、持続可能な農業上の慣行、種々のエネルギー源の開発及び効率的利用、制度上の及び法的な枠組み、評価及び組織的観測の能力(水文学及び気象学に係る業務を含む。)の強化並びに能力育成、教育及び啓発

ラムサール条約 第三条・1

締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。

ラムサール条約 第四条・1

各締約国は、湿地が登録簿に掲げられているかどうかにかかわらず、湿地に自然保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進し、かつ、その自然保護区の監視を十分に行う。

ラムサール条約 第四条・2

締約国は、登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し又は縮小する場合には、できる限り湿地資源の喪失を補うべきであり、特に、同一の又は他の地域において水鳥の従前の生息地に相当する生息地を維持するために、新たな自然保護区を創設すべきである。

ラムサール条約 第四条・3

締約国は、湿地及びその動植物に関する研究並びに湿地及びその動植物に関する資料及び刊行物の交換を奨励する。

ラムサール条約 第四条・4

締約国は、湿地の管理により、適当な湿地における水鳥の数を増加させるよう努める。

ラムサール条約 第四条・5

締約国は、湿地の研究、管理及び監視について能力を有する者の訓練を促進する。

<p>ターゲット15.6</p>	<p>国際的に合意されたように、遺伝資源の利用から生じる利益の公正且つ衡平な配分を促進し、そのような資源への適切なアクセスを促進する</p>
<p>指標15.6.1</p>	<p>利益の公正且つ衡平な配分を確保するための法的、行政的および政策的枠組を採用している国の数</p>
<p>背景</p>	

世界中の人が平均的日本人と同じように生活すると、2.3個の地球が必要になる。

法律文書

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・1・b

この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。
(b) 科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・4

この規約の締約国は、科学及び文化の分野における国際的な連絡及び協力を奨励し及び発展させることによって得られる利益を認める。

先住民族の権利に関する国際連合宣言 第三十一条・1

先住民族は、人的・遺伝的資源、種子、薬、動物相・植物相の特性についての知識、口承伝統、文学、意匠、スポーツおよび伝統的競技、ならびに視覚芸術および舞台芸術を含む、自らの文化遺産および伝統的文化表現ならびに科学、技術、および文化的表現を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。先住民族はまた、このような文化遺産、伝統的知識、伝統的文化表現に関する自らの知的財産を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。

名古屋議定書 第一条

この議定書は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分し、これによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的とする。

米州人権条約 第二十六条

当事国は、国内的に且つ国際協力、特に経済的及び技術的性質を有するものを通して、立法もしくは他の適切な手段によって、ブエノス・アイレス議定書により改定された米州機構憲章に規定されている経済的、社会的、教育的、科学的及び文化的標内に黙示されている諸権利の完全な実現を漸進的に達成する目的を持つ措置をとることを約束する。

サンサルバドル議定書 第十一条・2

The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.

人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十一条・1

すべての国の人民は、その富および天然資源を自由に処分することができる。この権利は、ひとえに人民の利益のためにのみ行使される。人民は、いかなる場合にもこの権利を奪われることはない。

人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条

すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。

女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・2・(a,c)

States Parties shall take all appropriate measures to:
(a) ensure greater participation of women in the planning, management and preservation of the environment and the sustainable use of natural resources at all levels;
(c) protect and enable the development of women's indigenous knowledge systems;

生物多様性条約 第十五条・1
各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。
生物多様性条約 第十五条・2
締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。
生物多様性条約 第十五条・3
この条約の適用上、締約国が提供する遺伝資源でこの条、次条及び第十九条に規定するものは、当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国が提供するものに限る
生物多様性条約 第十五条・4
取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件で、かつ、この条の規定に従ってこれを提供する。
生物多様性条約 第十五条・5
遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。
生物多様性条約 第十五条・6
締約国は、他の締約国が提供する遺伝資源を基礎とする科学研究について、当該他の締約国の十分な参加を得て及び可能な場合には当該他の締約国において、これを準備し及び実施するよう努力する。
生物多様性条約 第十五条・7
締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、次条及び第十九条の規定に従い、必要な場合には第二十条及び第二十一条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

ターゲット15.7	保護対象の動植物種の密猟や取引を終わらせるための緊急行動を取りそして違法な野生生物製品の需要と供給の両方に対処する
指標:15.7.1	密猟されたかまたは違法に売買された野生生物の割合
背景	
確認されている8,300の動物種のうち、8%は絶滅し、22%が絶滅の危険にさらされています。	
法律文書	
サンサルバドル議定書 第十一条・2	

The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.	
生物多様性条約 第五条	
締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、可能な限り、かつ、適当な場合には、直接に又は適当なときは能力を有する国際機関を通じ、いずれの国の管轄にも属さない区域その他相互に関心を有する事項について他の締約国と協力する。	
生物多様性条約 第八条・(a, b, d, f, k)	
締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。 (a) 保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域に関する制度を確立すること。 (b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること。 (d) 生態系及び自然の生息地の保護並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること。 (f) 特に、計画その他管理のための戦略の作成及び実施を通じ、劣化した生態系を修復し及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること。 (k) 脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること。	
ラムサール条約 第四条・1	
各締約国は、湿地が登録簿に掲げられているかどうかにかかわらず、湿地に自然保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進し、かつ、その自然保護区の監視を十分に行う。	

ターゲット15.8	2020年までに、侵略的な外来種の侵入を防止し陸上のまた水の生態系へのこれらの種の影響を大幅に減少させるための措置を導入し、そして優先種を調整するかまたは根絶する
指標15.8.1	関連する国内法令を採択しそして侵略的な外来種の防止または制御に適切に資源を提供している国の割合
背景	
確認されている8,300の動物種のうち、8%は絶滅し、22%が絶滅の危険にさらされています。	
法律文書	
サンサルバドル議定書 第十一条・2	
The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.	
生物多様性条約 第八条・(g, h)	
締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。 (g) バイオテクノロジーにより改変された生物であって環境上の悪影響（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対して及び得るもの）を与えるおそれのあるものの利用及び放出に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること。	

(h) 生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。

ラムサール条約 第三条・1

締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。

ターゲット15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画立案、開発プロセス、貧困削減戦略および会計に組み入れる
指標 15.9.1	生物多様性戦略計画 2011-2020 の生物多様性愛知目標2に従って制定された国の目標に向けた進展
背景	
確認されている8,300の動物種のうち、8%は絶滅し、22%が絶滅の危険にさらされています。	
法律文書	
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十二條・2	
国は、単独に、また共同して、発展の権利の行使を保障する責務を有する。	
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四條	
すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。	
生物多様性条約 第六條	
締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。 (a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること。 (b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、関連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策にこれを組み入れること。	
生物多様性条約 第十條・a	
締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。 (a) 生物資源の保全及び持続可能な利用についての考慮を自国の意思決定に組み入れること。	
生物多様性条約 第十四條・1・(a, b)	
締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。 (a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。 (b) 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するため、適当な措置を導入すること。	

砂漠化対処条約 第八条・1

締約国は、自国が他の関連する国際協定(特に気候変動に関する国際連合枠組条約及び生物の多様性に関する条約)の締約国である場合には、努力の重複を避けつつ、協定に基づく活動から最大の利益が得られるよう当該国際協定に基づいて行われる活動の調整を奨励する。締約国は、これらの活動が関連する協定の目的の達成に寄与する場合には、特に研究、訓練、組織的観測並びに情報の収集及び交換の分野において共同計画を実施することを奨励する。

ラムサール条約 第三条・1

締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。

ターゲット15.a	生物多様性と生態系を保全しそして持続的に利用するために、あらゆる資源からの財政的資源を動員しそして大幅に増加する
指標 15.a.1	生物多様性と生態系の保全と持続可能な利用に関する政府開発援助と公的支出
背景	
確認されている8,300の動物種のうち、8%は絶滅し、22%が絶滅の危険にさらされています。	
法律文書	
世界人権宣言 第二十七条・1	
すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。	
世界人権宣言 第二十八条	
すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第二条・1	
この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十一条・1	
この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。	
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・1・b	

<p>この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。 (b) 科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利</p>
<p>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・2</p>
<p>この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、科学及び文化の保存、発展及び普及に必要な措置を含む。</p>
<p>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・3</p>
<p>この規約の締約国は、科学研究及び創作活動に不可欠な自由を尊重することを約束する。</p>
<p>経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・4</p>
<p>この規約の締約国は、科学及び文化の分野における国際的な連絡及び協力を奨励し及び発展させることによって得られる利益を認める。</p>
<p>先住民族の権利に関する国際連合宣言 第三十九条</p>
<p>先住民族は、本宣言に掲げる権利の享受のために、国家からおよび国際協力を通じての資金のおよび技術的な援助を利用する権利を有する。</p>
<p>サンサルバドル議定書 第十一条・2</p>
<p>The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.</p>
<p>人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十二條・2</p>
<p>国は、単独に、また共同して、発展の権利の行使を保障する責務を有する。</p>
<p>人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四條</p>
<p>すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。</p>
<p>女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八條・2・a</p>
<p>States Parties shall take all appropriate measures to: (a) ensure greater participation of women in the planning, management and preservation of the environment and the sustainable use of natural resources at all levels;</p>
<p>女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第二十六條・2</p>
<p>States Parties undertake to adopt all necessary measures and in particular shall provide budgetary and other resources for the full and effective implementation of the rights herein recognised</p>
<p>生物多様性条約 第二十条・1</p>
<p>締約国は、その能力に応じ、自国の計画及び優先度に従い、この条約の目的を達成するための各国の活動に関して財政的に支援し及び奨励することを約束する。</p>
<p>生物多様性条約 第二十条・2</p>
<p>先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担すること及びこの条約の適用から利益を得ることを可能にするため、新規</p>

のかつ追加的な資金を供与する。その増加費用は、締約国会議が立案する政策、戦略、計画の優先度、適格性の基準及び増加費用の一覧表に従い、開発途上締約国と次条に規定する制度的組織との間で合意される。先進締約国以外の締約国（市場経済への移行の過程にある国を含む。）は、先進締約国の義務を任意に負うことができる。この条の規定の適用のため、締約国会議は、その第一回会合において、先進締約国及び先進締約国の義務を任意に負うその他の締約国の一覧表を作成する。締約国会議は、定期的に当該一覧表を検討し、必要に応じて改正する。その他の国及び資金源からの任意の拠出も勧奨される。これらの約束は、資金の妥当性、予測可能性及び即応性が必要であること並びに当該一覧表に掲げる拠出締約国の間の責任分担が重要であることを考慮して履行する。

生物多様性条約 第二十条・3

先進締約国は、また、二国間の及び地域的その他の多数国間の経路を通じて、この条約の実施に関連する資金を供与することができるものとし、開発途上締約国は、これを利用することができる。

生物多様性条約 第二十条・4

開発途上締約国によるこの条約に基づく約束の効果的な履行の程度は、先進締約国によるこの条約に基づく資金及び技術の移転に関する約束の効果的な履行に依存しており、経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上締約国にとって最優先の事項であるという事実が十分に考慮される。

生物多様性条約 第二十条・5

締約国は、資金供与及び技術の移転に関する行動をとるに当たり、後発開発途上国の特定のニーズ及び特別な状況を十分に考慮に入れる。

生物多様性条約 第二十条・6

締約国は、開発途上締約国（特に島嶼（しょ）国）における生物の多様性への依存並びに生物の多様性の分布及び所在から生ずる特別な事情も考慮に入れる。

生物多様性条約 第二十条・7

開発途上国（特に、環境上最も害を受けやすいもの、例えば、乾燥地帯、半乾燥地帯、沿岸地域及び山岳地域を有するもの）の特別な状況も考慮に入れる。

生物多様性条約 第二十一条・1

この条約の目的のため、贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設けるものとし、その制度の基本的な事項は、この条に定める。この条約の目的のため、当該制度は、締約国会議の管理及び指導の下に機能し、締約国会議に対して責任を負う。当該制度は、締約国会議がその第一回会合において決定する制度的組織によって運営する。この条約の目的のため、締約国会議は、第一文の資金の利用(その機会の提供を含む。))についての政策、戦略、計画の優先度及び適格性の基準を決定する。拠出については、締約国会議が定期的に決定する必要な資金の額に基づき、前条に規定する資金の予測可能性、妥当性及び即応性が必要であること並びに同条2に規定する一覧表に掲げる拠出締約国の間の責任分担が重要であることを考慮に入れる。先進締約国その他の国及び資金源から任意の拠出を行うこともできる。当該制度は、民主的で透明な管理の仕組みの下で運営する。

生物多様性条約 第二十一条・2

締約国会議は、この条約の目的を達成するため、その第一回会合において、資金の利用(その機会の提供を含む。))についての政策、戦略及び計画の優先度並びに適格性の詳細な基準及び指針に関する決定(資金の利用を定期的に監視し及び評価することについてのものを含む。))を行う。締約国会議は、資金供与の制度の運営を委託された制度的組織との協議の後、1の規定を実施するための取決めを決定す

る。

生物多様性条約 第二十一条・4

締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための資金を供与するため、既存の資金供与の制度を強化することについて検討する。

ターゲット15.b	保全と森林再生のためのものを含めて、持続可能な森林経営を先に進めるため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営に資金を供した開発途上国に対する適切な誘因を提供するため相当な資源を動員する
指標 15.b.1	生物多様性と生態系の保全と持続可能な利用に関する政府開発援助と公的支出

背景

内閣府の調査によると「生物多様性」という言葉の認知度は平成24年の55.7%から平成26年には46.7%まで低下している。

法律文書

世界人権宣言 第二十七条・1

すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

世界人権宣言 第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第二条・1

この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十一条・1

この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・1・b

この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。
(b) 科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・2

この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、科学及び文化の保存、発展及び普及に必要な措置を含む。
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・3
この規約の締約国は、科学研究及び創作活動に不可欠な自由を尊重することを約束する。
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約) 第十五条・4
この規約の締約国は、科学及び文化の分野における国際的な連絡及び協力を奨励し及び発展させることによって得られる利益を認める。
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第三十九条
先住民族は、本宣言に掲げる権利の享受のために、国家からおよび国際協力を通じての資金的および技術的な援助を利用する権利を有する。
サンサルバドル議定書 第十一条・2
The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十二條・2
国は、単独に、また共同して、発展の権利の行使を保障する責務を有する。
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四条
すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八条・2・a
States Parties shall take all appropriate measures to: (a) ensure greater participation of women in the planning, management and preservation of the environment and the sustainable use of natural resources at all levels;
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第二十六条・2
States Parties undertake to adopt all necessary measures and in particular shall provide budgetary and other resources for the full and effective implementation of the rights herein recognised
気候変動枠組条約 第四条・1・d
すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮して、次のことを行う。 (d) 温室効果ガス（モントリオール議定書によって規制されているものを除く。）の吸収源及び貯蔵庫（特に、バイオマス、森林、海その他陸上、沿岸及び海洋の生態系）の持続可能な管理を促進すること並びにこのような吸収源及び貯蔵庫の保全（適当な場合には強化）を促進し並びにこれらについて協力すること。
パリ協定 第五条・1
締約国は、条約第四条1(d)に規定する温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫(森林を含む。)を保全し、及び適当な場合には強化するための行動をとるべきである。

生物多様性条約 第二十条・1

締約国は、その能力に応じ、自国の計画及び優先度に従い、この条約の目的を達成するための各国の活動に関して財政的に支援し及び奨励することを約束する。

生物多様性条約 第二十条・2

先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を負担すること及びこの条約の適用から利益を得ることを可能にするため、新規のかつ追加的な資金を供与する。その増加費用は、締約国会議が立案する政策、戦略、計画の優先度、適格性の基準及び増加費用の一覧表に従い、開発途上締約国と次条に規定する制度的組織との間で合意される。先進締約国以外の締約国(市場経済への移行の過程にある国を含む。)は、先進締約国の義務を任意に負うことができる。この条の規定の適用のため、締約国会議は、その第一回会合において、先進締約国及び先進締約国の義務を任意に負うその他の締約国の一覧表を作成する。締約国会議は、定期的に当該一覧表を検討し、必要に応じて改正する。その他の国及び資金源からの任意の拠出も勧奨される。これらの約束は、資金の妥当性、予測可能性及び即応性が必要であること並びに当該一覧表に掲げる拠出締約国の間の責任分担が重要であることを考慮して履行する。

生物多様性条約 第二十条・3

先進締約国は、また、二国間の及び地域的その他の多数国間の経路を通じて、この条約の実施に関連する資金を供与することができるものとし、開発途上締約国は、これを利用することができる。

生物多様性条約 第二十条・4

開発途上締約国によるこの条約に基づく約束の効果的な履行の程度は、先進締約国によるこの条約に基づく資金及び技術の移転に関する約束の効果的な履行に依存しており、経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上締約国にとって最優先の事項であるという事実が十分に考慮される。

生物多様性条約 第二十条・5

締約国は、資金供与及び技術の移転に関する行動をとるに当たり、後発開発途上国の特定のニーズ及び特別な状況を十分に考慮に入れる。

生物多様性条約 第二十条・6

締約国は、開発途上締約国(特に島嶼(しょ)国)における生物の多様性への依存並びに生物の多様性の分布及び所在から生ずる特別な事情も考慮に入れる。

生物多様性条約 第二十条・7

開発途上国(特に、環境上最も害を受けやすいもの、例えば、乾燥地帯、半乾燥地帯、沿岸地域及び山岳地域を有するもの)の特別な状況も考慮に入れる。

生物多様性条約 第二十一条・1

この条約の目的のため、贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設けるものとし、その制度の基本的な事項は、この条に定める。この条約の目的のため、当該制度は、締約国会議の管理及び指導の下に機能し、締約国会議に対して責任を負う。当該制度は、締約国会議がその第一回会合において決定する制度的組織によって運営する。この条約の目的のため、締約国会議は、第一文の資金の利用(その機会の提供を含む。)についての政策、戦略、計画の優先度及び適格性の基準を決定する。拠出については、締約国会議が定期的に決定する必要な資金の額に基づき、前条に規定する資金の予測可能性、妥当性及び即応性が必要であること並びに同条2に規定する一覧表に掲げる

拠出締約国間の責任分担が重要であることを考慮に入れる。先進締約国その他の国及び資金源から任意の拠出を行うこともできる。当該制度は、民主的で透明な管理の仕組みの下で運営する。

生物多様性条約 第二十一条・2

締約国会議は、この条約の目的を達成するため、その第一回会合において、資金の利用(その機会の提供を含む。)についての政策、戦略及び計画の優先度並びに適格性の詳細な基準及び指針に関する決定(資金の利用を定期的に監視し及び評価することについてのものを含む。)を行う。締約国会議は、資金供与の制度の運営を委託された制度的組織との協議の後、1の規定を実施するための取決めを決定する。

生物多様性条約 二十一条・4

締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための資金を供与するため、既存の資金供与の制度を強化することについて検討する。

ターゲット15.c	持続的な生計機会を追求するために地域共同体の能力を増すことにより、保護種の密猟や取引と闘うための努力に対する世界的な支援を向上する
指標 15.c.1	密猟されたかまたは違法に売買された野生生物の割合
背景	
確認されている8,300の動物種のうち、8%は絶滅し、22%が絶滅の危険にさらされています。	
法律文書	
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十条・1	
先住民族は、自らの政治的、経済的および社会的制度または機関を維持しかつ発展させる権利、生存および発展の独自の手段の享受が確保される権利、ならびに自らのすべての伝統的その他の経済活動に自由に従事する権利を有する。	
先住民族の権利に関する国際連合宣言 第二十条・2	
自らの生存および発展の手段を剥奪された先住民族は、正当かつ公正な救済を得る権利を有する。	
サンサルバドル議定書 第十一条・2	
The States Parties shall promote the protection, preservation, and improvement of the environment.	
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十二條・2	
国は、単独に、また共同して、発展の権利の行使を保障する責務を有する。	
人及び人民の権利に関するアフリカ憲章 第二十四條	
すべての国の人民は、その発展に寄与する、満足のいく全般的環境に対する権利を有する。	
女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 第十八條・2・c	

States Parties shall take all appropriate measures to:
(c) protect and enable the development of women's indigenous knowledge systems;

生物多様性条約 第五条

締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、可能な限り、かつ、適当な場合には、直接に又は適当なときは能力を有する国際機関を通じ、いずれの国の管轄にも属さない区域その他相互に関心を有する事項について他の締約国と協力する。

生物多様性条約 第八条・j

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。
(j) 自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること。

生物多様性条約 第十条・(c, d)

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、次のことを行う。
(c) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。
(d) 生物の多様性が減少した地域の住民による修復のための作業の準備及び実施を支援すること。

生物多様性条約 第十一条

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合には、生物の多様性の構成要素の保全及び持続可能な利用を奨励することとなるような経済的及び社会的に健全な措置をとる。